

平成16年太宰府市議会第2回(6月)定例会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
6月1日(火)	午前10時	本 会 議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
6月2日(水)	(午後1時)			(質疑通告締切)
6月3日(木)	午前10時	本 会 議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議散会後	臨時議会 運営委員会	第一委員会室	
	臨時議会運営委員会終了後 (午前10時)	建設経済常任委員会協議会	第二委員会室	(個人質問通告締切)
6月4日(金)				
6月5日(土)				
6月6日(日)				
6月7日(月)	午前10時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会終了後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
6月8日(火)	午前10時	建設経済常任委員会	第二委員会室	
	委員会終了後	建設経済常任委員会協議会	第二委員会室	
6月9日(水)	午前10時	環境厚生常任委員会	第三委員会室	
	委員会終了後	環境厚生常任委員会協議会	第三委員会室	
6月10日(木)				
6月11日(金)				
6月12日(土)				
6月13日(日)				
6月14日(月)	午前10時	本 会 議	議 事 室	一般質問
6月15日(火)	午前10時	本 会 議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	臨時議会 運営委員会	第一委員会室	
	臨時議会運営委員会終了後	中学校給食・少子高齢化問題特別委員会協議会	第三委員会室	
6月16日(水)				
6月17日(木)	午前10時	本 会 議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了後	中学校給食・少子高齢化問題特別委員会	第三委員会室	
	議員協議会終了後	まちづくり総合問題特別委員会協議会	第二委員会室	

	特別委員会終了後	総務委員会	文教協議会	常任委員会	第一委員会室	
--	----------	-------	-------	-------	--------	--

平成16年第1回(5月)臨時会目次

第1日(5月21日開会)

1. 議事日程.....	1
2. 出席議員.....	1
3. 欠席議員.....	1
4. 会議録署名議員.....	1
5. 出席説明員.....	1
6. 出席事務局職員.....	2
開 会.....	3
閉 会.....	15

平成16年第2回(6月)定例会目次

第1日(6月1日開会)

1. 議事日程.....	17
2. 出席議員.....	17
3. 欠席議員.....	18
4. 会議録署名議員.....	18
5. 出席説明員.....	18
6. 出席事務局職員.....	18
開 会.....	19
散 会.....	29

第2日(6月3日再開)

1. 議事日程.....	31
2. 出席議員.....	31
3. 欠席議員.....	31
4. 出席説明員.....	31
5. 出席事務局職員.....	32
再 開.....	33
散 会.....	42

第3日(6月14日再開)

1. 議事日程.....	43
2. 出席議員.....	44

3. 欠席議員.....	45
4. 出席説明員.....	45
5. 出席事務局職員.....	45
再開.....	46
散会.....	130

第4日（6月15日再開）

1. 議事日程.....	131
2. 出席議員.....	131
3. 欠席議員.....	132
4. 出席説明員.....	132
5. 出席事務局職員.....	132
再開.....	133
散会.....	157

第5日（6月17日再開）

1. 議事日程.....	159
2. 出席議員.....	159
3. 欠席議員.....	160
4. 出席説明員.....	160
5. 出席事務局職員.....	160
再開.....	161
閉会.....	187

審議結果及び議案書等

1. 審議結果.....	189
2. 議案書.....	191
3. 請願.....	217
4. 意見書.....	224
5. 議員の派遣について.....	230
6. 諸般の報告.....	231

1 議事日程

〔平成16年太宰府市議会第1回（5月）臨時会〕

平成16年5月21日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）
日程第4 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）
日程第5 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第6 議案第34号 平成15年度山浦川河川災害関連工事請負契約の締結について

2 出席議員は次のとおりである（19名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番 | 力丸義行 | 議員 |
| 3番 | 後藤邦晴 | 議員 | 4番 | 橋本健 | 議員 |
| 5番 | 中林宗樹 | 議員 | 6番 | 門田直樹 | 議員 |
| 7番 | 不老光幸 | 議員 | 8番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番 | 大田勝義 | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵 | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 佐伯修 | 議員 |
| 15番 | 安部陽 | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 18番 | 岡部茂夫 | 議員 | 19番 | 武藤哲志 | 議員 |
| 20番 | 村山弘行 | 議員 | | | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 17番 福廣和美 議員

4 会議録署名議員

- 18番 岡部茂夫 議員 19番 武藤哲志 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

- | | | | |
|--------|------|----------|------|
| 市長 | 佐藤善郎 | 助役 | 井上保廣 |
| 総務部長 | 平島鉄信 | 地域振興部長 | 石橋正直 |
| 市民生活部長 | 関岡勉 | 健康福祉部長 | 古川泰博 |
| 建設部長 | 富田讓 | 上下水道部長 | 永田克人 |
| 教育部長 | 松永栄人 | 監査委員事務局長 | 花田勝彦 |

総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	税務課長	古野洋敏
市民課長	藤幸二郎	まちづくり技術 開発課長	大江田洋
上下水道課長	宮原勝美	教務課長	井上和雄

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	木村洋
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

開会 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名です。

定足数に達しておりますので、平成16年太宰府市議会第1回臨時会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、

18番、岡部茂夫議員

19番、武藤哲志議員

を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間になりたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

~~~~~

日程第3から日程第5まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第3、議案第31号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」から日程第5、議案第33号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第5までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 皆さん、おはようございます。

平成16年第1回臨時議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変ご多忙の中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日もご提案申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの3件と、工事請負契約の締結1件、合わせて4件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号から議案第33号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第31号専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、市税条例の一部を改正するものであり、改正後の適用が本年4月1日のため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきます。

改正の主な内容といたしましては、市民税では均等割の人口段階別の税率区分が廃止され、市、県民税均等割は3,500円から4,000円に、公的年金等控除や夫婦間の均等割制度、老年者控除などが年次的に廃止、是正されること、個人住民税の所得割、均等割の非課税基準が引き下げられたこと、長期譲渡所得の課税の特例について税率が改正されたことなどであります。

また、固定資産税では、事業の用に供するための家屋の附帯設備を償却資産として課税する方式に変更するための改正であります。

次に、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部が改正されたことにより専決処分をさせていただきますものであります。今回の改正は、条例の一部を改正し、条文の整理を行うものであります。

次に、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、市税条例等の専決処分と同様に、地方税法等の一部が改正されたことに伴う改正であります。改正の内容につきましては、譲渡所得の取り扱いが改正されたことに伴い、関係条文の整備を行うものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第3から日程第5までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

議案第31号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」について質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、事前に配付されております新旧対照表で質疑をさせていただきたいと思います。

まず、1ページの24条第1項第2号ですか、ここで老年者、こういう形で寡婦又は寡夫、これらの者の合計所得が125万円を超える場合を除くところになっているところが、まず65歳というふうになりました。そして、第2項で21万6,000円が19万8,000円ということで、1万8,000円引き下げられたわけですが、これの影響はどのくらいあるのかですね。国会では、老年者控除を廃止するという問題が出てきておりまして、縮小、こういう状況ですが、太宰府市ではこういう高齢者に対する部分について、当然控除額が引き下げられれば国民健康保険や介護保険にも影響を与えるわけですが、まずここでの太宰府市で税がどういう状況になるかを説明いただきたい。

それから、31条を今市長が説明しましたが、均等割2,500円が3,000円という形で上がっております。500円ですが、太宰府市の納税世帯平成13年度決算で見ますと、2万8,444人ということになります。これに500円を上乗せしたときには大体1,400万円を超えるわけですが、法律の中で、ある一定、今まで配偶者に対しては均等割がありませんでしたが、今後配偶者にも均等割を課せるといふふうに地方自治法も改正されておりますが、この3,000円というのは世帯、現在課税されてる方の部分に500円なのか、新たに配偶者も課税対象になってるようですが、それは課税しないのか。この増額の部分について説明をいただきたいと思います。

こういう当然専決をしてるわけですし、納付書については当然6月には国民健康保険税であれ、市民税であれ、納税通知を出さなきゃなりませんし、印刷も具体的な説明書の印刷をして郵送するわけですが、この用意ができ上がってるのかどうか、その結果どういう状況になるかというの、昨年度の市県民税の納税通知書の裏を見ても、均等割が市民税が2,500円、県民税が1,000円ということになっておりますが、まずそういう状況。

それから、それとまた関連をしますが、3ページの上の方にアンダーラインを入れとる中で、所得控除の中で老年者控除額というのがなくなっております、右側の方では。それで、この老年者控除がなくなったために、当然国民健康保険税や介護保険税にも影響を及ぼす可能性があります、この老年者控除の影響額がどんな状況かご説明をいただきたいと思います。

それから、次に4ページ、5ページですが、5ページで個人の市民税の所得割の非課税の範囲が、現在36万円だったのが35万円という形で1万円引き下げられております。この引き下げられた影響がどのくらいあるのか、これもまた説明をいただきたいと思います。

それから、申しわけございません、12ページ。現在のところ改正前は17条の長期譲渡所得の特別控除というところにラインが入っておりますが、今度の場合17条の譲渡所得の金額でラインが入っております。譲渡所得の場合100万円の控除がありましたが、これが廃止されました。そのために、特別控除の100万円の控除がなくなれば、当然譲渡所得の部分についても課税が増えるという結果になるわけですが、これについても説明をいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） それでは、順を追ってご説明をいたします。

今回国が行いました地方税法の改正につきましては、お手元に差し上げてます議案書、あるいは新旧対照表をご覧をいただいてわかりますように、おおむね30項目にわたる改正がなされております。直接我々市民の方に影響を及ぼすといひましようか、特に目につきます項目につきましては、先ほど武藤議員さんが言われました均等割の問題でありますとか、配偶者の均等割の非課税の廃止等々の項目がございます。

質問が上がっておりますいろんな項目につきまして、特にこの条文からいひまして、平成16年度から適用されます改正につきましては、個人住民税の均等割が500円上がったという部分だけが平成16年度から適用になります。武藤議員さんがおっしゃいましたように、確かに500円上がりますので、増額になりますので約2万4,000、5,000人ぐらいの方に影響があつて、試算としては1,400万円、あるいは1,300万円ぐらいだろうという予想をしております。

ただし、ほかの、妻に対する均等割非課税の廃止、つまり妻にも均等割がかかりますという改正につきましては、実はこれは平成17年度から適用になります。しかも、平成17年度が2分の1ということで1,500円、正式に3,000円の均等がかかりますのは平成18年度からになります。

それから、いま一つ、老年者控除の廃止という条文につきましては、これは平成18年度から適用になります。

そして、あと土地、建物等の長期譲渡所得の課税率、つまり特別控除の100万円の廃止でありますとか、税率の改定、これらにつきましては平成17年度分からの適用になります。

したがひまして、実際に平成16年度の税収等々に影響を及ぼしますのは、均等割の非課税基準額、つまりこの新旧対照表でいきますと1ページの部分です。それから、住民税の所得割の非課税基準額、この分が平成16年度から適用という形になります。

ただし、武藤議員さんのご質問にありますどれだけの影響があるのかという部分なんですけれども、数字的にきちつと把握できるのはやはり均等割、500円アップしたという部分が平成15年度の課税状況からして人数が割り出せますので、これを対象としますと約1,300万円前後かなという予測がつきますけれども、あとの非課税基準額が1万8,000円下がつたとか、あるいは所得割の分の課税額が36万円から35万円に1万円引き下げられたという部分の試算については、現状ではまだ調定額として上げておりませんので、予測がなされない状況にあります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 当面その500円の部分については今年に分からですが、まず、1万8,000円だとか1万円とか、控除の部分については今年は全く影響がないということですか。それとも、影響がありますからある一定の補正だとかしなきゃいけません、そういう部分については全くしてないわけですか。予測がつかないということじゃ、私どもちょっと納得がいききたいですけどね。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 実は今各市民の方に納付書を送付する準備をいたしております。特別徴収義務者に対しては、もう既に事務処理は終わっておりますけども、普通徴収で納めていただく方については、今現在納付書の送付事務を行っております。こういうことも一応全部終わらして一定の調定という数字が出た結果で、総体的に精算をした時点で、9月議会あるいは12月というところで補正計上という形になるかというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 議案第31号の質疑はほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第31号につきまして、専決をされてはおりますけれども、反対の立場で討論をいたします。

まず、先ほども説明がございましたように、生計同一の妻に対する非課税措置の廃止、これは納税義務者の妻はどれだけの所得があっても均等割は非課税とする制度ですが、この措置を廃止することで負担額は4,000円となります。この生計同一の妻に対する非課税措置をどうするかという問題は今後検討すべき課題ではありますが、女性の賃金は69%が240万円以下であり、さらに家計所得も低迷を続けております今日、この非課税措置の廃止は住民負担の引き上げとなり、適当ではないと考えます。

次に、個人住民税均等割の引き上げです。市町村民税は、人口段階別に3区分に分かれておりましたが、今回の改正でこの3区分を廃止して一律3,000円に統一をするものです。本市では2,500円から500円引き上げになります。

そして、今回の改正のうち税収入の影響額が一番大きいのが老年者控除の廃止です。この老年者控除は65歳以上で所得1,000万円以下のものに適用され、控除額は48万円でした。この控除の廃止により控除額のみだけ所得が上積みされるという形になります。最低限は年金収入で285.5万円から205.3万円に下がり、個人住民税においても245万円となります。こうした住民税と所得税における負担増に加えて、所得に応じて負担する応能割のある国民健康保険税や所

得段階別保険料となっている介護保険税などにも影響が出て、これも負担増となってきます。

今回のこの地方税法の改正は、三位一体の改革による国から地方への財政支出の大幅削減のもとで、地方自治体と住民の負担でその穴埋めを行おうというのが改正の中身であります。このように個人住民税にねらいを定めた庶民増税は、長い不況で苦しんでいる住民の負担を、暮らしをさらに追い詰めるものであり、到底認められるものではありません。

以上の理由によりまして反対を表明いたしまして討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今、総務部次長から説明がありましたが、この地方税の改正について、三位一体と言いながら地方自治体に対する負担だけを、また住民に負担だけを押しつける内容で、平成16年、平成17年、平成18年と均等割や控除や課税最低限、こういう後から出てきます都市計画税や国民健康保険税に大変な悪影響を市民に与える問題でありまして、3年間にわたってこういう地方税法の引き上げを行うものでありますから、今山路議員が言いましたように賛成はできませんし、国会では民主、社民、共産党、3党はこの案に対して反対の態度を表明しております。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第31号は承認されました。

承認 賛成16名、反対2名 午前10時21分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第32号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」について、質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、先ほど市長の提案理由の説明では条文の整理という形で説明がありましたが、この部分についてですが、まず大変論議になったのが、固定資産税の部分について課税標準額の上限の割合が70%算定されるというのが、まず太宰府市税条例の一部改正新旧対照表21ページの右側と左側にありますが、10分の7を乗じ得た額ということがそのままなっておりますが、今回負担水準60%から70%の範囲で、条例で定める負担水準により算出される税額というのが認められました。

これはもう地方自治体のこれだけ地価が下がっておりますし、大変地価の下落が続いてる中に、70%の負担調整では大変固定資産税が高いんじゃないかということで国会で論議になって、国会では全会一致で60%から70%の範囲ということになっておりますが、この辺について条例を改正する考え方がないのかどうか。以前大変地価が高い状況だったんですが、今大変太

宰府でも地価が下落しておりますが、この負担調整率の割合については改正する考え方がないかどうかお聞きしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 今回のこの見直しにつきましては、本市といたしましては現状でいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この部分についてですが、引き下げることについては国会で賛成はしてありますが、ある一定、大きな開発だとかそういう部分については大変大企業に有利な状況がありまして、これも国会で私どもは反対をしておりますので賛成できません。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第32号は承認されました。

承認 賛成16名、反対2名 午前10時24分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第33号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、今年度についてはどういう整理を、長期譲渡所得の場合特別控除100万円が廃止された場合については国民健康保険税がどのくらいぐら引き上がるのか。

それから、平成17年度、平成18年度の年金の老年者控除が廃止されると、当然その分が2万2,000円近く国民健康保険税が上がるということになるわけですね。こういう状況もありますが、長期譲渡所得、売った場合今までは特別控除100万円が認められたのが認められないようになった。こういう状況の中で、平成16年、平成17年、平成18年の間に様々な形で国民健康保険税の引き上げが行われる可能性があるんですが、老年者控除がなくなると介護保険税も階層別で引き上がるようになるわけですね。こういう部分についての見通しは立ってるのかどうか。その辺、今年度の部分の影響と来年、それから平成18年度、地方税の国会での改正とあわ

せて、見通しがわかれば報告いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この譲渡所得、特に特別控除の100万円控除の廃止ということにつきましては、先ほどご説明いたしました平成17年度から適用になります。ただ、これを仮に平成15年度の状況で照らし合わせてみますと、たまたま国民健康保険の加入者で譲渡所得があった人については、ちなみに58件ございました。これによって、税額が約400万円ほどの増額という形になります。

この譲渡所得につきましては、もうご承知のとおり毎年数字っていうのが、件数というのは変わりますので、現在のところどういう影響が出るのかというのは試算はいたしておりません。

それから、老年者控除の関連ですけれども、これも平成18年度から適用という形になります。確かに、老年者控除の廃止はなされるんですけども、ただ、公的年金等控除額というのがございまして、ある一定の年金収入から俗にいう年金控除額、この額も今回の税法改正で50万円増額になっております。ちなみに、公的年金等控除額というのは120万円の控除をされた後に課税標準額という数字で照らし合わせますので、その辺の影響あたりも現在のところ平成18年度からの適用という段階ですので、試算はいたしておりません。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そうすると、現在のところ、国会でこれだけの改正がなされてきて、第159回国会で成立してるわけですが、当面のところ平成18年までの間にまたその地方税法の改正の条例を出してくると。来年はまた出してくる、また平成18年も出してくるのか。もう来年度一挙に老年者控除だとかそういういろんな部分を含めた条例を出してくるのか。この中には平成17年、平成18年は含まれてないということですから、来年にまた地方税法の改正条例を出してくるといことなんですか。この中には今も言うように国民健康保険税の老年者控除については入っておりませんから。国会では成立をしてるわけですよ。この中では譲渡所得のみを出してきておりますが、老年者控除について、公的年金の部分についてですが、さっきあなたが言われたように、その部分について控除後の額ですから、いつごろもう出してくるのか。これはもう出さないと課税されないわけでしょ。それはもう初めからわかっとるわけですから、もう専決とかというのはしないで当然議会には出してきましたよね。国会ではもう決まっている。当然専決されれば全く同じようなことになるわけですから。その辺はどうですか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 例えば、議案書の11ページをちょっとご覧いただきたいと思います。

議案書の11ページの第2条第3項の中に、新条例34条の2の規定はというふうな条文がございますけれども、これが老年者控除のことをうたってるわけです。これにつきましては、そこに書いてますとおり、平成18年度以降の年度分の市民税に適用しますよというような形で、老年

者控除のそこに年度を明記をしてるわけです。こういうことで、現時点で国の方から地方税の改正をしますよという通知っていうのは、我々が受け取った段階でその都度こういうふうに条例、私どもの条例改正という形で提案をさせていただいておりますので、国の状況等々を判断しながら直近の議会なりに提案をしていくという形になろうかというふうに思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そうすると、この改正で、はっきり言って今3つあれしてきたわけですが、全部平成16年度、平成17年度、平成18年度、次から次にもう引き上げられていくということになるわけですね。じゃあそれとあわせて今国会で論議をされた中で、いろんな地方自治体に関連のある内容についてですが、これはあるちょっと別な、議会全員協議会でも構いませんが、市町村たばこ税の交付金の創設という条例が国会で通っておりますし、それから特に問題があるのは、法定外税の協議同意の一部廃止ということで、今まで法定外の部分について、総務大臣に許可をいただいていたのを、もう一切必要でないという法律も改正されておるわけですね。今歴史と文化の環境税の問題がかかわってくるわけですが、特定納税義務者の意見聴取の法律改正もなされておりますが、やっぱりある一定の機会、ここに出てこない問題。ただし関連する地方税法の問題がありますから、それもある一定議会に説明する必要があるんじゃないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 今、武藤議員さんが事例として出されました法定外目的税の問題ですけども、これはもうご承知のとおり法定外目的の税率の引き下げでありますとか、あるいは期間の短縮をする場合について総務大臣の同意を廃止することっていうふうになるわけですけども、これにつきましては、現在のところまだその動きを、私どもが正式には動いておりませんので、今から動こうという形の中で、議会の中で今回税制審議会を立ち上げたいということで、報告はいたしました。そういう状況の流れの中で、適時議会の方にも報告、相談をしていくという形になろうかというふうに思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 議案第33号について、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この国民健康保険税条例の一部改正についても、ただいま説明があったように、やはり高齢者控除の廃止によって介護保険や国民健康保険、そして長期介護所得の100万円の特別控除がなくなったために当然国民健康保険税に対する増額になるわけで

すから、これについても賛成はできません。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第33号は承認されました。

承認 賛成16名、反対2名 午前10時33分

~~~~~

日程第6 議案第34号 平成15年度山浦川河川災害関連工事請負契約の締結について

議長（村山弘行議員） 日程第6、議案第34号「平成15年度山浦川河川災害関連工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第34号「平成15年度山浦川河川災害関連工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本工事につきましては、昨年7月19日に発生しました大雨による北谷の山浦川の河川災害復旧工事でございます。

施工業者の決定につきましては、市内業者等本市周辺の10社にて指名競争入札を行い、その結果、株式会社山友建設が工事費1億6,400万円で落札いたしましたので、消費税を加算した1億7,220万円で契約させていただくものでございます。

資料を添付しておりますのでご参照いただきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。



19番（武藤哲志議員） 平成16年度の一般会計、平成15年度の繰り越しとして工事をするわけですから災害復旧について早急にしなきゃいけません、これについて国の補助金額がまず地方債も含めて幾らなのか、一般財源の持ち出しが幾らなのかをまず説明をいただきたい。

それから、特に今以前も入札問題について質問いたしましたが、この金額、競争入札についての落札率は何%なのか、わかれば報告いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 1億7,200万円の契約でございます、ちょっと数字をはじいておりませんが、約3分の2が国庫の補助金です。残りの95%が起債です。その起債についても、かなりの部分、元利償還金の100%について交付税の算入が後日償還のときにあるというふうに、そういう仕組みになっております。

それから、落札率といいますと、私どもの予定価格からということですかね。

（19番武藤哲志議員「はい」と呼ぶ）

私どもの予定価格をまだ公表いたしておりませんので、これについてはお答えを差し控えていただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） もうある一定新聞でも公共事業については落札率が結果ですから、もう入札の終わった後ですから、これで何%で落札されたぐらいは新聞でもいつも言われてるわけですから。ここで見ますと業者の中で一番高いのは1億6,830万円、これに対する消費税を入れれば幾らというふうになるわけでしょう。これじゃ落ちなかったということになるわけで、最低が1億6,400万円消費税を入れて1億7,220万円とこうなるとるわけですが。その事後にとか、今の入札を透明化しなさいという中で、事前事後も公表しない、落札率も公表しないということになってくると問題があるんじゃないですか。この前私も一般質問して、国は明らかにしなさいと。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これには設計額がございまして、設計額の公表はしていません。

私どもまだその準備をいたしておりませんので、予定価格、あるいは設計価格とも諸事情によって公表いたしておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 問題がありますからちょっと休憩をしていただけませんか。これだけ議会に承認を求めてきて、税金を使って公共工事もやる、3分の2が国庫補助で95%は交付税というけど、交付税は今年のやつ見ても特別交付税も普通交付税もあれだけへずられておっして居るわけですが、ある一定のこれだけ議会に承認を求めてきて、金額が幾らで何%とかというのはあるでしょうけど、入札の価格について設計とかいろいろあるでしょうけど、もうその金額ぐらいは公表するために、ちょっと執行部の意思の統一ができてないということであれば、ちょっと休憩をしていただいて、お願いできませんか。

議長（村山弘行議員） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

~~~~~

再開 午前10時54分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 武藤議員からのご質問で、契約率っていうものですか、これについても知りたいということでございますが、私ども現在指名競争入札というのをやっております、非常に市内業者の育成っていうことで業者も限られております。予定価格の公表等についても武藤議員から再三そういうこともやったらどうかというようなことを、制度の見直しも今後やるべきだっというふうなお話も伺っております、それについては政府の電子入札の制度、一般競争入札の制度の導入等がございますので、それにあわせてそういう意向で進めていきたいと思っております。

今回、そういうような狭い範囲の中で契約、落札率等を公表しますと、市内の業者が努力しないというような形も出てまいりますので、地元業者の育成という面から、今回は予算との対比という形で皆さんにお知らせをしたいというふうに考えております。

今回、この山浦川の河川災害復旧工事の予算額については、約1億8,400万円でございます。これに対して今回1億7,220万円を契約いたしますので、これに対比しますと93.58%の価格で入札が行われて落札したと、そういう形でございます。93.58%です。

以上でご説明にかえます。

議長（村山弘行議員） 議案第34号に対する質疑はほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第34号は可決されました。

可決 賛成18名、反対0名 午前10時56分

議長（村山弘行議員） お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するもの

につきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~

議長(村山弘行議員) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は終了しました。

これをもちまして平成16年太宰府市議会第1回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成16年太宰府市議会第1回臨時会を閉会します。

閉会 午前10時57分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年8月25日

太宰府市議会議長 村山弘行

会議録署名議員 岡部茂夫

会議録署名議員 武藤哲志

1 議事日程(初日)

[平成16年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成16年6月1日

午前10時開議

於議事室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第1号 平成15年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について |
| 日程第5 | 報告第2号 平成15年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて |
| 日程第6 | 報告第3号 太宰府市土地開発公社経営状況の報告について |
| 日程第7 | 報告第4号 財団法人太宰府市国際交流協会経営状況の報告について |
| 日程第8 | 報告第5号 財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団経営状況の報告について |
| 日程第9 | 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算:専決第1号) |
| 日程第10 | 議案第36号 市道路線の認定について |
| 日程第11 | 議案第37号 福岡都市圏競艇等事業組合規約の一部を変更する規約の協議について |
| 日程第12 | 議案第38号 太宰府市土地開発公社定款の一部を改正する定款について |
| 日程第13 | 議案第39号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第40号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第41号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第42号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について |
| 日程第17 | 議案第43号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について |

2 出席議員は次のとおりである(20名)

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番 | 力丸義行 | 議員 |
| 3番 | 後藤邦晴 | 議員 | 4番 | 橋本健 | 議員 |
| 5番 | 中林宗樹 | 議員 | 6番 | 門田直樹 | 議員 |
| 7番 | 不老光幸 | 議員 | 8番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番 | 大田勝義 | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵 | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 佐伯修 | 議員 |
| 15番 | 安部陽 | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美 | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |

19番 武藤哲志議員

20番 村山弘行議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

1番 片井智鶴枝議員

2番 力丸義行議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	花田勝彦
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	国保年金課長	木村裕子
まちづくり技術 開発課長	大江田洋	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄		

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	白石純一
議事課長	木村洋
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

開会 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成16年太宰府市議会第2回定例会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

1番、片井智鶴枝議員

2番、力丸 義行議員

を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの17日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月17日までの17日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（村山弘行議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思ます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4から日程第8まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第4、報告第1号「平成15年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」から日程第8、報告第5号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団経営状況の報告について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第8までを一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成16年度第2回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともご多用の中ご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

本日、定例議会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

最初に、九州国立博物館についてでございます。

平成14年4月に本体工事が着工し建設が進められておりましたが、本年3月末に完了いたしました。そして、5月9日には議員の皆様をはじめとする地元及び工事の関係者約350人が出席され、盛大に竣工式が石坂四丁目の現地で挙行され、ともに完成を祝い合いました。これからは、平成17年秋の開館を目指していよいよ準備作業が本格化してまいります。本市といたしましても、太宰府天満宮をはじめとした豊かな歴史的文化遺産を「光」とし、「国博のあるまち＝太宰府＝の魅力」を各方面に発信していくため、「まるごと博物館推進プロジェクト」をより一層推し進めてまいります。

次に、防災対策についてでございます。

昨年の「7・19豪雨災害」から1年を迎えようとしております。本市では、昨年の災害を教訓に地域防災計画の見直しを行い、さらにはその内容の点検も含めた初動体制の早期確立を図るため、去る5月22日に、福岡県消防防災課の指導をいただき、市災害対策本部の「防災図上訓練」を実施いたしました。訓練は、刻々と変化する状況を想定し、対策本部各班のそれぞれの役割や行動内容などの総点検及び確認を行いました。今年は例年より早く梅雨入りをいたしました。万全の体制を整え、対応してまいります。

また、特に甚大な被害を受けました三条区、連歌屋区、国分区、通古賀区におきましても、区の役員や被災者を対象に「防災図上訓練」を実施し、市民の皆様の防災意識の向上を図るとともに、各地域における「自主防災組織」の早期設置などを呼びかけ、「災害に強いまちづくり」に向けた取り組みを行っております。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、報告5件、専決処分の承認を求めるもの1件、市道



路線の認定1件、規約の協議1件、定款の改正1件、条例の一部改正3件、補正予算2件、合わせて14件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号から報告第5号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第1号「平成15年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」ご説明申し上げます。

平成15年度の繰越明許費は、計17件の事業について設定しておりましたが、繰越額が確定いたしましたので報告をさせていただきます。

繰越総額は15億7,332万6,100円で、そのうち災害復旧事業は9件、10億5,617万3,100円の繰り越しを行っております。

次に、報告第2号「平成15年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」ご説明申し上げます。

平成15年度につきましては、市史編さん事業、高雄地区バス路線整備事業、JR太宰府駅関連業務委託事業など、5件の事故繰越しを行っております。繰越総額は6,360万7,500円でございます。

次に、報告第3号「太宰府市土地開発公社経営状況の報告について」ご説明申し上げます。

まず、平成15年度の事業と決算について報告します。

主な事業といたしましては、公有地取得事業では、御垣野・隈野線道路改築事業用地の取得を行っております。

また、処分として、公有地取得事業では御垣野・隈野線道路改築事業用地、高雄公園（仮称）整備事業用地及び高雄中央通り線道路改良事業用地、土地造成事業では佐野地区住宅開発事業用地の処分を行っております。

決算につきましては、収益的収入6億383万3,164円に対しまして、収益的支出は7億3,154万3,706円となり、差し引き1億2,771万542円の当期純損失を生じております。

なお、前期繰越準備金から当期純損失を差し引いた繰越準備金合計は、2億5,888万831円となっております。

次に、平成16年度の事業計画についてであります。公有地取得事業では、御垣野・隈野線道路改築事業用地の取得を計画いたしております。

また、処分につきましては、公有地として御垣野・隈野線道路改築事業用地、土地造成事業では、佐野地区住宅用地開発事業用地の処分を計画いたしております。

以上、簡単ではございますが、太宰府市土地開発公社の経営状況を報告いたします。

次に、報告第4号「財団法人太宰府市国際交流協会経営状況の報告について」ご説明申し上げます。

まず、平成15年度の事業と決算について報告いたします。

事業としましては、アジア太平洋子ども会議の子ども大使受け入れが、昨年2月ごろから流

行した新型肺炎（サース：SARS）の影響で中止となり、毎年参加しておりました太宰府市民政庁まつりも7月19日の豪雨災害の影響により中止となるなど、事業実施に大きな影響が出ましたが、市内大学留学生のホームビジット（家庭訪問）の受け入れ、史跡散策交流会、セカンドファミリー事業、フレンズベル倶楽部メンバーのつどい（賛助会員の交流会）、民間国際交流団体への助成などを行っております。また、在住外国人のための日本語教室も委託事業として実施いたしております。

決算の収入につきましては、基本財産2億円の国債利子収入280万円及び賛助会員会費収入40万2,070円、市補助金60万円など、前年度繰越金を合わせて合計606万632円となっており、支出につきましては、自主事業費及び一般管理費合わせて309万5,187円で296万5,445円の繰越金となっております。

次に、平成16年度の事業計画と予算でございますが、事業につきましては、新規事業として、外国人との共生という観点からの事業展開を図っていくため、日本の伝統文化体験講座事業、食文化交流を図る世界料理教室、外国人向け生活情報マップの作成などの事業を行うことにしております。

予算につきましては、収入として757万7,000円を見込み、支出として自主事業費を267万8,000円、一般管理費を489万9,000円見込み、一般管理費のうち予備費として198万円を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況を報告いたします。

次に、報告第5号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団経営状況の報告について」をご説明申し上げます。

まず、平成15年度の事業と決算について報告いたします。

主な事業といたしましては、12施設の管理運営の受託と文化・スポーツ振興に関する事業を行い、各種教室、講座、イベント等の開催及び主催事業や他団体の開催事業の情報提供を行っておるところであります。

この結果、全施設の利用者数は、約85万人とたくさんの方に利用していただきました。今後も多様化する市民ニーズにこたえるため、施設の管理、運営により一層力を注いでまいります。

決算につきましては、一般会計としての主な収入は、基本財産運用収入、自主事業収入及び受託事業収入と合わせて、合計4億5,095万3,615円となっております。

支出につきましては、自主事業、受託事業費及び財団管理費などを合わせて、合計4億3,519万4,705円で、差し引き1,575万8,910円の繰り越しとなっております。

収益事業会計の収入は、収益事業収入及び雑収入を合わせて、合計345万8,560円となっております。

支出につきましては、収益事業支出及び公益事業繰出支出、法人税等を合わせ、収入と同額の345万8,560円となっております。

次に、平成16年度事業計画と予算についてでございます。

事業につきましては、スポーツ事業としてあるいは生涯学習支援事業といたしまして、史跡水辺公園、女性センター、いきいき情報センター、市民図書館、文化ふれあい館の5施設で、合計163の教室や講座等を計画いたしております。

次に、予算につきましては、一般会計として、収入4億3,547万2,000円を見込み、支出につきましては、財団事務局費等で、収入と同額を計上いたしております。

自主事業特別会計につきましては、収入としまして、自主事業収入等で合計6,979万1,000円、支出につきましても同額を見込んでおります。

以上、簡単でございますが、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況を報告いたします。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、報告第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、報告第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、報告第4号について質疑はありませんか。

1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 本年度外国人専用マップの作成費ということで87万円の予算が計上されています。市内に居住する外国人が日常の生活の中でごみの出し方、病院の場所など、わかりやすいガイドブックを欲しいという声を直接接する機会の多い市民から何度か聞いたことがあります。これらの声に対して今回生活マップが作成されるのは、異文化の中で生活していく外国人にとりまして朗報で歓迎されると思います。

それで、このマップは何部制作する予定なのか、またどのようなものか、今おわかりでしたら経過状況も含めてお尋ねしたいと思います。

次に、現在、太宰府市に居住する外国人の人数、また市内の大学に通学している外国人の学生数など、わかる範囲でお答えください。

2点目、市100%出資の団体で2億円の資金運用益が280万円となり、その一方決算書によると、予算の執行率は昨年度SARSによるアジア太平洋こども会議や水害による政庁まつりの中止などを考慮しても、平成15年度の予算執行率50.8%、平成14年度の予算執行率は65.3%と低く、金額にして2年間とも200万円、300万円前後と、予算総額の2分の1から3分の1を占める額の繰り越しになっております。もちろん理事会や会員の皆様のご努力やボランティアの

精神で運営がなされ、むだを極力省いているということもあると思いますが、事業計画、予算案の立て方にも課題があるのではないかと考えます。

私は、さきの予算特別委員会で、補助金の交付申請に当たっては見直しを行い、改善する必要があるということで予算案に対して反対をしております。これは国際交流団体に限定するものではありませんが、提出されました決算書の内容をとらえ、今年度以降も補助金の見直しの考えはないのか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） まず、1点目の件でございますが、外国人留学生用の生活情報用として、市内の交通機関、公共施設、病院、学校などを地図に落とししたものを英語、韓国語、中国語の3か国語をもって各300部発行予定といたしております。

それから、太宰府市内に登録しておられます外国人の数は、4月30日現在238名でございます。

それから、留学生につきましては、第一経済大学が130名、国際大学が100名、情報大学が150名の計380名となっております。

2点目の予算編成の件でございますが、平成14年度中途よりペイオフ対策といたしまして、2億円の基金で10年物の国債を購入いたしております。現在280万円の運用収入がございますが、低金利時代の折、それまでの定期預金や普通預金と比較いたしまして安定した利息収入を得られるようになっております。ご指摘のように、収入増に対しまして事業計画及び予算編成に問題もあると考えておりますので、今後は所期の目的達成のため、十分指導してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今、300部とお聞きしましたけども、300部で87万円の制作費というのは申しわけありません。900部ですね。87万円の制作費というのは決して少ない額ではないと思います。制作に当たりましては、外国人の生の声や外国人と直接接し、生活していく上での不安や心配事など、数多く聞いている日本語教室などの団体などにも十分意見を聞かれ、また春日市や大野城市などでも既に策定しておりますので、こういった団体などを十分に調査し、どうか使いやすく親しみのあるパンフレットをつくっていただきたいと希望しております。

また、今後見直しを行っていくということを聞きましたけども、国際交流協会は設立以来10年余り、市内の国際交流の中核的な存在として積極的に活動された団体であります。これから市が観光客の誘致をアジアに向けて積極的に進めていこうとする中においては、国際交流協会の存在はますます重要になっていくと思います。しかしながら、全国の自治体など、イベント中心でのこれまでの国際交流を見直し、一歩進んで文化の違い、肌の色、言葉の違いを乗り越えた異文化理解へと創意工夫しているようです。協会の設立当初の会員からは、以前はすこ

い活気があり楽しかったと聞いております。しかしながら、時代の変化とともに人々のニーズも変化していくと思いますので、協会の方はご苦労も多いと思いますが、貴重な市民の税金からの補助金でありますので、どうぞ多くの声を取り上げ、なお一層充実した活動をしていただきますようお願いして質疑を終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、報告第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~

日程第9 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算：専決第1号）

議長（村山弘行議員） 日程第9、議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算：専決第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算：専決第1号）」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成15年度の歳入不足による赤字4,952万7,416円の繰上充用のため、歳入歳出それぞれ4,952万8,000円を追加し、予算総額を56億903万7,000円とする専決処分を平成16年5月31日付でさせていただいたものでございます。

平成15年度老人保健特別会計につきましては、国、県、支払基金ともに、年度内に受け入れる交付額が基準額より少なかったために、支出が収入を上回り歳入不足を生じたものですが、その不足分については、「過年度精算金」として平成16年度で追加交付されることになっております。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算：専決第1号）」について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第35号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

したがって、議案第35号は承認されました。

承認 賛成19名、反対0名 午前10時24分

~~~~~

日程第10 議案第36号 市道路線の認定について

議長(村山弘行議員) 日程第10、議案第36号「市道路線の認定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長(佐藤善郎) 議案第36号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

今回、認定を提案いたしております「貝出3号線」、「今王7号線」につきましては、道路用地として寄附及び交換を受けた道路であり、道路法第8条第1項の規定に基づき、認定を行うものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(村山弘行議員) 説明は終わりました。

質疑は6月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第11 議案第37号 福岡都市圏競艇等事業組合理約の一部を変更する規約の協議について

議長(村山弘行議員) 日程第11、議案第37号「福岡都市圏競艇等事業組合理約の一部を変更する規約の協議について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長(佐藤善郎) 議案第37号「福岡都市圏競艇等事業組合理約の一部を変更する規約の協議について」ご説明申し上げます。

今回の規約変更は、事業組合の事務所の所在地が変更になりましたので、組合理約第4条を

変更するため関係市町村と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は6月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第12 議案第38号 太宰府市土地開発公社定款の一部を改正する定款について

議長（村山弘行議員） 日程第12、議案第38号「太宰府市土地開発公社定款の一部を改正する定款について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第38号「太宰府市土地開発公社定款の一部を改正する定款について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、事業の見直しによる理事定数の削減及び理事長に事故がある場合に理事長の職務を代理する副理事長の設置など、定款の整備を行うものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は6月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第13から日程第15まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第13、議案第39号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第15、議案第41号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13から日程第15までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第39号から議案第41号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第39号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する

政令が、本年4月1日から施行されたことに伴い、条例を改正するものであります。

改正の内容は、非常勤消防団員の退職報償金の支給額を、階級別勤務年数に応じて一律2,000円を引き上げ、平成16年4月1日以降に退職した非常勤消防団員に適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、従来の例によることといたしております。

次に、議案第40号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、投票当日及び期日前投票に係る特別職の投票立会人にあつては、1日の投票時間内において交代が可能でありますので、条例の一部を改正しまして、支払いの根拠を示す条文の整備を行うものであります。

次に、議案第41号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

国において、平成15年7月、次世代育成支援対策推進法が成立し、市町村及び事業所において行動計画策定が義務づけられましたことから、太宰府市次世代育成支援対策行動計画策定委員会を設置するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は6月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第16と日程第17を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第16、議案第42号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」及び日程第17、議案第43号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16及び日程第17を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第42号及び議案第43号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第42号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ8,613万9,000円を減額し、予算総額を228億5,694万9,000円にお願いするものであります。

主なものとしたしましては、下水道事業会計において、平成16年度に新たに制度化されました資本費平準化債2億5,000万円の借入れが認められたことから、下水道事業会計補助金を減



額し、それに伴い平準化債借入額の2分の1に当たる額が交付税の対象外となることから、1億2,500万円を普通交付税から減額しております。

また、歴史と文化の環境税を財源としまして、天満宮周辺の臨時駐車場警備や臨時トイレの設置、観光マップの作成、街路灯設置工事などの予算を追加しております。

そのほか、四王寺林道改良工事費、通古賀地区整備関連事業費など、緊急を要するものについて追加計上させていただいております。

次に、議案第43号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成16年度新たに制度化されました資本費平準化債に係るものを計上するものであります。

下水道の整備は、長い年月と巨額な資金が必要であり、その財源の多くを企業債に依存しておりますが、世代間負担の公平化を図る観点から企業債償還期間と下水道施設の減価償却期間との差により生じる企業債償還金相当額と減価償却費相当額との差額を、一定期間後年度に繰り延べることを目的とした資本費平準化債の拡大分が制度化されました。

これに伴い、収益的収支及び資本的収支とも、一般会計補助金を調整するとともに、平準化債借入れに係る収入及び償還経費を計上いたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は6月3日の本会議で行います。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月3日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時33分

~~~~~

1 議事日程(2日目)

[平成16年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成16年6月3日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第36号 市道路線の認定について  
日程第2 議案第37号 福岡都市圏競艇等事業組合理約の一部を変更する規約の協議について  
日程第3 議案第38号 太宰府市土地開発公社定款の一部を改正する定款について  
日程第4 議案第39号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第40号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第41号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第42号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について  
日程第8 議案第43号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について  
日程第9 請願第6号 郵政事業の経営形態維持に関する請願  
日程第10 請願第7号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願  
日程第11 請願第8号 都府楼保育所民間移譲計画における保護者等協議の継続を求める請願

2 出席議員は次のとおりである(20名)

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 佐伯修  | 議員 |
| 15番 | 安部陽   | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

|      |      |        |      |
|------|------|--------|------|
| 市長   | 佐藤善郎 | 助役     | 井上保廣 |
| 収入役  | 松島幹彦 | 教育長    | 關敏治  |
| 総務部長 | 平島鉄信 | 地域振興部長 | 石橋正直 |

|         |      |          |      |
|---------|------|----------|------|
| 市民生活部長  | 関岡勉  | 健康福祉部長   | 古川泰博 |
| 建設部長    | 富田讓  | 上下水道部長   | 永田克人 |
| 教育部長    | 松永栄人 | 監査委員事務局長 | 花田勝彦 |
| 総務部次長   | 松田幸夫 | 地域振興部次長  | 三笠哲生 |
| 健康福祉部次長 | 村尾昭子 | 総務課長     | 松島健二 |
| 財政課長    | 井上義昭 | 地域振興課長   | 大藪勝一 |
| 市民課長    | 藤幸二郎 | 建設課長     | 武藤三郎 |
| 上下水道課長  | 宮原勝美 | 教務課長     | 井上和雄 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 |
| 議事課長   | 木村洋  |
| 書記     | 伊藤剛  |
| 書記     | 満崎哲也 |
| 書記     | 高田政樹 |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第36号 市道路線の認定について

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第36号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第36号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第2 議案第37号 福岡都市圏競艇等事業組合理約の一部を変更する規約の協議について

議長（村山弘行議員） 日程第2、議案第37号「福岡都市圏競艇等事業組合理約の一部を変更する規約の協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第37号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時01分

~~~~~

日程第3 議案第38号 太宰府市土地開発公社定款の一部を改正する定款について

議長（村山弘行議員） 日程第3、議案第38号「太宰府市土地開発公社定款の一部を改正する定款について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第38号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第4 議案第39号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第4、議案第39号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時02分

~~~~~

日程第5 議案第40号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第5、議案第40号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第40号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第6 議案第41号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
議長（村山弘行議員） 日程第6、議案第41号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第41号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第7 議案第42号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について  
議長（村山弘行議員） 日程第7、議案第42号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第42号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第8 議案第43号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
議長（村山弘行議員） 日程第8、議案第43号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第43号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第9 請願第6号 郵政事業の経営形態維持に関する請願  
議長（村山弘行議員） 日程第9、請願第6号「郵政事業の経営形態維持に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

12番小柳道枝議員。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） 請願第6号「郵政事業の経営形態維持に関する請願」につきまして、お手元に配付いたしております資料に基づきまして趣旨説明をいたします。

紹介議員は、私小柳道枝、渡邊美穂議員、安部陽議員、田川武茂議員、橋本健議員、片井智鶴枝議員、力丸義行議員、山路一恵議員、武藤哲志議員、岡部茂夫議員、安部啓治議員、大田

勝義議員、中林宗樹議員、門田直樹議員、不老光幸議員、後藤邦晴議員、佐伯修議員。

請願者は、太宰府市大佐野604-6、黒木節明氏です。

現在、我が国の郵政事業は、全国で約2万4,700か所に及ぶ郵便局のネットワークを通じて、全国一律に公平なサービスを提供することにより国民の利便性を確保しています。

また、事業の効率的経営とさらなる高品質サービスの提供を目指し、平成15年4月1日からは国営の新たな公社として発足し、ようやくその緒についたばかりであります。

こうした中、政府は、構造改革の一環として、経済財政諮問会議に郵政事業民営化を検討するよう指示し、この秋をめどに最終報告を取りまとめる方向で進めております。

ご承知のように、競争原理を基本とする民営経営においては、収益、すなわち採算性が重視されることは当然であり、郵政事業が民営化され、この原則に基づいて経営することになれば、太宰府市内の小規模郵便局の統廃合が実施されることは必定です。このことによる市民生活へ与える影響が懸念されるものであります。よって、郵政事業の民営化については、公的、社会的役割の重要性をかんがみ、当面現状の経営形態を維持することが望ましいと考えております。

民営化が実施されると、不採算の小規模郵便局は閉鎖されることになり、結果的には地方の切り捨てにつながります。ちなみに、郵政事業が民営化されたドイツでは、この10年間で約2万9,200の郵便局が1万3,000局と半減しています。

21世紀は地方の時代と言われております。市町村合併が加速され、市町村役場の統合、廃止など、地域から公的な機関は撤退し、ますます行政サービスは低下することが予測される中、市内各地に配置されている郵便局にその肩がわりが期待されております。現在、太宰府市と市内各郵便局においては、防災協定をはじめとして協力関係が構築されているようですが、今後各種証明書の交付事務など、ワンストップサービスなどの推進が図られることを期待しております。

また、郵政事業の民営化により、ユニバーサルサービスが喪失されることが懸念されます。郵便の全国統一料金制度はなくなり、距離などで料金格差が生じることとなります。また、郵便貯金の小額貯金口座に対しては預かり手数料が要ることにもなりかねません。何よりも、不採算局の閉鎖に伴い、市内の各地の小規模郵便局がなくなり、年金の受け取りをはじめとして既利用者の生活に大きな影響を及ぼすこととなります。

以上、市民生活の安定と福祉の増進に貢献している郵便事業は、民営化すべきではなく、現経営形態を維持することが最善であると考えます。よって、本件に対する議会決議を行い、衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務、財務、経済財政政策担当、各大臣に対し要請していただきますようお願いいたします。

請願の趣旨を十分にご理解いただきまして採択いただきますようお願いいたします、説明といたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今趣旨と理由が述べられまして、その趣旨と理由についてはよく理解をできるわけですが、こういった趣旨、理由の心配点がもし民営化することによっても生じなければ、この最後における民営化に反対しなくてもいいというお考え方はあるんですか。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） この民営化におきましては、私どもこの太宰府市の中におきましても小さな郵便局が、今高齢化を迎えてる中で一番不便を感じるのは市民ではないかと思っておりますので、民営化の小規模の統廃合を、合併をなさらない方がいいのではないかという考えに至っております。

議長（村山弘行議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第6号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第10 請願第7号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第10、請願第7号『「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願』を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

2番力丸義行議員。

〔2番 力丸義行議員 登壇〕

2番（力丸義行議員） 『「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願』。

紹介議員は、私力丸義行と橋本健議員、田川武茂議員、渡邊美穂議員、安部陽議員、清水章一議員、安部啓治議員、片井智鶴枝議員、後藤邦晴議員、大田勝義議員、不老光幸議員、中林宗樹議員、門田直樹議員、岡部茂夫議員、小柳道枝議員、佐伯修議員、福廣和美議員です。

請願の趣旨。すべての人が、差別されることなく人として尊ばれ、平等に生きる権利を擁護するため、「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定が必要である。そのために、国に対して実効性のある「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書を提出されたい。

請願者は、部落解放同盟筑紫地区協議会委員長森岡修氏です。

請願理由。日本国憲法及び世界人権宣言に明示されている基本的人権の尊重とあらゆる差別の撤廃は、今や我が国の国際的な責務であります。しかし、現実社会では、部落差別をはじめ様々な人権問題が起きております。しかも、差別をこうむった者を救済するすべさえもなく、ほとんどが泣き寝入りさせざるを得ない状況に置かれています。

私たちは、部落差別の完全撤廃を目指し、取り組む中から、あらゆる人たちの人権確立とい

う普遍的なテーマに迫っていく運動を展開しているところです。その一つとして、「人権確立のための法整備」を求めてきました。ご承知のように、「人権侵害の救済に関しては法的措置を講ずること」と明記された人権擁護推進審議会答申並びに国際的人権潮流に後押しされて、政府は閣議決定された人権擁護法案を提出し、4回にわたって国会での審議が行われましたが、国際的人権基準ともいうべきパリ原則（人権委員会の独立性確保）に合致せずとの国内外の抜本的修正を求める世論の高まりの中、平成15年10月の衆議院解散により自然廃案となりました。

しかしながら、熊本県における元ハンセン病患者に対する宿泊拒否や、いわゆる同和地区を特定し、誹謗中傷をインターネット上で繰り返すという悪質な人権侵害が惹起し、本市においても同和地区間い合わせ差別事象等が後を絶たない状況にあります。よって、人権救済に関する法律の制定は焦眉の急であります。21世紀を真の人権の世紀としていくため、また市民社会の人権確立を標榜した太宰府市人権都市宣言に関する条例を具体化するためにも、政府からの独立性を担保した実効性ある「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書を国へ提出いただきますようお願いいたします。

以上、請願の趣旨説明とさせていただきます。慎重審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志君。

19番（武藤哲志議員） 大変、今説明をいただきましたが、本日皆さんのところに資料として配付をさせていただいておりますが、まずこの部落差別問題について、様々な問題がほとんど泣き寝入りをせざるを得ないと、救済ができないという部分と、法的処置が講じられてないということですが、人権侵犯事件調査処理規程の改正が、来年4月1日から施行されるように法務省人権擁護局から全国の地方自治体に通達が来る予定です。

まずそれを見ていただきますと、まず概要があります。その20ページを見ていただくと、人権侵犯事件調査処理規程というのがありまして、第1章、第2章から第4章までですね、ずっとあります。そういう部落差別を受けた人たち、それからあらゆる差別を受けた人たちの救済手続というのが法律で明記をされました。その21ページの救済手続の開始ですが、第8条ですね、人権侵犯により被害を受けた人が、あらゆる救済をしましよというところが出されて、その調査も具体的に国や法務局が行いませよというところが出されてますね。

それから、22ページあけていただくと、そういう差別を受けたり、いろんな部分に対する援助の処置という法律ができました。そして、その下に、人権侵犯の事実が認められた場合についての内容が具体的に書いてあって、相手に対する処置、それから反省を促すとか、やめさせる問題だとか、それでもだめならば、第5項で刑事訴訟法というのがありまして、告発を国が行うと、法務局が行うと。そういう勧告・通告が第16条。それから、やはり部落差別をはじめ

あらゆるこの差別問題をなくすためにですね、人権侵害が行われた場合は、やはり啓発も行政と一体となってやるという内容の部分ですね。

で、ずっと見ておりましたら、23ページのところに、第3章特別事件の特則というのがあります。まして、こういう法務局長だとか、今は筑紫法務局もありますし、監督の法務省も含めて、(1)公務員の職務執行に伴う人権侵犯、それから(2)重大な差別的取扱い、(3)特定の者に対し職務上の地位の利用、それから(4)社会福祉施設、医療施設、学校その他、そして24ページ、(5)児童虐待、それから(6)配偶者に対する虐待、(7)高齢者に対する虐待、それから(8)新聞、マスコミのやはり対応、そして(9)に同和問題に関する人権侵犯、こういう形で具体的に書かれておると。

そして、今度は逆に、そのいろんな問題が出てきたときに、調査処理細則というのが出されておりました。本当にこんな法律が具体的に、先ほど平成15年10月の中に廃案になったといいますが、人権擁護委員会は、3団体の解放同盟、全解連、全日本同和会の3つの団体呼びまして、意見陳述を受けて、そういう状況の中で、同和問題の解決に向けてという形でこういう人権侵犯事件調査処理規程が国で設けられたわけですが、こういう部分を、現在ぴしっとした法務局が出された部分にあるんですが、またこれをまた出して、どういう内容の法律をつくらうとしてるのか。こんな立派な部分がかうでき上がっておるんですが、新たに、ここにあるようにもう一度人権擁護推進委員会を再開させるのか、独立性を持たせるということについてどうなのかっていうのは、これはもう民間も含めて協議をしたりってということであるんですが、このまず意見書案というのはどんな内容になってるんですが、意見書案。

だから、こういう法律があるってということを皆さん初めて知られたんじゃないかと思って私も今日配付をしておりますが、こういう、法務省が具体的に、同和問題も含め、あらゆる差別という形で、ここにハンセン病の問題、それからインターネットの問題も全部出とりますが、そういうものまで含まれた法律案ができておるのに、これをどう修正せろというのか。これ以上にまだ何か厳しい法律をつくらうというふうにこの意見書案として出されてるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思いますが。

議長（村山弘行議員） 2番力丸義行議員。

2番（力丸義行議員） まず、武藤議員が質疑資料として配っていただきました人権侵犯事件調査処理規程の改正についてということですが、確かに今日まで人権救済というものについては、法務局が窓口になって、そういった職務としてやられてきたと思います。ただ、そういった中で、差別を行った方が、いろんな調査等、法務局からの調査等を拒否すればそれで終わっていたということが現実には起こっていて、泣き寝入りということが現実にはあったと思います。で、それに伴って、今回この法務局の内規といいますが、法務局のこの法律、内規ですね、の改正が、踏み込んだとこで法務局の業務として行えるようにこの改正がなされていると、そのように認識しております。

今回の提出する意見書につきましては、やはり独立性と実効性、この辺を盛り込んだ、しか

も地方の人権委員会、そういったものを盛り込んだ人権侵害の救済に関する法律、独立性、そういったところの制定を求める意見書でありますので、若干、この言われてる法務局の内規資料と今回設置するっていうところは若干違うんじゃないかと認識しております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 一番意見書の問題は、政府からの独立性を担保とした実効性のある人権侵害の救済ということですが、やっぱり法律があってこそその人権侵害を裁くこともできるし、救済することもできるし、啓発も勧告もできるわけですが、独立性っていうのは、その運動団体なんかにその権限を持たせると、なおより一層混乱が起きるんじゃないかというふうには私は思うわけですね。そのために、国が指針を示してこれだけ立派な法律をつくって、もしそういう差別をすると法律的に法務局が裁判もかけますよという形になってますし、被害を受けた方についての救済もする、それから差別をした人については罰則もするという、こんなすばらしい法律がある上に新たにつくる必要があるかどうかというのは、ちょっとやはり所管の委員会でもちょっと論議をしてください。ここで請願出されてますが、こういう法律があることがわからないままに請願を出されてきて、これだけ多くの同僚議員が署名してますが、法律があるということをまず知っていただきたいということです。ここで論議したってしょうがありませんから、この資料として配付をして、審議をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第7号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第11 請願第8号 都府楼保育所民間移譲計画における保護者等協議の継続を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第11、請願第8号「都府楼保育所民間移譲計画における保護者等協議の継続を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4番橋本健議員。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） 請願第8号「都府楼保育所民間移譲計画における保護者等協議の継続を求める請願」。

紹介議員は、私橋本健と岡部茂夫議員ほか、計19名であります。

要旨。平成17年4月1日から計画されている都府楼保育所民間移譲計画について、まずは行政と市民との信頼関係を構築するためにも、保護者などの民意が十分反映されるまで説明会を

継続していただくようお願いいたします。

請願者は、都府楼保育所保護者会会長粟野陽一氏です。

ここで紹介議員を代表いたしまして一言申し述べさせていただきます。

平成16年3月24日、3月議会の本会議において保護者説明会実施の採択がなされましたこと  
はご承知のことと存じます。

保護者会は、さっそく市長あてに説明会の開催を打診、平日は仕事により、保護者の参加が  
しやすいよう土曜か日曜いずれかの開催を要望いたしました。平日開催を主張される市との  
間で日程調整がつかず、5月になってしまいました。5月8日土曜と5月14日金曜、5月27日  
木曜、それぞれ100名、30名、40名の参加の中で説明会が実施されましたが、保護者の不安や  
疑問を解消するだけの内容ではなく、逆に参加者の9割が不満を残す結果となってしまいまし  
た。事前に提出しておいた、保護者会の総意である市に聞きたい4項目16点の質問事項に対  
し、納得させるだけの回答ではなかったようです。

昨年の11月に移譲計画が明らかになって以来、再三の保護者説明会の申し入れに対してもア  
クションがなく、今回の説明会まで約半年間の保留という市の不誠実な対応に憤りと無念さを  
禁じ得ません。また、保護者説明会が遅れた理由も、組合や議会に責任転嫁するのではなく、  
正面から正々堂々と向き合って、誠実な説明に終始し、素早い対応を願うのは私ばかりではあ  
りません。

「市民が真ん中・もっと太宰府らしく」は市政運営の基本姿勢であり、市民一人ひとりが、  
太宰府に住んでよかった、いつまでも住み続けたいと実感し、誇れるまちづくり実現を目指す  
と市長は明言されております。この精神にのっとり、より魅力ある太宰府、安住の地太宰府  
を願い、転入者拡大を図る上で、ぜひこの機会に子育て支援のビジョンと保育行政のあり方や  
保育士の養成と質の向上を踏まえた実施プランを明確に示していただきたい。

さらに、説明会におきましても土曜か日曜日開催の細かい配慮もご検討いただき、保護者の  
意見が反映された施策や構想に時間をかけて追求していただくために、都府楼保育所民間移譲  
計画における保護者等協議の継続をお願いするものであります。

幼児教育の重要性について、行政経験豊富な佐藤市長には釈迦に説法とは存じますが、先に  
行革ありきの視点からではなく、子どもの育成を主眼にした保育所づくりへの実現に向けご努  
力を賜りますようお願い申し上げます。

また、保護者には見えないご苦心やご苦労もおありでしょうが、どうか保護者の切実な思い  
に寛大な取り組みを実行していただきますよう重ね重ねお願い申し上げます。請願の趣旨説  
明とさせていただきます。

なお、最後になりますが、このままでは溝が深まるばかりで平行線です。事態收拾のため  
に、保護者代表数名と行政、それに第三者を交えた協議会を新たに設置していただき、今後は  
保護者との十分な対話によって解決を図っていただきますことをご提案申し上げまして、請願  
の説明にかえさせていただきます。皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第8号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月14日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時31分

~~~~~

1 議事日程(3日目)

[平成16年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成16年6月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 安部 陽<br>(15)    | 1. 国民文化祭並びにねんりんピックの全国大会の対応について<br>(1) 国民文化祭について<br>ア 予算について<br>イ 参加者の対応と歓迎対策について<br>ウ ボランティアのあり方について<br>(2) ねんりんピック福岡2005について<br>ア 約50万人にのぼる参加者の対応について<br>2. まほろば号の環状線新設と臨時バスの運行について<br>(1) 西鉄太宰府駅、九州国立博物館(仮称)、太宰府天満宮、年金センターを結ぶまほろば号の環状線新設について<br>(2) 九州国立博物館(仮称)開館に対する交通対策について |
| 2  | 渡邊 美穂<br>(8)    | 九州国立博物館(仮称)完成後のまちづくりについて<br>(1) 駐車場及び周辺地域の交通体系整備について<br>(2) 区画整理についての行政の考え方について                                                                                                                                                                                                 |
| 3  | 清水 章一<br>(13)   | 1. 健康で生きがいのある高齢社会について<br>介護予防等の施策について<br>2. 学校の図書司書について<br>図書司書の役割等について                                                                                                                                                                                                         |
| 4  | 片井 智鶴枝<br>(1)   | 1. 市民サービス向上のための職員意識と組織の活性化について<br>市民のニーズを的確につかみ、迅速に responding していくためには、職員の意識改革と組織内の活性化が求められる。そのための職員意識調査も実施しているが、現状の課題は何なのか。<br>2. 公共施設の現状と課題について<br>市内の各公共施設は、駐車場不足や老朽化等、課題が山積している。今後どのような解決策を考えているのか。                                                                        |
|    |                 | 1. 「地域の産業・観光活性化プラン」における宰府商店街周辺の活性化計画及び進捗状況について<br>(1) 小鳥居小路、溝尻通りの景観整備と回遊促進整備について                                                                                                                                                                                                |

|   |              |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 | 不老光幸<br>(7)  | (2) 地域活性化複合施設を中心にした5～10分圏内の回遊を想定した道路状況について<br>(3) ブランド力のある店舗の誘致について<br>(4) 駐車場の設置について<br>2. 九州国立博物館(仮称)開館に向けた交通手段整備計画について                                                                                                                                       |
| 6 | 中林宗樹<br>(5)  | 1. 通古賀・国分地区の区画整理事業について<br>通古賀・国分地区に区画整理事業(組合施行)予定があるように聞かすが、その計画はあるのか。またこの地区のまちづくりについてどのように考えているのか。<br>2. 国民年金未納対策について<br>厚生年金から国民年金への切り替えのときに、その告知や加入についての説明や指導はどうされているのか。<br>3. 高雄公園と高雄中央通り線の整備について<br>(1) 高雄公園の地元説明会開催の予定はあるのか。<br>(2) 高雄中央通り線の拡幅計画の進捗状況について |
| 7 | 門田直樹<br>(6)  | ジェンダーフリーの問題点について<br>市では、男女共同参画社会の実現に向けて新たに条例の制定を検討しているということだが、ジェンダーフリーなどの過激な主張の影響により、日本の文化や伝統、生活習慣を否定するものになる恐れはないか。                                                                                                                                             |
| 8 | 武藤哲志<br>(19) | 1. 中学校給食の実施を<br>(1) 市長・教育委員会の中学校給食の実施方針は<br>(2) 特別委員会の審議内容と結果に対し、行政の対応と方針は<br>(3) 行政実施のアンケートの内容は<br>2. 無認可保育所に補助支援を<br>(1) 無認可保育所の保育料が消費税の課税対象となり、保護者負担となるので補助する考えはないか。<br>(2) 福祉活動は無税として条例の制定を<br>(3) 国・県に福祉事業を無税とする要求を                                        |

2 出席議員は次のとおりである(20名)

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 佐伯修  | 議員 |

15番 安部 陽 議員  
17番 福廣 和美 議員  
19番 武藤 哲志 議員

16番 田川 武茂 議員  
18番 岡部 茂夫 議員  
20番 村山 弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(35名)

|           |        |          |       |
|-----------|--------|----------|-------|
| 市長        | 佐藤 善郎  | 助 役      | 井上 保廣 |
| 収入 役      | 松島 幹彦  | 教 育 長    | 關 敏治  |
| 総務部長      | 平島 鉄信  | 地域振興部長   | 石橋 正直 |
| 市民生活部長    | 関岡 勉   | 健康福祉部長   | 古川 泰博 |
| 建設部長      | 富田 讓   | 上下水道部長   | 永田 克人 |
| 教育部長      | 松永 栄人  | 監査委員事務局長 | 花田 勝彦 |
| 総務部次長     | 松田 幸夫  | 地域振興部次長  | 三笠 哲生 |
| 健康福祉部次長   | 村尾 昭子  | 総務課長     | 松島 健二 |
| 行政経営課長    | 宮原 仁   | 財政課長     | 井上 義昭 |
| 税務課長      | 古野 洋敏  | 地域振興課長   | 大藪 勝一 |
| まちづくり企画課長 | 清本 保正  | 産業・交通課長  | 松田 満男 |
| 観光課長      | 木村 甚治  | 市民課長     | 藤 幸二郎 |
| 人権・同和政策課長 | 高田 克二  | 福祉課長     | 新納 照文 |
| 子育て支援課長   | 和田 敏信  | すこやか長寿課長 | 有岡 輝二 |
| 国保年金課長    | 木村 裕子  | 保健センター所長 | 木村 努  |
| 建設課長      | 武藤 三郎  | 上下水道課長   | 宮原 勝美 |
| 教務課長      | 井上 和雄  | 学校教育課長   | 花田 正信 |
| 社会教育課長    | 志牟田 健次 |          |       |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 白石 純一 |
| 議事課長   | 木村 洋  |
| 書記     | 伊藤 剛  |
| 書記     | 満崎 哲也 |
| 書記     | 高田 政樹 |



再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

本定例会での一般質問通告書は10人から提出されております。そこで、一般質問の日程はさきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日14日は8人、明日15日は2人の割り振りでいきますので、よろしくお願いします。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） 皆さんおはようございます。

ただいま議長から許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

本市は本年度第19回国民文化祭・ふくおか2004、とびうめ国文祭が開催され、漢詩大会、文芸祭を担当しております。また、来年度にはねりんピックふくおか2005が開催され、そのときには、ウオークラリーが担当となっております。この全国大会という大きな役目を担い、担当部、課におきましては準備に多忙をきわめてあると思います。

まず、国民文化祭について伺います。この国民文化祭は全国各地でいろいろな文化活動に親しんでいる人たちが集まって、練習の成果を発表し、交流する最大の文化の祭典です。期間が本年10月30日から11月14日の16日間、福岡県内の36市町村で本市の漢詩大会をはじめ、絵画、彫刻、演劇、書道など、文化に関する様々な催しが行われます。したがって、福岡県内に国文祭でお見えの皆さんがみどり豊かな文化のまち、この太宰府市にお見えになると料します。このときをとらえて、太宰府のよさ、温かさ、文化のまち観光都市を紹介するのに存分に発揮する絶好の機会だと思えます。したがって、しっかりとした予算でもってこの機会を逃さず、本市のPRのためにも対応を願う者の一人でもあります。本市は昨年7月19日の大水害に見舞われ、かつまた三位一体の施策により、予算面でも補助金と交付税の削減により起債に頼る状態で、この全国からお見えになる皆さんを温かく迎えることができるのか心配をしている一人でもあります。このような全国大会は誘致宣伝費は要りませんが、大量のパンフレットや歓迎アーチなど、もろもろの作成費に諸費用がかかるものと思えます。また、知名度は全国に行き渡っておるものと思えますが、日本で4番目の九州国立博物館の開館を間近に控

え、歴史や史跡に関心のある皆様はおのずと本市を来訪されます。すなわち肝心なのはそこで迎える市民の皆さんの歓迎のあり方と温かさであります。大会終了後、太宰府に行き、歴史、文化、観光をし、また人の心にふれあうことができ、本当に和んでよかった、また再度太宰府に行きたいと思わせるPRを行うのに一番よい機会でもあり、起爆剤になる絶好のチャンスでもあります。本市が今後の活力ある経済政策として活力のある観光都市としたまちに寄与するのも、このようなイベントの際に太宰府の観光と太宰府のよさをどのように対応したかにあると思います。福岡市は古代の迎賓館鴻臚館跡の保存整備で、国史跡の指定を受け、観光資源化も検討する史跡鴻臚館跡調査整備研究指導委員会を設立すると明らかにしております。このように他都市においては、間髪を入れずに機会があれば観光事業等に積極的に事業が推し進められております。今回行われますとびうめ国文祭には、人件費272万円、負担金として386万円ほどの予算が組んでありますが、現在国文祭の広告塔は太宰府駅前、水城小学校前、消防署のところと中央公民館に建っておりますが、西鉄太宰府駅前の広告塔は小さくて、梅の木に隠れて見えにくく、効果は薄いと思われれます。開催間近となれば歓迎アーチ、パンフレット、人件費など、いろいろとイベントに合わせた諸費用が必要となります。したがって、歓迎アーチを大きくしたり、独自のパンフレットなどを作成した場合に、現在の予算で果たして再度太宰府に来てみたいという体制と諸準備ができるのか心配ですが、その対応策とイベントの内容と、市民に対するPRについて伺いたいします。

この大会の成否は、地元市民の皆様の参加者数と全国からお見えの皆様との歓迎ムードにあると思います。私は昨年の漢詩大会に参加し、気づきましたことは、中央公民館大ホールに7割ほどの400人くらいの参加者でした。また、この会場には学生さんらしき人は一人もいなかったことでもあります。私は市民の文化に対する関心度と、今後の日本を背負っていく若い人たちの参加が必要ではないかと思いますが、このような地元参加者と若い人たちの参加がないということは、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を掲げております太宰府市としていかなものかと思いますが、どのようなお考えかをあわせて伺います。

また、ここで大事なことは、ボランティアの皆様のご協力が必要ではないかと思えます。私が知っております田中さんは、司法書士をなされ、仕事の合間を見て、土曜、日曜日に観世音寺等で訪れた観光客を今までに1万人を超える方々を案内しただろうと言ってありますが、その方たちからいろいろな形でお礼の感謝のお手紙がたくさん来ております。このように陰に隠れた方々の努力が今後の観光地としての生き残りとなるのではないのでしょうか。私は先だって募集されました史跡解説員の会合に参加いたしました。30名の募集に対し50名の応募があり、解説員のあり方で熱心に議論されておりました。参考までに伺いますが、史跡解説員の資格と、現在までに受講された方は何人おられ、現在何人くらいの方が喜んで観光客の皆様にご案内のボランティアとして活動してあるのか伺います。

来年度には、日本で4番目の国立博物館がオープンいたします。したがって、今年は九州国立博物館（仮称）を含めた観光に対してのプレ的な年になるのではないのでしょうか。観光

都市として発展させようと思えば、多少の予算にこだわらず将来を見据えた対応を願う者の一人でもあり、また観光客の受け入れと気構えについて伺います。

次に、ねんりんピック福岡2005について伺います。この大会は60歳以上の高齢者を中心とする卓球、ゲートボール、マラソンなどの各種スポーツ競技や美術展、音楽、文化祭などの文化イベントや、ふれあいニュースポーツ、健康福祉機器など、あらゆる世代の人たちが楽しめる総合的な祭典として毎年開催されております。来年度が第18回目となり、ねんりんピックが福岡県で開催され、太宰府市はウオークラリーの会場となっております。この大会には毎回50万人から70万人前後の高齢者の方が参加されております。このように日本全国からお見えになる皆さんは太宰府にほとんどの方がオープンしたばかりの九州国立博物館をはじめ、太宰府観光を兼ねているいろいろな史跡を訪れられると思われましますし、来訪については私は期待もしております。本年度はプレねんりんピックではありますが、来年度に向けての市民へのPRと、50万人からの参加者へのPR構想と、参加者の移動体制等について伺います。

次に、まほろば号の環状線の新設と臨時バスの運行について伺います。本年度は国民文化祭、来年度はねんりんピックが開催され、日本全国からたくさんの皆様がお見えになります。国民文化祭につきましては、国立博物館は開館されておきませんが、来年度のねんりんピックの時期は国立博物館のオープンと重なる時期だとも思われます。さすれば、このアジアに開かれた国立博物館への期待も多く、高齢者の方が来館しやすい交通対策が必要かとも思われます。しがたしまして、その一つの方法としてまほろば号の運行、あるいは臨時バスの運行が行事期間中でも考えなければならないと思うわけではありますが、いかがなものか伺います。私は今回の国立博物館の開館に伴い、西鉄太宰府駅、九州国立博物館（仮称）、太宰府天満宮、国民年金健康保養センターを結んだまほろば号の環状線の新設を提案いたします。この環状線バスを運行することによりその周辺の住民の方の便利さも加味され、国立博物館への便利さ、また他方では市民の健康づくりや痴呆症予防のためとなったり、観光客の旅の疲れをいやす場となっております国民年金健康保養センターを含めた新路線開設は将来のまほろば号のドル箱的存在になるものと確信いたします。早急に検討され、来年度のねんりんピックには国立博物館行きのバスとすぐわかるようなおしゃれなロマンを乗せたデザインのシャトルバスを、来年度にオープンいたします九州国立博物館（仮称）に合わせてぜひとも運行すべきと思いますが、いかがなものか伺います。

後は自席にて再質問をいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 1点目の国民文化祭についてお答えいたします。

最初に、国民文化祭についての概略をご説明申し上げます。国民文化祭の趣旨といたしましては、「国民一般の各種の文化活動を全国的な規模で発表する場を提供すること等により、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促し、あわせて地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活のより一層の充実に資することを目的とするものである」とうた

っております。この事業の主催者は文化庁、開催地都道府県、開催地市町村となっており、毎年全国の県持ち回りで開催されております。この事業は昭和61年に東京都において第1回が開催され、今年は第19回国民文化祭として福岡県で開催することが決まり、その準備に追われているところでございます。開催時期は10月30日から11月14日までの期間で、約100の事業が展開することとなっております。本市では市長以下、各種団体関係者等22名で構成します第19回国民文化祭太宰府市実行委員会を組織いたしまして、11月3日から11月14日にかけて、3事業、「シンポジウム、文芸祭漢詩大会、文芸祭合同大会」を開催することで決定いたしております。それから、福岡県主催ではありますが、11月6日に大規模総合舞台事業「古今東西まんさい大狂言祭」が本市の大宰府政庁跡で開催されることとなっております。具体的な内容につきましては、今までもホームページ等でPRをしてきておりますが、今後はもっと新聞、テレビ、ラジオ等も含めまして、より一層のPRに県とともに努めてまいりたいと考えております。

次に、予算でございますが、国民文化祭負担金として386万6,000円を太宰府市実行委員会に支出することにいたしております。あわせまして県の負担金が1,317万4,000円、3事業の事業費合計といたしまして1,704万円を実行委員会予算として計上しております。負担割合につきましては、基本的には県が8割、市が2割となっております。

次に、参加者の対応と歓迎対策についてでございますが、全国から福岡県内にたくさんの方が来られますので、その対応については福岡県を挙げて歓迎することといたしております。計画では入場者数を全体で300万人と想定いたしております。このことから主要駅や公共施設等に総合案内を配置し、その対応に当たることになっております。本市といたしましても、駅や太宰府天満宮の参道及び主要道にのぼりを立てたり、ポスター掲示を行いますし、当日は駅よりシャトルバスを運行し、来場者の利便に供したいと考えております。

また、まるごと博物館構想の一環として進めております花いっぱい運動とも協議を進め、市内の景観づくりにも配慮し、歓迎に努めたいと考えております。

次に、若い人たちの参加対応についてでございますが、言われますように、地元の参加については、市内PRはもちろんです。市文化協会にもお願いし、参加について配慮していただくようお願いいたしております。また、漢詩大会では今回から新たに若年者奨励賞を設け、若い人の参加についても配慮されておるところでございます。

次に、史跡解説員の資格、受講者数、活動者数についてでございますが、史跡解説員の養成講座は財団法人古都大宰府保存協会にて募集がなされ、その資格については、その講座を受講していただき、実際にボランティアとして史跡解説員になっていただける方に委嘱状を交付いたしております。さらに、現在までの受講された方の人数は80人で、また史跡案内のボランティアとして34名が現在活動しておられます。

最後に、観光客の受け入れと気構えについてでございますが、たくさんの方がお見えになる機会でもありますので、また太宰府に来たいと思っていただけるように心のこもった対応をい

たしていきたいと考えているところでございます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ねんりんピック福岡2005へ参加される50万人からの参加者の対応についてのご質問にご回答申し上げます。

ねんりんピックは毎年全国の都道府県持ち回りで開催されているものでございます。平成17年度にはねんりんピックふくおか2005が11月12日から15日の日程で県内15市町村の会場でスポーツ交流大会や文化交流大会が予定されております。その中で太宰府市がウオークラリー大会を受け持つこととなっております。大会規模につきましては、昨年の徳島大会では大会全体で約40万人、ウオークラリー大会に約400人の参加がっております。ふくおか大会では観客を含めて大会全体で約50万人が見込まれております。本市にはウオークラリー大会の約500人の参加者に加えて、応援者や、さらに他の種目参加者等、数万人の大会関係者が訪れるものと予測しております。大会運営に当たっては、昨年8月に県の実行委員会が設置され、また本年5月には太宰府市の実行委員会を設置し、全国からの参加者と福岡県民がともに楽しみながら世代や地域を超えた交流の場となるよう関係機関、団体等の協力のもと、安全かつ円滑な大会運営を目指して準備を進めているところでございます。大会のPRにつきましては、ポスター、パンフレット、リーフレット等を作成し、配付、それから懸垂幕や広告塔の作成、並びに広報紙等による広報啓発を行っていきたいと考えております。また、コース設定につきましては、太宰府の歴史、文化的遺産や自然環境等に触れ、太宰府市まるごと博物館を感じてウオークラリーを楽しんでいただけるよう、中央公民館を起点に大宰府政庁跡の史跡地、仮称九州国立博物館、太宰府天満宮、活性化複合施設、文化ふれあい館等をチェックポイントにゲームやクイズを行う市内特設コースを考えております。参加者の皆さんが太宰府に来てよかったと思えるよう温かくもてなし、心と心のふれあいを生み出す大会といたしたいと考えております。

なお、ウオークラリー大会の参加者の宿舎から会場間の輸送につきましては、県の実行委員会で計画しており、バスによる輸送を予定しているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ただいま国民文化祭、それからねんりんピックにつきましては、詳しくご説明していただきましたので、大変うれしく思いますが、特に私もびっくりしたんですが、この国民文化祭に300万人という数字はちょっと私も驚いたわけでございます。したがって、期間は16日間というものでございますけれども、この300万人という人たちが大体何割くらい太宰府にお見えになるような計算をしてあるのか、それからもう一つは、現在3種類ほどパンフレット、あるいはリーフレットが発行されておるわけですが、この国民文化祭に向けての特別なリーフレット、パンフレット等をつくれる予定があるのかどうか、その点お伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 太宰府に300万人のうちどの程度お見えになるかということでございますが、最低でも2から3割程度はお見えになるのではないかとこの予測をしております。

また、パンフレット、リーフレットについては、それから観光マップ等についてもあわせてつくってきたいというふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 私がなぜこのねんりんピックと国民文化祭を質問いたしましたかというのと、やはりこういう大会があるということは日本全国の隅々からお客さんが見えるわけです。宣伝隊を編成して、いろんなあっせん業者を回らしても一部のところしか回れないと。したがって、これは日本全国の隅々からでございますので、このお見えになった皆さんがやはり太宰府はよかったというような心温まる歓迎をされることによって、子どもさん、あるいはお孫さんにその方たちが伝えられる。そうしますと、2代、3代にわたってこの皆さんが太宰府にみえると、そういう経済効果が大きいです。それこそ最小の経費で最大の効果が得られるということでございますので、今回予算も県の8割、市の2割でございますけれども、できるだけ予算を有効に使っていただいて、この日本全国からお見えになる皆さんのために頑張りたいと思います。

1 問目はこれにて終わります。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） まほろば号の環状線新設についてご答弁申し上げます。

まほろば号の運行につきましては、市民はもとより観光客も気楽に利用でき、市内を回遊できるよう今年2月に都府楼地区路線の開設や運行ダイヤの改定等を行ったところでございます。ご質問の西鉄太宰府駅、国立博物館、太宰府天満宮、国民年金健康保養センターを結ぶ環状線まほろば号の新設につきましては、現在九州国立博物館（仮称）の開館を契機として慢性的な交通混雑に拍車がかかると予測いたしております。したがって、太宰府市まるごと博物館基本計画等、他の関連計画と整合を図りながら、まほろば号の路線整備をはじめ、交通渋滞の解消や、地球温暖化問題への対応など、公共交通を中心とした交通ネットワークの整備を計画的に推進するため太宰府市交通基本計画の見直しを進めているところでございます。国立博物館、国民年金健康保養センターへの交通アクセス整備につきましては、実施時期の問題がございますので、費用対効果を十分に考慮しながらまほろば号での運行をはじめ、他の公共交通機関の活用も視野に入れながら、できるだけ早い時期に結論を出していきたいと考えております。

次に、おしゃれなロマンを乗せたシャトルバスの運行につきましては、現在国立博物館への交通アクセスについて検討している段階であり、運行に際しましても、運行形態の見直しや運行経費等の問題もございまして、今後の調査研究とさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今の部長の答弁じゃちょっと納得いかない問題が出てくると思います。というのが、来年度博物館は開館するわけですよね。それで、今の渋滞の問題は恐らく正月から4月上旬までの土曜、日曜日の渋滞のことだと思います。博物館に見える方は必ずしも土曜、日曜日のみにとらわれずに見えると思うわけですが、今のところまだ調査検討と、そういうようなことだと思います。私はこのルートをずっと見まして、今のまほろば号の大きさであれば、巡回バスはできるという確信を持っておるわけですが、その点の検討といえますかね、考え方をもう一度お願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 国立博物館は来秋に開館することは既に決定しているようですが、まほろば号の運行についても、それまでにはきちんとした結論を出していきたいというふうに考えております。

また、国立博物館の開館に合わせて現在散策道の整備もいたしております。交通機関利用のみでなく、多くの投資をいたしております散策道の利用も当然進めていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） いろいろとまだ高雄地区だとか、そういうところの住民の方も困ってあることも私は重々知っておるわけですが、この博物館をめぐりにやはりこういうおしゃれなシャトルバスを出すことによって必ず乗りたいというようなムードが出てくると思うわけですね。したがって、そういうおしゃれなシャトルバスを運行されるのかどうかですね、そういうものをあわせて市長の最終的な回答をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） シャトルバスはまほろば号で十分できるんですけども、別の仕様のバスということになりますと、走る路線を限定する必要があります。太宰府市内の各路線をそのシャトルバスがどこでも走るということではできません。例えば西鉄太宰府駅から国立博物館、それから国民年金健康保養センター、そういう路線を限定しての使用になりますので、非常に効果が、費用対効果がないというような状況もございますので、その辺も十分検討しながら結論を出していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ちょっと私の考え方と少し違うわけですね。この循環バスというのは、私、西鉄太宰府駅、国立博物館、太宰府天満宮、内山道を下ってきて、それから国民年金健康保養センター、それからまた西鉄太宰府駅に来た場合に30分も見ておれば必ず帰ってくると思うんですよね。それで、その専用バスとして、これは博物館行きだというようなバスにしたいわけですよ。必ずしも水城、あるいは内山、北谷やらに持っていくバスじゃなくて、博物館へ、そういうような循環バス専用というものを想定していただいて、そうすれば1時間に2回、あるいは3回と回れるから、そういうドル箱的な存在にもなってくると思いますので、再

度市長または助役の回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 今安部陽議員のコミュニティバスの国立博物館線の運行、巡回バスへの質問でございます。そもそもこのコミュニティバスでございますけれども、平成10年4月に発足いたしました。これは多くの市民の皆様方のご希望がそこにあったからであります。そこには5つの視点を持っておりました。市内に点在いたします様々な公共施設を、点であるわけですが、それを線で結んでいく、利便性が悪かったと、だからコミュニティバスでつないでほしいというふうな要望がございました。あるいはそこには高齢者でありますとか、障害者の皆さん方、あるいは子どもさん方の交通弱者の皆さん方、その方々が気楽にやはり地域社会に積極的に出ていきたいと、そういった配慮をしてほしいというふうな要望がございました。あるいは、JR、西鉄、あるいは公共交通機関への利便性が低い、太宰府西でありますとか、吉松地域でありますとか、あるいは水城、国分地域の皆さん方のそういった交通空白地域といえますけれども、通学でありますとか、通勤、あるいは買い物などの交通手段としてお願いできないかというふうなことでございました。あるいは今ご指摘のあります市民でありますとか、あるいは観光客の皆さん方、特別遺跡大宰府跡をはじめとする多くの重要文化財、遺跡などを循環できる、そういった交通手段としても確保しようと、こういった目的でございました。こういったところからコミュニティバスを運行させたわけでございます。初めには内山、三条、太宰府西コースを平成10年4月に運行開始をいたしました。水城、国分地区コースにつきましては、平成11年6月に運行開始をいたしました。北谷、松川、三条コースにつきましては、平成14年4月に運行開始をいたしました。そして、現在は都府楼団地地域まで運行をいたしてあるところでございます。こういったところが現状でございますけれども、ではどれほどこの費用がかかっておるかというようなことでございますけれども、全体で9,600万円ほどかかっております。そして、皆さん方が乗っていただくことによって、運行収入でございますが、それは約4,400万円ほどでございます。したがって、5,600万円ほどがまだまだ市の持ち出し、その80%は特別交付税でもって算定されておりますから、一般財源としては、それからいきますと1,000万円弱だと思いますけれども、こういったもっともっと市民の方々にご利用していただく、コミュニティバスをかわいがっていただくと、こういったことが大切ではないかなというふうに思っております。そして、課題といたしましては、今部長の方から回答いたしました。この九州国立博物館線を中心としたやはり市民の要望が多い、幹線、循環していくというふうなことにつきましても必要だというふうに思っております。来年の秋に開設するわけでございますけれども、それに合わせてやはり開設できるような努力をしていきたいというふうに思っております。全体的にあらゆる利用者が増えて、このまほろば号が一般財源を使わなくとも運行できるような、創業者のつもりでもっともっと頑張っていきたい、このように考えております。

以上です。



議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今助役さんから力強い回答を得ましたので、ひとつ世界に恥じない交通体系をつくっていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、8番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

本年3月国立博物館の建物が完成し、来年のオープンを待つばかりになりました。全国に4つしかない国立博物館が地元にあるというのは太宰府市に住む住民の一人として非常に誇りに思います。先日東京国立博物館に参りましたが、周辺の緑の多さや整備された大きな公園など、その恵まれた環境に対して、太宰府の国立博物館に来られる観光客も同じような感想をぜひ持ってほしいと強く感じました。また、地元住民が観光客を歓迎できるものになるためにも、今回の一般質問では、観光客と地元住民双方にとって好感の持たれるまちづくりのために国立博物館、天満宮周辺の交通体系、駐車場整備、及び手法の一つとしてその周辺の区画整理の実施について市のお考えをお伺いしたいと思います。

そこでまず最初に、最近起こった問題点からお答えいただきたいと思います。本年3月に県道筑紫野・古賀線のセブンイレブンのある五条交差点の拡幅工事が終了し、4方向の道路のうち2つの道路に右折車線ができました。地元住民からの要望も多かったため、その信号に右折用矢印の設置を求めて、3つの地元区長さんに呼びかけ、趣旨にご賛同をいただき、井本県議にご同行をいただいて、筑紫野警察署に行っていました。この交差点は来年の国立博物館開館後交通のポイントになる交差点の一つです。現在この県道の白川付近では1日平均約1万9,600台の車が通っており、交差点においてはさらに多くの車が交差し、観光シーズンはその2倍から3倍の交通量が予想されます。ピーク時は筑紫野警察署管内でも屈指の交通量になるようです。昨年はそこで8件の交通事故が起きており、うち1件は死亡事故でした。これからさらに車の数が増えることを考えれば、少しでも安全性を高めることは絶対に必要です。しかし、筑紫野警察署の回答は、道交法で、交差点に係るすべての道路に直進車線と右折車線ができていなければ右折矢印の信号は設置できないという回答でした。そこで、問題になるのは、天満宮の大駐車場から君畑に向けての道路が交差点において2車線とるためにはわずか1m弱ですが、道幅が足りないため設置できないということでした。せっかく道路拡幅のために何軒もの家を転居させ、工事をしておきながら、こんな中途半端な工事内容では税金のむだ遣いと言われても仕方がないと思いますが、まず工事を行った県土木事務所、筑紫野警察署、道路改良を行った地元太宰府市、この三者でいつごろからどのような協議が行われ、その中で太宰府市の意見はどのようなものであったのか、またその結果はどうであったのかをお伺いいたしま

す。

以下、再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、県道筑紫野・古賀線、五条交差点の改良工事についてご回答申し上げます。ご質問の五条交差点は県道筑紫野・古賀線と、市道五条・太宰府駅前線とが接する交差点でございますが、ご承知のように、この交差点は修学旅行等の観光バスや史跡探訪等の交差点で、車で正月はもとより年間を通じまして慢性的な渋滞を招いておったところでございます。市といたしましても、この交差点の改良につきましては、毎年福岡県議会の土木常任委員会に対しまして、管内視察の折に強く陳情をいたしてきたところでございます。平成11年に県那珂土木事務所におきまして基本調査が開始されました。平成11年の末から平成12年度に地元関係者への工事説明会がなされたところでございます。その後、平成13年度から平成14年度にかけ用地補償交渉が実施されております。この工事の事業年度は平成11年度から平成14年度でございましたけれども、用地補償交渉の遅れから平成15年度に工事が実施されて、本年の3月末に完成したところでございます。ご質問の市との協議内容につきましては、県事業でございますので、県が交差点の設計した内容について報告を受けたり、あるいは協議を幾度となく行っておりますが、特に交差点のところの警察協議につきましては、県那珂土木事務所がなされたところでございます。ご質問の趣旨につきましては、立派な交差点が現在完成しております。以前に比べ渋滞も解消されておりますことから、さらに今後先ほど申されました安全対策のため関係機関と協議してまいりたいと、そのように思っております。ありがとうございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今建設部長の方から渋滞が若干解消されて、安全性も少しは向上したというふうな内容だったと思うんですけれども、道路改良が3月末に終了いたしましたけれども、終了後既にもう1件交通事故があそこで起きております。道路拡幅を含めまして私がなぜ今回最初にこのような質問をしたかといいますと、私はまるごと博物館構想に従いまして、行政がまずまちづくりについて観光客の数と、それに伴う交通体系、駐車場整備などの全体像をまず考えて、これを市の行政全体に徹底しながら進めていくことが重要だと考えているからです。今回の道路拡幅で言えば、単に道幅を広げるということではなく、行政が将来的に太宰府全体でどれぐらいの交通量が増加し、それを試算し、同時にある程度の車の動線を検討し、それに対応するためにはどのような道路改良を行うべきかという市としての意見を持っておくべきだと考えているからです。そこで、交通アクセスと、それに伴うまちづくりを行政としてどのように具体的に考えておられるのか、これからお尋ねしてまいります。

以前、市として国立博物館開館後、現在年間650万人の観光客を850万人程度に増加するということを目標にされているというお話を聞きました。また、観光協会においては1,000万人を目標値にしているというお話もあります。その中には先ほど安部議員の質問の中にもござい

したけれども、これまで以上に修学旅行や社会科見学といった国立博物館見学と抱き合わせた教育的な要素を持つ児童・生徒や、海外からの団体の増加も考えられます。つまり、今よりさらに大型バスの利用客が増える可能性が非常に高いわけです。そこで、行政としては国立博物館開館以降、来訪客数について正月のピーク時と、年内を通しての人数、また大型バスと普通車の台数についても正月のピーク時と年間を通してのそれぞれの数をどのように試算しておられるのか、お尋ねいたします。

そして3番目に、これらの試算がなされているのならば、どのような期間でなされたのかをお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） まず、国立博物館が開館後、どの程度の来館者を見込んでいるかということにつきましては、3年間程度は年間60万人程度が予測されております。

それから、交通量の問題でございますが、平成15年1月から12月までに大型バスが約2万3,000台、それから普通乗用車、大型車も含めまして約46万台の実績でございます。平成16年1月から3月までにつきましては、バスが約9,000台、それから乗用車が22万7,000台の実績でございます。正月三が日につきましては、200万人の約五、六割が車で来てあるというふうを考えております。そのようなことから、市といたしましても交通体系の計画につきましては、そのような実態を十分把握しながら、今後計画づくりに役立てていきたいというふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今のお答えの中でちょっと回答ができなかったところがあると思うんですが、ぜひ国立博物館が開館した後、太宰府市全体にどれぐらいの観光客が来るだろうかという人数はぜひ市としても試算をしていただきたいと思っておりますし、その内訳として公共交通機関を使ってどれぐらい、大型バスを使ってどれぐらい、そして乗用車でどれぐらいという数はぜひ行政としては早急に試算を出していただきたいと思っております。

そして次にですね、本市では今後湯布院町のように基本理念として、団体客向けの観光地ではないというまちづくりをされるのか、それとも積極的に団体客を受け入れていくというお考えを持っておられるのかを確認したいと思います。いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 今年の10月にオープン予定の地域活性化複合施設、これにつきましてはも大型観光客の受け入れを視野に入れて建設しておりますので、ぜひ大型観光客の誘致に努めていきたいというふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 国立博物館では大型バスは駐車させずに客の乗降のみという形で検討されているというふうなお話をちょっとお伺いしたんですが、これは本当でしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 受け入れをしないということではございませんで、バスの駐車スペースとしては8台確保されることになっております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） いずれにいたしましても国立博物館が開館すれば、先に国立博物館を見学した後で車で天満宮へ回るといった観光路線も考えられ、それによって今よりも県道筑紫野・古賀線の石坂方面から太宰府天満宮の駐車場へ入ってくる車の数が増えることは間違いないと思います。また、小郡インターチェンジから県道筑紫野・古賀線までバイパスが完成すれば、そのルートで観光客が増大することも十分に考えられます。逆に天満宮の大駐車場で観光客を降ろして、国立博物館で観光客を乗せるという場合もあると思いますが、いずれにしてもさきに申し上げました五条の交差点、そして以前から懸案になっていると思いますが、梅大路の交差点の混雑はより一層激しいものになり、今後隣接する西鉄の踏切での事故の可能性も心配になります。先ほどちょっと試算はなされてなかったようですが、観光客が仮に今よりも200万人増加するという事は、一月当たり平均16万人以上の増加ということになります。もちろん観光シーズンによって偏りはあるでしょうけれども、それにしても現在の観光客に加えてさらに5,000名以上の観光客が日々太宰府を訪れるということになります。今現在でもお正月から3月までの週末は太宰府天満宮近辺の道路や駐車場は飽和状態です。ここにさらに毎日5,000名、恐らく観光シーズンはもっと多い数になるとと思いますが、それほど多くの観光客がさらに訪れるということについて、市としては大型バスの増加への対応や県道の整備を含め、どのような具体的な対策をお考えかをお示してください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） まず、できるだけ太宰府市内に車を入れないという大原則を考慮しておりまして、パーク・アンド・ライドシステムを十分利用した観光体系をつくっていきたい。それから、道路づくりにつきましては、やはり石坂方面から西鉄、太宰府線の踏切、それから梅大路の交差点、渋滞がひどうございますので、その辺の道路改良は早急に計画を立てて、費用的には非常にかかるとは思いますが、つくり上げていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 梅大路の交差点から新町を抜けて大駐車場へ向かう道がありますが、現在でも抜け道としてあの道路規模では対応できないほどの車があそこを通っています。また、五条の交差点から大駐車場への道は太宰府小学校の通学路になっています。雨や雪の降った日は子どもたちの傘と大型バスの車体の間がわずかに五、六十cmしかすき間がないようなところもあります。今後車やバスの増加を予想されるのであれば、例えば通学路の変更や道路周辺の区画整理をして、大駐車場への十分な道路幅を確保するというようなお考えは現在おありでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まず、交差点の渋滞と梅大路交差点のところの交差点の渋滞ですけども、これは国立博物館が建設予定ということを契機に県の方に基本的に道路整備の要望書ということで、アクセス道路の整備促進ということで7項目にわたって要望しております。その中で筑紫野・太宰府線の整備、これは関屋交差点から五条交差点、あるいは梅大路交差点から筑紫野市の原交差点ですね、こういう部分での、西鉄太宰府駅の手前に踏切がありますけども、ここを何とか西鉄と連動するような通り抜けができるようなそういう要望書も県の方に出しておるところでございます。それから、先ほど言われました梅大路交差点から駐車場への通り抜けの道路ということで、これはまだ内部で今構想検討でございますけども、高雄、それから宰府をつなぐ道路としてそういう部分の検討をし、駐車場へのスムーズな運びができるように駐車場整備、それから道路整備、構想としては今持っておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） いずれにいたしましても、現在でも水城、観世、白川、五条、石坂、三条地区などの住民はお正月のピーク時を頂点に大変な苦痛を受けています。その上これからさらに日々5,000名近くの観光客の増加を考えておられるのなら、すぐに県、警察、市、天満宮、そして地元を入れた協議を行い、交通体系の整備をされ、必要な経費は地方特別交付税の申請などを急ぎ対応する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 基本なお話としたいと思いますが、国立博物館が平成12年に太宰府に開館するというときに県の方と太宰府市の方で交通体系等の将来あるべき姿をつくっております。一番何がピークかといいますと、やはり観光客は約7割の方が車でおいでになっております。道路もですけども、駐車場が満杯で、道路に駐車をして、とめて駐車場の空きスペースを待つということでございまして、最終的には駐車場のキャパシティといいますか、容量が足りないのではないかとということで試算をいたしております。1日の回転数等も2回なり、3回なりと考えましても、約700台から800台の台数が不足ではないかとございまして、それを今回国立博物館の建設地にぜひともその程度の駐車場を整備してほしいということとで何度かお願いを強力にしたところがございますけども、いずれにしても4つの博物館の中で大きな駐車場を備えるということは非常に難しいということでございまして、現にそういう大きな駐車場は3つの国博にはございません。しかし、太宰府市の特性をいろいろお願いしまして、今のところ二百三、四十台ぐらいの駐車場の整備ができるようになっております。そういうことから若干の交通の渋滞が解消できるのではないかと考えてます。先ほど言われましたように、大型バスについても太宰府市のまちの振興ということからですね、例えば大型バスをあそこにとめて、あそこで帰るといふふうになりますと、ほとんど購買力がないようになりますので、できるだけ国博にお見えになる方は太宰府天満宮、あるいは参道を通って駐車場で帰っていただくと。で、その間のバスについても、交通渋滞が起きないように、高雄経由の方で3号線経由で市内の道路を通らないような方法で誘導すると、そういうことも考えておりま

す。また、この五条の交差点、あるいは高雄の交差点も改良が終わったと思います。それも国博ができるときにやはり重点的にはその交差点が非常に込むだろうということで、改良をお願いをしております。もう一つ、梅大路交差点もその中に入れておりましたけども、非常にあの辺の費用がかかるということで、今踏みとどまっておりますけども、まず建設部長が答えましたように、非常に西鉄の電車との信号の遮断のときに青になっても行けないというような状態がございます。大きなお金がかかりすぐできませんので、まずはそれとの連動をしまして、西鉄電車が通るときには、古賀線の方に優先的に青にして、電車が通ってないときには石坂の方の信号を長目にしようとかですね、そういうことは工夫でできるのではないかとということで、今強力に県の方にそういう方式をお願いをしております。いずれにしても、そういう形で大枠の体系、交通体系については決めておりますので、それを実現に向けて今後努力をしていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今総務部長の回答の中で大型バスを高雄の方から回すというふうなお話ありましたけれども、ということは君畑の交差点の方から太宰府の方に入ってくるルートになると思うんですが、そういたしますと、先ほど冒頭に申し上げましたやはり五条の交差点というのがポイントになるんですが、君畑の交差点の方から大型バスがやってきたときに、あそこは先ほど言いましたような条件で今右折矢印の設置ができませんから、そういうことは大駐車場から出てきた大型バスがインターチェンジに行くためにあそこを右折しなければなりませんけれども、そういった部分でもやはり右折矢印の信号というのは、全体を考えた流れをもし本当に考えておられたのだったら、今回その拡幅をしたときにやはり必要だったのではないかなというふうに私は思っております。

そして、今駐車場の件について、やはり不足だということで、700台から800台不足をしているということをおっしゃっておられまして、一応対策として国博の方で大体200台から250台ぐらいまではということだったんですが、それ以外に市として、新しい試みとして先ほど地域振興部長おっしゃっておられましたが、平成12年から年末年始にパーク・アンド・ライドを実施されておられますけれども、この現在やっておられますパーク・アンド・ライドの稼働率、もしくは太宰府天満宮までまほろば号と西鉄電車を利用されている観光客の数を把握されておられますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） パーク・アンド・ライドの駐車場につきましては、68台のスペースがございますが、年始にどの程度駐車されたかの資料については把握しておりません。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） せっかく実施をされまして、約4年間経過しております施策ですから、やりっ放しではなく、成果がどのように上がっているのか、交通の全体像を知るためにもきちんと把握されておかれた方がよいと思います。

市民の中からは、余り駐車している車を見ないという声を聞きますが、この稼働率を上げるために、例えば西鉄や太宰府天満宮、国博と協議をして、現在年末年始無料開放をしているパーク・アンド・ライドの駐車料金を徴収し、その料金を西鉄の運賃を含ませ、国博の入場料金の家族割引をつけるなどの、観光客が利用しやすい方法をさらに検討してみたいと思います。

また、西鉄は現在年始に運行しておりますJR二日市駅から太宰府天満宮までの臨時直行バスや、西鉄、JRの運賃にも今申し上げたような料金面での優遇措置を行うと同時に、年末年始一方通行を実施している道において、片側車線を公共バスの優先道路にするなど、バスや公共交通機関を利用した方が得だと観光客に感じていただける具体的な対策を今よりさらに積極的に行った方がよいのではないのでしょうか。この点について、今後の計画があれば計画を、またお考えがあればそのお考えをできるだけ具体的にお示しください。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 今渡邊議員がおっしゃいましたこと等については、シャトルバスの社会実験、国土交通省の補助金をもらいまして実験をいたしております。

将来構想、将来像といたしましては、やはり市内に交通渋滞緩和をいかにかもしていくかというふうなことが私どもの最大の任務だろうというふうに思っております。そういった中で、一つにはシャトルバスを運行の中に入れていくというようなことが大事だろうというふうに思っております。そういった中で、今現在考えておるといようなことをお答え申し上げておきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 先ほど申し上げましたが、市では年間650万人という観光客の数字を出されることが多いようですが、観光協会の調べでは、平成5、6年の790万人をピークに、若干の動向はあるものの、昨年は584万人という数字を出しています。観光客を増加させるために、散策路や複合総合施設などの整備をされ、屋根のない博物館という構想で観光客を周遊させる施策は実行されています。今後団体客を積極的に受け入れるというお考えを持っておられるのなら、今既に大きな問題になっている道路や駐車場の整備を行い、今後予想される大型バスなどの増加に対応できるまちづくりと、交通体系の施策をまず実行してから観光客の増加のための施策を行うべきだと私は考えます。

そこで、本日冒頭に申し上げましたが、観光客の動向を具体的に検討し、交通体系や駐車場整備などを含めた太宰府市内の観光地域における全体のまちづくりを、市民や関係団体も交えて検討し、早急に対策を立てていくべきだと私は考えておりますが、市としては、具体的にどのような取り組みを考えていかれるおつもりなのか、市長にお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま渡邊議員から国立博物館建設後の交通問題等々ご質問いただきましたが、ご承知のように慢性的な交通渋滞を来しており、ご承知のとおりでございます。いかにしてこの交通渋滞を解消するかと。まず非常に難しいのは、この交通渋滞が太宰府市を通る車

の通過交通の渋滞ではございません。言うなれば、国博、あるいは現在のところ太宰府天満宮へ来る参拝客の駐車場待ちの車、あるいは駐車場へ行く渋滞、いわゆる袋小路に入ったような状態が大きな原因の一つになっております。それをいかに散らすか、そしてまたそれを制限するために何かがあるか。これはパーク・アンド・ライド方式等々今検討しておるところでございます。そしてまた、一般のマイカーの抑制等もこれは呼びかけなくちゃならないところでございますし、大型観光バスについては、その通行経路等も十分検討しながら、いろいろな形での手法を考えていきたいと思っております。いずれにいたしましても、この観光客が増えることは市に対しても大変プラスになるわけでございますので、この車の交通渋滞を減らすためには、もうおっしゃるようにまず入らせないのが一番いいんでございますが、そうはいきませんので、パーク・アンド・ライド方式、あるいは公共交通機関の利用、あるいは車の交通の流れの検討修正等々たくさんあると思っておりますが、皆さん方、あるいは地元の皆さんのご意見等も拝聴しながら、また交通機関、旅行社等々もいろいろ協議しながら、その策を練っていききたいと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 観光地は、一度行ったらもう行きたくないと思われれば、必ず寂れてきます。ぜひもう一度行きたい、観光客にそう思ってもらえるにはいろいろ要因はありますけれども、大きな要素の一つに、地元の住民が温かく迎えてくれるということがあります。お手元に私のホームページの掲示板に書き込まれました住民の方々の声をお配りしております。今のままでは来年以降さらに観光客が増加した場合の市民感情について、私は大変懸念しております。地元の住民が観光客は迷惑だという印象をできるだけ持たずに迎えることができ、安全なまちであり続けるためにも、今回の質問で申し上げました件についてぜひご検討いただきますよう再度要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

~~~~~

再開 午前11時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問の第1項目は、健康で生きがいのある高齢社会についてお伺いをいたします。

本市を含め、日本は今超高齢社会への道を歩みつつあります。高齢者の急増を大変厄介なことと考える向きが多いですが、これからの太宰府は元気な高齢者が多い社会、健康寿命をより

延ばす社会、高齢者、私はこの高齢者の「高」の字を「幸」の字に置きかえたいと思っております。幸齢者生き生き太宰府市を目指していかなければならないと考えています。

市長は高齢者保健福祉計画で、高齢者が健康で生きがいを持ち、可能な限り住みなれた自宅で自立した生活を送ることができるよう、介護サービス基盤の整備や介護予防の推進等、高齢者福祉の充実を図り、これからの高齢社会が単なる長寿社会ではなく、長寿を心から祝福できる文字どおり豊かな長寿社会づくりを行っていくと冒頭のあいさつで述べておられます。

どうしたら高齢者の方が健康で生きがいを持って生活できる社会を築くことができるのか、真剣に考えていかなければなりません。

その施策として、平成12年に介護保険がスタートをいたしました。しかし、その後軽度要介護者の認定数が急増し、しかも軽度要介護者の重度化が進んでおります。その原因として、高齢者の生活機能、身体機能の維持、改善が介護サービスの目的であるにもかかわらず、結果として身体機能の改善に結びついていないと指摘をされています。もしこのことが事実とすれば、極めて憂慮すべきことであると思います。

本市の実態も同じような傾向があるのか、あるとすればその原因を掌握してるのかお尋ねをいたします。

実際、本市も介護保険導入時の月額保険料の基準額は2,770円でしたが、昨年4月から3,750円に上がり、35%もの負担増になっております。

その主な理由として、サービス業者の増加、介護サービス給付費の増加、平成12年度から平成14年度給付費の不足額の返済、65歳以上の負担割合の増加及び国庫負担割合の減少など4点挙げられております。これに伴い、当然市の財政負担も増加をしています。今後ますます高齢者が増加する中で、従来の施策のままでは保険料のさらなる負担増と、市の財政負担の増加は明らかであります。

さらに、介護保険だけでなく、老人医療費の増加も懸念をされています。

こうした中、国会においても自民・公明の与党は、国民一人ひとりが生涯にわたって元気に社会参加できる、明るく活力ある社会を目指し、具体的な施策として、生活習慣病と介護予防で健康寿命を延ばすことを基本目標に据えた健康フロンティア戦略を策定し、政府に対して実現を申し入れております。この戦略の特徴は、具体的な数値目標を設定しているところです。例えば、介護予防の推進で、高齢者の要介護者の割合を現在の7人から1人を、10人に1人へと減らすことを掲げております。

本市においても、介護予防と関連して、疾病予防、健康増進という視点からの取り組みも重要であります。中でも、生活習慣病は近年増加の一途をたどっており、それが脳卒中などを惹起し、要介護状態発生の起因ともなっています。さらに、女性の生涯を通じた健康増進を図ることも不可欠であります。

こうした観点から、介護予防、疾病予防、健康増進を一体的なものにとらえ、具体的にシステマチックかつ総合的な施策を展開する必要があると考えます。

特に、介護予防サービスが受けられる拠点の整備、また各自治体に効果があると広がり始めている筋力トレーニングの実施、さらにリハビリプログラムの開発、現在も実施されていますが、市民プールを活用した水中運動の推進や、トレーニング機器等の整備、一人ひとりの高齢者の特性に合わせた介護予防の取り組みをサポートする人材、例えば健康スポーツ医とか健康運動士などの配置、さらには働き盛りの層には地域・職域を通じたがん、心疾患、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病対策を充実させ、疾病ごとの目標を定めて罹患率と死亡率の減少などに取り組むことも重要であります。

また、女性層には乳がんや子宮がんなど、女性特有のがんによる死亡を減らすため、検診体制の充実、女性の生涯を通じた健康支援を推進するための女性専門外来の設置促進などを含めた総合的な介護予防プランを策定し、健康で生きがいのある高齢社会を目指す必要があると考えておりますが、市長の所見を求めます。

次に、学校の図書司書についてお尋ねをいたします。

子どもには学校の勉強のために指定された教科書のほかに、自分で自由に選んだ本を読みたいだけ読ませる必要があるとインドのタゴールは訴えました。

読書は、生命を啓発し、豊かな感情をはぐくみ、良書に触れることで、知識の習得のみならず健全な思想、精神をつくることができ、まさに良書は心の栄養とされています。2001年には子どもの読書活動の推進に関する法律が制定され、自主的に読書ができるよう環境の整備を推進することを基本理念といたしております。このような背景の中、平成13年3月議会で読書運動の展開について質問をさせていただきました。教育長は、本を読むということは非常に大事である、いろんな機会を通じて本に親しむように推進していきたいと答弁をされました。その後、読書運動が活発になり、成果が上がっているとの報告を受けています。

そのような中、平成16年度から小・中学校において、図書司書と事務補助を1人が兼務をするようになりました。事務補助は日常茶飯の業務に追われる仕事であります。その結果、図書司書の業務はおろそかになるのは当然であります。

今、生命軽視の事件や事故が起こるたびに、日本中が大騒ぎになっております。まさに何が起こるか分からない社会になっております。日本国際児童図書評議会会長の亀田邦子さんは、「本が死ぬところ暴力が生まれる」という著書で、バリー・サンダースは「読み書きの能力が低下すると、自分自身を内省し批判的に考える心が育っていかないため、そこに暴力が生まれると警鐘を鳴らしている」と紹介をされております。

こうしたことから、読書運動に関して進むことはあっても、後退することは許されないと考えております。そういった意味で、学校における図書司書の役割は重いものがあります。兼務制度は見直すべきと考えておりますが、教育長の答弁を求めます。

あとは自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 健康で生きがいのある高齢社会、介護予防等の施策についてご回答

申し上げます。

国の将来人口推計にもありますとおり、本市においても今後ますます高齢化が進行していく中、ご指摘の健康で生きがいある高齢社会について、いかに対応していくかが大きな課題であります。

介護保険につきましては、ご指摘のとおり、本市においても全国的な傾向と同様の状況であります。

本市では、高齢化の進展に伴う自然増として、毎年400人程度の高齢者が増えていることと、介護保険制度の浸透による制度の有効な利用が増えてきたのではないかと考えています。

そこで、長寿クラブ等での組織的なかわりや、地域での個人的な活動、事業への参加を通して、高齢者が自分の能力を生かし、地域社会に積極的に参加することは、より自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることにつながります。

介護予防という観点においても、現在の健康を持続できるよう保健センター等において基本健康診査をはじめ、各種検診等を通して食生活や運動習慣等について個別指導を行うなど、生活習慣病等の予防に努めているところでございます。

このように、本市の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、それから高齢化対策長期行動計画、地域保健計画、それぞれの計画の趣旨を踏まえながら、整合性を図るとともに、現在実施中の事業、活動に加え、国、県等の高齢者施策も有効に活用しながら関係機関・団体等と連携をすることはもちろん、民生委員や地域の活動団体等のご協力を得ながら、高齢者の生きがいや健康づくりなどの活動を、地域全体の取り組みとして積極的に継続して行えるよう推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 続きまして、学校図書司書の役割についてご答弁を申し上げます。

市の嘱託職員として各学校に配置しておりました学校図書事務員の役割、業務につきましては、まず1点目として、児童・生徒、教師用指導書を含む教科書の無償給与事務、2点目が児童・生徒用図書の紹介や貸し出し及び返却事務、3点目が児童・生徒及び教師用図書の購入事務、4点目が新書の購入や図書の廃棄などに伴う図書台帳等の整理、さらには図書だよりの発刊、そのほか小学校では読み聞かせ、あるいは図書室の環境維持、整理などとしておりました。

しかしながら、平成16年度から学校図書事務員と学校事務補助員を兼務にしましたことから、司書業務のうち、教職員及び図書委員などで協力ができるものなどにつきまして見直しを行い、図書だよりの発刊や読み聞かせ、図書室の環境維持などにつきましては、教職員の協力や連携を図ることで、図書事務を兼務しております学校事務補助員の業務から外し、業務が過大にならないよう配慮したところでございます。

なお、現行の学校事務補助員制度につきましては、見直しを行ったばかりでございますの

で、このまま続けてまいりたいと考えております。清水議員が危惧されております読書運動、推進が後退することがないように、今後も努めてまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 答弁いただきました。従来の方が行っている施策に準じた形で答弁をされたと思っております。これからいろいろ再質問をさせていただきますが、まずはこの健康で生きがいのある、要するに介護予防とは何かということから入るわけですが、要するに健康で生きがいのある高齢社会ってということで、厚生白書ですかね、国が出しております白書があるわけですが、その中に「健康と生きがいは重なり合う部分が非常に多く、特に高齢者では生きがいを持っていることが健康の維持増進につながっている」と、このようにあります。こういったことを前提に置き、さらに介護予防がなぜ必要かということは、実ははつらつとした生きがいのある人生を送ること、その目的のためにこの介護予防が必要であると最近言われております。私も全くそういうように考えておるわけでございます。

まず最初に、平成12年から介護保険がスタートされました。制度ができたということで、平成12年から4年間で認定者が72%急増したと言われてますね。本市のこの介護保険料という資料が窓口においてありますが、この資料によりますと、本市として平成12年度から平成14年度まで、認定者が2年間で32%増えてますね。さらに、この財政的な介護サービスの給付費、これが18億7,000万円から25億1,000万円と、2年間で35%の介護給付費が増えているわけですね。そういうことで、昨年35%の保険料の負担が上げられたわけですが、これから将来的にこのままのような形でいきますとね、うちの、先ほど部長が言いました、太宰府市の介護保険の事業計画書に沿ってやるということでしたが、平成11年度の推計として、介護保険事業費の見込みとして31億5,000万円が年間にかかると書いてあります。介護保険としては、平成12年はトータルで20億円だったわけですね。このままこの20億円が平成15年度で29億円、これは3年間で物すごいスピードで上がっておるわけです。財政負担は増えておるわけですね、31億円。こういう形で見ていったときに、今のような形での施策でいくと、さらに保険料が上がるとことはもう火を見るよりも明らかでございますが、これはこのままいったときですとね、3年ごとの見直しが行われると書いてあるわけですが、平成17年度に見直しを行う予定でございますけれども、保険料として65歳以上の保険料の方の月額ですね、現在3,770円、これがこのままいった場合ですね、高齢化が毎年400人ずつ増えていくって形で言われておりますし、さらに認定者の推計も出ておりますね。平成14年度の14.42%が3年後の平成19年度には16.38%ということで増える推計がなされておりますが、保険料としてそういった試算等もされているのかどうかですね。

そういう形の中で、やはりそんなに負担をさせるわけにいかんわけですから、そういった形の中で逆算して、じゃあどうしたら介護の保険料を抑えることができるか、そのためには介護予防は必要という形の結論になるわけですが、まず最初にこの推計が、全体の推計は出てます

ね、31億5,000万円、そうすると65歳以上の方の月額の基本額ですけど、どの程度になりますかね。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ただいまのご質問がっております介護予防というところで、当然介護保険料、平成15年度から値上げをしたわけですが、これから、先ほどの答弁の中にも申し上げたんですが、高齢化人口が増加していくということが当然出てきますし、団塊の世代というところも当然視野に入れていかなければならないというふうに思っております。

それで、ご質問がっております介護予防というところが、これからどういう取り組みをしていかなければならないかということが必要かと思えます。それで、本市としても介護保険制度の中でやれる分というのは余り予防的なものは難しいことがあると思うんですが、その下の段階で支援、介護支援ですね。それから要介護1、その方たちが当然今の段階でも率的には大きく伸びておりますので、そういうものを今後どうしていかなければならないかということは考えていきたいと思えます。

それで、介護保険料につきましては、先ほど言いましたように、これからどういう形で料金を決めていくかというところで、現在のところは具体的にはやっておりませんが、推計をしていくというところの準備の段階には入っているというところでございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） まだ計算してないっていうことでございます。それで、今年金の問題がありまして、これから年金制度の問題で非常に給付も下がっていくという時代に来ます。それで、合わせた形で社会保障の介護保険も増えていくと。

もう一つ忘れていけないのは、医療費の問題ですね。老人医療費も当然これから高齢者が増えていくと増えるような形になるわけですが、厚生労働省の試算ですが、これは5月30日の日経新聞ですけども、これによりますと、2025年度に今年度の2.1倍、69兆円に膨らむと、医療費がね、全体が。医療費のかさむ高齢者が増えるのが大きな理由ということで、老人医療費だけで3倍に増えると。医療費全体に占める割合もほぼ5割に達すると。今、去年からですが、70歳から75歳に順次年を置いて年齢を引き上げていくような形になるわけですが、そういった形の試算の中でもこれだけ老人医療費は増えると。そうすると、また将来的にはこの75歳を80歳に上げるとかですね、こんな形になっていくのかなと思うんですが、そういうことはもうしたくないと思っているわけですね。

そういうことで、私どもとしては何とかして、やはり健康で生きがいのある社会をつかっていくためにどうしたらいいか、私たちはやっぱりそういった、将来的にこのままいくとうなるかっていうことを見越してやっぱり逆算していかないといけないと思うんですが、介護保険の方はまだ推計しないと、わからないと。老人医療費についてはそういう意味において、こういうような国のデータがあるわけですが、本市としてその辺の推計なされてますか。介護保険、老人保険全体はですね、太宰府市の負担としては全体で5%程度の負担でいいということ

で、余り真剣に考えてないかわかりませんが、全体的にはこれは全部、国も県も市の方も、それぞれの負担割合を決めてやってるわけでございますので、税金という一つのものから考えていったときにですね、これは考えていかなきゃいけないんじゃないかと思っておりますが、その辺の推計がわかれば教えていただきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 老人医療費につきましては、介護保険制度が平成12年にできまして、平成12年度と平成15年度と比較しますと、大体14%落ちてるという状況がございます。これは先ほど言われました年齢の引き上げ等が一つあるんじゃないかなと。それから負担割合ですが、所得が高い人については2割負担という制度上の問題もあったかと思えますが、医療費としては14%低くなっております。ただ、人数としては若干増えているという状況でございます。

それで、こういうものも考えながら、当然介護保険制度そのものも料金の設定、それから介護予防に取り組む一つの材料として取り組んでいきたいとは思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 個人保険料が、介護保険と同時に下がったという話ですが、私ちょっと調べた限りにおいてはですね、決算書ですけどね、老人医療費の決算書で、平成12年度が56億円、平成13年度が57億円、平成14年度が若干下がりますけども同じように56億円で、平成15年度が約60億円、それから平成16年度が年齢が若干引き上げになったということで55億円に下がっておりますが、余り介護保険が使われたからといって、決算書見る限りにおいてはですね、そんなに効果があってないんじゃないかなと思うんですが、ちょっと今答弁が私の数字と違うような感じしますけど。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 私が答弁したのは、平成15年度と平成12年度を比較した中で、平成15年度が60億円というところでお答えになったんですが、私どもの方でつかんでる数字としては54億9,270万円でございますので、そこで数字が若干低くなっておりますので、率的に変わってくるかと思えます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 本来の議論に入りたいと思えます。私が言ったのは、平成15年度はまだ決算見てませんので、予算書の中から数字を出させていただきました。

介護予防の方に、要するにこれから財政的な面においても保険料も上がる、医療費も上がる、そういう形の中で、特に介護保険の場合はですね、言われているのがまず廃用症候群というのがありますね。専門的な用語になるわけですが、これはどういうことかといいますと、要するに心身を使わないことによって心身の機能が低下する。言うなれば介護保険を使う。本来残存能力があるけども、ヘルパーさんが来ていただくと、在宅で、来ていただくと。本来自分が今までやってたものが、ヘルパーさんが来ることによってやらなくなってくる。もうそうす

ることによって、本来持っている機能が向上するのじゃなくて、便利は便利でありますけども、その機能が低下をしていくと。お年寄りですので、低下をするとこれを回復するのがなかなか難しい。ということで、要介護認定者の軽度の方の重度化が進んでると。こういう形で言われておるわけですね。だから、介護サービスってのは、今までは生活支援をしてあげるといいう形で来てましたけど、それはそれで私はいいと思いますが、そのとおりにやってくると、言うならば本来使わなくちゃいけないものが使わなくなってくる。そのことによって言うならば生活不活発病ということで言われているわけですね。そこのところの問題として一番言われているのは、そこのところの水際が一番大事だと言われてるんですね。私が介護予防ということで、そういったことをしっかり把握をされて、今言ったように数字としても上がってきてるわけね、どんどんどんどん。それは恐らくそういう形の部分があるのではないかとということで、国も検討し出しておりますが、私はそういった面においての、本市としてですね、その水際作戦をどうするか。それは高齢者の方にとっても一面的にはいいような感じがしますが、しかし将来的にはそれが重度化することによって、言うならば、極端に言えば床がなかなか、ふとんをひいて上げるのが大変だと。ほんならじゃあベッドを出しましょうということで、ベッドをやる。あるいは歩行がなかなか行けなくなったということで、安易に車いすを出すと。今度はもう足も使えなくなってくると。こういったことが介護サービスを提供する中でですね、起きているのではないかとされているわけですが、こういったことの水際サイド、これは事業者がやるわけですので、市として非常に難しいことかなあと思ったりはするんですが、しかしここを何とかしないと将来的にもですね、なかなか解決できないという形になるわけですね。介護予防として、その辺の部分はどうするのか、水際作戦をどうとめるのか、その辺のところは今後大事。それは介護保険だけじゃないですよ。それは同時につながって医療費にもつながってくわけですからね。その辺のところをやっぱりきしっと、やはり4年間やってそういう結果が出てるわけですので、やっぱりこのところの対策は私は必要じゃないかなと思うんですが、考えておられますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 先ほどもちょっと話したんですが、介護保険で要支援が入り口ですので、その辺のところをどうするかというところなんですが、私どもで考えておりますのが、一つは介護保険制度でやることと、それから今でもやってるんですが、高齢者福祉というところなんですが、ここの分については、人間が持つてくる機能の維持ですね、それをどうするかというところ、それからもう一つは進行をどう防止するかというところなんですが、その中でいるんな高齢福祉で介護保険に認定されてない方を対象としたですね、いろんな事業を考えております。それは何かから考えてるかといいますと、高齢者の保健福祉計画と、それから第2期になるんですが、介護保険事業計画というものをつくっておるわけでございます。その中で実際どういうことをやっていこうかということでですね、今までやっている事業もあるんですが、新たに事業を立ち上げてやっていこうということを考えております。それが介護保険になる前

の高齢者福祉というところですね、例えばこの中でやりますと、プラチナパソコン教室っていうのを平成16年度、今年から立ち上げようと思うんですが、その中でお年寄りの方がパソコンを習ってあって、ほかの方に教えたいというところですね、申し出がありましたので、その方に講師になっていただいてですね、パソコンを習うことで手先、それから頭の方も、頭脳も使っていくということがありましょし、そういうふうな事業を幾つか立ち上げた中で、やっていくことも高齢者福祉の中で当然考えていかなければならないと思ってます。

それから、介護予防というところなんですが、元気な高齢者をつくろうというところですね、健康生きがいがづくり対策、これが年齢的にはそう高くななくてもですね、健康、それから生きがいをすることによって、当然予防対策ということもありましょし、もっと下に行きますと、健康づくり、それから疾病の早期発見とかですね、それから早期治療というのが当然出てくるわけなんです、この中では保健センターでいろいろ健診とかやっておりますし、その中で早期発見、早期治療ということにつながることは健康につながると思えますし、健康があって生きがいができてくるということが大体40歳ぐらいからそういうこともちょっと考えていかなければならないと思ってます。

それから、もう少し年齢が若くなりますと、正しい生活習慣の獲得という言い方をしてるんですが、その中で成人向けで、健康福祉部だけじゃなくて、社会教育とかですね、生涯学習もあるかと思うんですが、その中でいろんな活動されることも一つの生活習慣病を予防するということにも大きく、ちょっと広く言ったんですが、そういうこともこれから重要だろうというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 水際作戦がこれからどうするかということで、極めて大事じゃないかということで問題提起をさせていただきました。いろいろおやりになってらっしゃるということですが、きちとした形の答弁になってないのかなあと思っておりますので、今後研究をしていていただきたいと思えます。

いろいろ、高齢者の方が要介護状態になる様々な理由があります。その中の一つに、最近言われてます筋力低下による転倒や骨折と。こういう形の部分が多いと言われてます。これは本市の介護保険の中にも書いてありますね、転倒、骨折を予防しようということで、高齢者の転倒と寝たきりにはとても深い関係がありますと。65歳以上の人が寝たきりになる要因の約1割が転倒、骨折ってことで書いてあります。このことをどう防ぐかということが一つのこれからのキーポイントにもなってくると言われているわけですが、そういう中で様々な各自治体の取り組みがあります。

その一つに筋力トレーニングというのがあるわけですね。筋力トレーニングというたら、プロレスラーがやったりとかお相撲さんがやったりとかという形じゃなくて、高齢者用の方々の筋力トレーニングが最近開発をされてきているということが報告されています。茨城県の大洋村っていうところがございまして、ここは筑波大学のグループとですね、協力をして、要するに筋

カトレーニング、大腰筋っていうんですね。ここに何か大腰筋って筋があるらしいんですけども、これが衰えてくると転倒とか骨折が起きると。これはウォーキングではこの大腰筋は鍛えることはできないと言われていたわけですが、そういう、その大腰筋を鍛えるトレーニングをやったと。その効果を調べる研究を初めておやりになったわけですが、週に2回筋力トレーニングをおやりになったこの方々のデータと、やってない方々とのデータがあるわけですが、はっきりこの筋力トレーニングをやった方々の筋力がついたと。そして、医療費も増加率は不参加者の2分の1になっていると、そういう形でこのデータが大きな社会的な波紋というか、各自治体に興味を持ってき出したわけですね。これ久野さんという方、教授ですけども、調べてみましたら、この久野さんのやっている、いろんな形で新聞に載ってる自治体が2ページにわたって細かく紹介されてます。非常に効果があるということとされているわけですが、この大腰筋を鍛えるということと、これ東大の石井さんという教授も言われてます。

それから、最近のことですが、12日にですね、神奈川県で私どもの、公明党の議員が質問をしたわけです。神奈川県の川崎市というところでやはり筋力トレーニングをやっているわけですね。これがこういう報告ですが、リハビリで筋力トレーニングで8割の方が改善されたと。ほいで、介護費用は1人年間110万円の削減がされたってということがあるわけです。

こういったことも、これからの一つの大きな施策の一つとしてですね、取り入れていかなくちゃいけないんじゃないかと思えますし、私もこれ最近知ったこととございますので、こういうようなことをご存じなのかどうかですね。それで、何か少しは検討されているのかどうか、そのマシンをかうとなればお金がかかる話にもなるんでしょうが、そういったことも検討されているのかどうかですね。その辺のところもちょっと考えを聞かせていただければと思っております。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 筋力トレーニングの分につきましては、市内の医療機関の中でも取り入れられてやってあるところはございます。私も先日見させていただいてですね、無理なこととはできないと思うんですが、コーディネートの方ですかね、そういう方がつかれてやりましたから、その方に応じたトレーニングだろうと思います。そういうものについては、当然ご質問がっておりますように、医療費とか介護予防とかですね、そういうものにつながるということで、当然私どももいろんな手法があるとすれば、そういうものはですね、検討させていただく必要があるかなというふうには思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） マシンを使うとなったらなかなか抵抗ある方もあるかと思えますけど、テレビ等でもいろいろ簡単にできる体操等もありますね、ストレッチっていうか、筋力トレーニングの体操なんかもやっております。階段を上るといってということも書いてありますので、私は行政というのは、これから大事なことは、本当は、本来この介護予防というのも行行政がするものじゃなくて、やはり一人ひとりが自覚をして、自分自身がやはりその介護予防に

取り組まなくちゃいけないというのがこれは原点にあると思うんですね。そのためにどう情報を伝えていくかっていうことが大事だと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

それで、この介護予防を調べていく中でですね、長野県がありますね。長野県が、ご存じのように老人医療費が全国で最低って言われていますね。そして、平均寿命は男性が全国で第1位、女性が第4位という、長野県は教育県でも有名ですが、こういった形で医療費が非常に低い、県全体で医療費が低いと。高齢化率は全国10位という、そういう高齢県でありますけども、高齢者がたくさんおるけども医療費が少ないと。そして、健康寿命もあると、こういうことで前から言われているわけですが、この長野県のそういった、高齢者がなぜ健康が多いのかと。そらいろいろデータとか報告があると思いますが、何かやっぱりそういうような形の中で、調査とか研究とか参考になるようなことをされてるのかどうか。

それともう一つですね、その中で言われていることはですね、保健指導員制度、これが非常にこの長野県の健康長寿の一つの大きな源になってるんじゃないかとか言われてるんですが、そういうようなことは何か参考にされたことがありますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 調査されたことがあるかっていうことなんです、その分につきましては、私どもいろんな、インターネットとかいろんな情報がありますので、そういうのと、それから必要な分がありましたら問い合わせとかですね、そういうのではやっております。

それから、健康指導員制度というのは私どもの方は今のところありませんので、今のところ検討はいたしておりません。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 大事なことは、先ほど言いましたように一人ひとりがどう自分自身のことに行くかということで、長野県はこの保健指導員の方が全部で県で1万5,000名いらっしゃるそうです。それで、この博士論文ってのがありましてね、この方が保健指導員制度っていうものをずっと調査されているわけですね。その中で、どうしたら健康でいくのか、そしてさらには生きがいを持つことができるのかっていうことをずっとデータを調べられて、発表されて、そして博士号を取られておるわけですが、この保健指導員って方は主婦の方々が中心だという形で、長野県の須坂市というところが一番最初にできたと言われているわけですね。

それで、これ全部ボランティアなんです。ボランティアで、保健指導員の方々が高齢者の方々の健康づくりをどうするかという形でですね、ずっと取り組みをされるらしい、2年間。そうすることによってですね、それは高齢者の人たちとか、そういう方々のためにもなるけども、そのボランティアをやってきた人そのもの自体が大きな学習ができたと言われてるんですね。これはね、一長一短にできるもんじゃないんです。今言われているのがね、長野県須坂市ですけども、そういった経験をされてきた方が、女性の全人口の成人女性の3分の1とかです、ね4分の1とも言われておるわけですね。そういった形の中で、ボランティア活動でずっと

社会参加とか、いろんな形で進んでいく中で、健康に対する意識を持ち、そして高齢者のためにもいろんな形で、ボランティアで支え合っていく、これが本来健康で生きがいという形じゃないかということで、この博士論文に書かれているわけですが、これからの時代というのは、私はそういったこともですね、大事じゃないかと思ってます。今まで見たこともない、したこともない、わかりません、やりませんという話ですけど、やはりそういった形でこれから地域コミュニティづくりを本市もやろうとしてるわけですので、こういった参考になるものがありますので、これはもう金かからなくていいわけですよ。

それで、その言われた、実際に実践してされてきた方々自体がおっしゃってる言葉は、楽しかった、よかったということです。それ以上に自分自身が多くを学ばさせていただくことができたと言われておるわけですので、何も金のかかる話じゃない。これは真剣になればできることだと思いますが、しかしこれは行政がやってもなかなかできるもんじゃありません。これはもう地域の人たちがそういう形で取り組んでいけなくちゃいけないと思いますが、そういったデータとか情報をですね、これは行政側は公開していくとかというようなこともこれからは大事じゃないかなと思うんですが、考えてませんということですが、これから地域コミュニティづくりやっていくわけですが、そういった制度も参考になるんじゃないかと思いますが、いかがですかね。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今お話しいただきましたことにつきましては、私どもの方で、今福祉でまちづくりというところの取り組みの中で、地域に入っていきこうということも考えておりますので、その中で参考にさせていただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 時間がありませんので、学校の図書司書について……。

（「議事運営について、休憩を求めます。休憩」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） ここで13時まで休憩に入りたいと思います。

休憩 午後0時06分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 今先ほど答弁ありましたので、後退してるのか前進してるのかちょっとよくわからない部分があったんですが、役割分担をいろいろと決めたという形でお話があります。

それで、冒頭、本会議でも紹介させていただきましたが、非常に読書運動というのは、読書というのは大事であると。これが当てはまるかどうかあれですが、この機会にですね、教育長のご意見等も聞かせていただければありがたいかなと思っております。佐世保で小学生の女

の子が刃物で切って亡くなるという事件がありまして、今いるんな形で、ホームページだとかインターネットだとかという形が言われておるわけですが、このバリー・サンダースって方が、先ほど紹介しましたけども、なぜ本が死ぬところ暴力が生まれるかという形の中で、その原因として長時間のテレビの視聴がある。もう一つは、インターネット、通信やテレビゲームへの熱中、そういうことで青少年を読書から遠ざけようとしている要因が多過ぎるということで、先ほど申しましたように、本が死ぬところ暴力が生まれてくるという著書をあらわされてくるわけですね。それが直接佐世保の事件とつながるかどうかということは私もわかりませんが、そういう意味において今そういうテレビの時代、あるいはインターネットの時代という中で、私はこの読書活動の推進というのは極めて重要じゃないかなと思うんですが、この辺のところは教育長はどう考えておられますか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 清水議員ご指摘のように、また私も学校の教員をしておりまして、やっぱり本を読んでおくことの重要性と申しますか、その認識は前に答弁したとおりと、全然変わったもんではございません。各小・中学校におけるですね読書活動というのは、以前お答えしましたときよりも、私は充実してるというふうにとらえております。

その要因として考えられることの一つにはですね、司書教諭がきちっと位置づけられまして、学校の組織体制、それから役割というものが明確になってきたこと、また一つにはボランティアと、そういう方のご協力をいただきながら読書活動が進められているようなこと。もう一つは、数年たちますので、どういう方法でやっていくかということが、教員も子どもの方もそういう活動のシステムと申しましょうか、方法等が理解できて、次は何するかということがよくとらえられてるといふようなことがあるんじゃないかともとらえてるわけですが、そういうふうなこともございまして、読書活動については充実してきているというふうにとらえてるところでございます。

清水議員ご指摘のように、最初に申し上げましたように、やはり本を読むというのは非常に大切なことだということについては、もうご指摘のとおりでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） そうすると、そのためにですね、国もですね子ども読書活動推進法を平成13年12月、そしてこれは推進法ができて、国が子ども読書活動推進基本計画を平成14年8月につくられましたね。その中に、やはり子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備充実を図っていきなさいということで、今の教育長の答弁ですと、司書教諭を充実させたということございまして、言うならば、今まで図書司書っていう形が一人で仕事をされていた。そういうことで、司書教諭を充実させたために事務補助も一緒に兼務させるようにしたという形になるのか、この辺のところは今ひとつ見えないんですけど、私から言わせると、今までは学校図書は学校図書として、一人でその仕事をされていたと。それが、今度は平成16年度

からですね図書司書の方も事務の補助をするようになったと。そうすると、学校の図書の方の司書の仕事がおろそかになるんじゃないかという懸念を持って質問してるんですけど、今の教育長の答弁ですと、いや、そうじゃなくて、別に新たに司書教諭を配置したっていうんですか、充実させたというご答弁でしたが、そういう形で充実されたという形なのか、この辺のところをちょっともう一回きちっとお答えいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 最初にですね、今まで配置しておりました方につきましては、これは図書司書ではなくて、図書の事務を補助する方でございますので、そういう役割について少し違うと思います。

それから、先ほど申しましたようなことですね、学校におきましては、さきに部長が答えましたように、事務補助として配置された方の役割というものが、またお仕事が少し軽減されたということございまして、司書教諭というのは教諭をもって充てるようになっておりますので、市が配当したものではございません。

それから、もう少し読書活動ができるようにというようなことで、例えば市民図書館から出ておりますすすく号のステーションといいましょうか、そういうところの回数を増やすとか、また学校の時勢に合わせながら利用しやすいようにするとか、また図書館自体も広域化するとか、土曜、日曜等の祭日とか、夜間の開館とかというように、単に学校だけじゃなくて家庭に呼びかけるとか、また保護者の方がそういう図書館を利用できるような、そういうふうなことを踏まえながらですね、全体的に図書活動が、読書活動が充実しているように進んでいるということを申し上げたわけでございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 図書事務ということですね、仕事、図書司書じゃないということで、事務員という形で。これはこの方々は嘱託になって今までおやりになってらっしゃったんですが、これ司書の資格はあるなし関係なしに、事務員として嘱託で置いとくという形ですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 事務補助員として嘱託契約をいたしております図書事務職員につきましては、司書の資格を有しております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ということは、その位置づけとしては図書の事務員という形でありませうけども、やはり勤務されている方は学校司書という形で、学校の図書司書という形で当然認識されてその仕事をされてるという形だと思っただけですね。今一人でされてた方、要するにいろんな形で充実させていくという部分はありますけど、私は学校の図書司書に限ってちょっと質問を、限られて質問させていただきたいと思うんですが、要するに昨年度までは学校の図書司書として、言うならば、それ専属でかかっておらっしゃったと。それが今年度事務の新たに図書とは違う事務の補助の仕事をするようになったと。それで、これは司書の方が同じような仕

事をされるわけですが、そうなってくると、だれがどう考えても、これは充実したという形で私は思えないんですね。要するに今まで専門でその図書事務員ではありますけども、あくまでも市としては司書の資格を持っておられる方を嘱託職員としてお雇いになってらっしゃったと。これは当然図書の仕事をやらなさいという形だろうと思うんですね。その方が今回なったのかどうか知りませんが、言うなれば、新たにこの学校事務の補助をするようになったと。そうすると、先ほどと同じような形の繰り返しになりますけども、やはり後退した形になるのではないかなと思うわけですが、学校の事務補助の仕事というのも、結構事務職員の仕事というのも結構大変な仕事らしいですね。わしも実際学校現場におったことはないからわかりませんが、どちらかという、お一人で仕事をされてらっしゃると。これ日本教育新聞ですけども、静岡大学の教授が、学校の事務職員も仕事の実態についていろいろ実態調査されて、バーンアウト傾向というんですか、バーンアウト傾向ということで、非常に強い多忙感を持っていると。事務職員ですよ。このアンケートの中でした多忙感については、強く感じる40%、やや感じるが48%と、これは事務職員の部分でのことですけども、こういう仕事をしながらおかつ学校図書の仕事をやらないかんとすることは、やはり私はどうしてもやっぱりそちらの方、学校図書というのはなかなか目に見える仕事じゃありませんけど、事務というのは毎日日常茶飯の仕事ですので、やはりおろそかになってくるんじゃないかなと。そうすると、基本法とか、この推進法とか、基本的な計画というのは、この諸条件の整備充実をなさないと。今の学校図書に関する分に関しては、私はどう見ても充実しているとは思わないです、後退してると思うんですが、この辺のところは、もう一回1年間しかないということで検討するということですが、私はそういうふうに思うんですけどね。そこがちょっとまた意見が食い違ってるんですけどね。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 事務補助員として図書司書の業務についてですね、見直しを行ったということをごさいます、従来からしていただいております図書だよりの発行であるとか、図書室の環境整備、あるいは図書委員会の活動に関すること、あるいは読み聞かせなどについてはですね、ボランティアの方に協力をいただいておりますとかという形で補完をしております。それで、物理的には、おっしゃるように2人が1人になったということですね、これはもう認めざるを得ないところだと思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 教育部長がおっしゃったように、物理的にはそうだと、要するに後退したんだということですよ。教育長がおっしゃいますように、やはりこれから読書活動は必要だと。この基本計画の中にもですね、学校図書館のあり方に関しては、司書教諭を中心としてそういった事務職員も含めて充実させていきなさいということが平成14年8月に閣議決定された子ども読書活動推進基本計画の中にも盛り込まれてるわけですね。そういう意味においてはですね、この1年間子どもたちのことを考えて、後退するようなことがないようにですね、私は

前向きに検討していただきたいという形の質問です。1年を見て、経過を見てということですが、これは生の声としてそういう声があるということをお伝えしとるわけですね。だから、今やりよう途中でそういう声が出てますので、教育長どうぞ。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 誤解のないようお願いしたいことはですね、確かに事務補助員の仕事の量としてトータルの先ほどのような話がありますけど、読書活動がですね、後退したのではないということをご理解いただきたいと思います。

それから、市の職員を、嘱託職員でも派遣するにつまましてですね、おっしゃるように確かに図書という面から見たら、図書の司書も欲しいと同様にほかの部面でもやはりぜひ配置してほしいというような願いがあるのも事実でございます。そういうふうなことを考えながら、トータルの見ますと、市の職員の配置というのを増加させながら、教育全体の向上を図っているということもご理解いただけたらと思います。今後とも読書活動の充実を図ってまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、1番片井智鶴枝議員の一般質問を許可します。

〔1番 片井智鶴枝議員 登壇〕

1番（片井智鶴枝議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、市民サービス向上のための職員意識と組織の活性化について、公共施設の現状と課題についての2項目質問させていただきます。

質問に先立ちまして今年度も大雨のシーズンを迎え、その対策について一言お願いをしたいと思います。太宰府市におきましても、昨年の教訓を生かし、大雨などの災害に対する防災対策、また災害が想定されるときの方策本部の設置の時期やその活動内容のあり方など、様々な角度から見直しがなされ、現時点でできる範囲で最大のご努力がなされていることと思います。既に今年は梅雨入りの前から大雨洪水警報がたびたび発令され、関係職員の皆様の深夜の参集も数度あったと聞いております。たび重なる深夜の出勤のご苦労はいかばかりかとお察しいたしますが、どうか市民の安全確保を第一としまして、今後ともご努力いただきますようこの場をおかりいたしましてお願いいたします。

さて、現在私たちを取り巻く社会状況は高度成長の時代から低成長の時代へと大きく変化し、大きな閉塞感、不安感に襲われ、またこれまでの価値観が全く通用しない混迷の時代だと言えます。自治体においても三位一体改革による地方交付税の削減と景気の低迷に伴う税の減収は厳しい行政運営を余儀なくされています。このような状況の中、自治体も企業同様、公共経営、すなわちパブリックマネジメントとして自治体の業務をとらえ、政策評価や事務事業評価などを積極的に取り入れていく自治体も増加しています。このことはこれまでの行政手法ではもはや対応できなくなっている。すなわち時代の変化に合わせ組織も大きな変革を求められていることだとも言えます。日常の業務の中で市の職員の皆様が既に感じられていますよ

うに、市民のニーズは複雑多岐にわたっています。さらに厳しい経済状況の中、市民生活も大きな犠牲や負担を強いられ、納税者である市民の行政を見る目は以前とは比較にならないくらい厳しくなってきました。このような現状に各地方自治体は少ない予算配分の中でそのニーズにどうこたえていくのか苦慮し、模索しているのが実情ではないかと思えます。しかし、その一方、これまでお役所仕事とやゆされて、冷たい、高慢、遅いと批判が多かった市役所の対応を改め、市民を顧客としてとらえ、行政はサービス業の精神で市民と接していこうと、土、日の窓口開設を開始するなど、積極的な取り組みがなされている自治体も増えてきています。

さて、市民がサービスの受け手側とすれば、そのサービスを提供する立場にあるのが市の職員ということになります。そこで見方を変え、その市役所の組織で仕事をしている職員が日ごろどのような意識で仕事をし、その組織の現状をどうとらえているのか、また行政サービスを上げるためどのような考えを持っているのか検証していくことは、市民満足度を高めていく上で意義あることだと思えます。事実太宰府市においてもこのような目的で定期的に職場活性化のための職員アンケート調査などが行われています。このアンケートは最近では平成14年7月に実施されています。この結果から市民が求めているサービスと市の職員が考えているサービスが一致し、市民のニーズを的確につかんでいること、また組織内の意思の伝達、すなわちコミュニケーションが余り図られていないのではないかとということが読み取れます。さらに、市役所内の組織を活性化するにはどうしたらいいかという職員の貴重な、また生の声が記入されていて、興味深いものがあります。ところで一方、市役所窓口などの対応に対する市民の要望や苦情などの声、また私自身が市役所内で感じることは、全体的に元気がない、活気がないということです。このことは職員一人ひとりの資質の問題と組織上のシステムの問題と、2つに分けて検証していく必要があります。優秀な市の職員の資質を伸ばし、やる気を出させ、人材の育成を図っていくのは市政のトップであります市長の役割であり、そのリーダーシップが大きく問われてきます。このことはアンケートの中でも指摘されております。

そこで、質問項目の第1点目、市民サービスの向上のための職員意識と組織の活性化についてであります。その目的のために実施されている職員アンケートなどの調査結果を中心として回答をお願いいたします。

まず、第1点として、その調査結果はどのような取り扱われるのか。その結果から見えてきた課題は何だととらえているのか。主なものについてお答えください。さらに、その課題に対し、どのような取り組みがなされたのか、そしてこれまで改善がなされた点があれば、お答えください。

次に、第2点目は、公共施設の現状と課題についてであります。この点について、建物などのハードの部分と窓口業務などのソフトの面に分け、お尋ねいたします。公共施設は市民が市役所よりもより多く利用し、市民により近いものと言え、そのあり方は市民の市に対するイメージを左右しかねない大きな判断材料であるとも言えます。この公共施設の現状を見た場合、



明らかな課題として駐車場の不足は女性センター、体育センター、市民プールでは特に顕著であります。また、老朽化の問題も今後見逃せない事実であります。この点について今後どのような対策を講じていくのか、また建てかえなど、長期的な財政計画を立て、対応していく必要があると思いますが、その点について市のお考えをお聞かせください。

また、この公共施設の運営を委託しているのが太宰府市文化スポーツ振興財団ですが、市民との窓口の対応や日ごろの業務などについて課題としてとらえていることがありましたら、その点もお答えください。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 職員の問題についてお尋ねをいただきました。地方分権時代に入りまして本市においても様々な社会経済環境の変化に機敏に対応できる新しい職員像が求められておりまして、これまで以上にコスト意識、企画力、柔軟性、ITなどの情報処理の能力が必要になってまいりました。そういったことから、時代が求めます新たな人材の育成と、職員の意識を改革していくために平成13年度に職員人材育成基本方針を策定いたしました。その中で職員の能力開発、意欲向上を目指す研修のあり方、職場で仕事を通して職員を育てていく職場環境づくり、職員の意欲増進を図る人材制度の改善など、職員の意識、職場風土の変革を目指して現在取り組んでいるところでございます。

お尋ねの職員の意識調査につきましては、平成14年7月に、よりよい職場環境づくりや職員の能力開発の方向性を探り、これからの市民や社会とともにある市を目指していくことを目的に第2回目の職員アンケート調査を実施したところでございます。その結果につきましては、機構改革や組織再編、事務事業の点検、職員の研修、さらには人材育成基本方針への反映などの資料として活用をいたしておるところでございます。アンケートの中身で課題といたしまして、組織目標の明確化というのが出ております。また、職員の配置定数、機構の適正化、職員研修のあり方、業務の複雑多様化によるゆとりがないこと、あるいはコミュニケーションのあり方、さらには上司に対する管理能力等の様々な課題が出てまいっております。このためこのアンケート調査の結果をもとに、まずトップから変わろうということで、管理監督者研修を行いまして、管理監督者としての役割を中心に、このアンケートの中身をもとに研修を実施いたしております。

さらには、平成15年10月には行政機構改革を行い、適正な人員配置を行ったところでございます。

また、そのほかに、若い職員の課題研究の成果発表の場といたしまして、行政課題研究発表会やトータル・クオリティー・マネジメント、いわゆるTQM成果発表会を開催いたしまして、トップは助役をはじめ、部長、課長、新規職員まで出席をいたしまして、意見交換会を実施いたしております。今後も職場や職員の活性化につきましては、やはりそれぞれの部、課、係が目標を掲げておりまして、その目標に向かって職員と情報を共有化し、管理監督者が率先

垂範し、人材育成を行っていかねばならないというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） この調査であります、平成14年7月、394人の対象者につき318人、80.7%の回収率があります。その中でこのアンケートの取り扱われ方なんですけども、これがやはりアンケートを書くというのは職員の皆様にとっても、職務中だったのかどうか分かりませんが、これだけ書くというのは大変なことになるわけなんですけども、このアンケートがですね、「どのように人事管理や政策に活用されているのか疑問である。しっかりとした分析と対策をしてほしい。」ということを書いているんですね。それと、「このアンケートは市民に見せるものではないのであれば無意味だと思う。公務員の事務を評価し、律するのは市民ではないか、アンケートをもとに評価するのはだれか、何のための評価か。」というのがこのアンケートの自由意見の中に書かれております。私もこれを全部読ませていただいたんですけども、本当に課題と分析というのはすばらしいのができているんですけども、ただこのアンケートについて、せっかくとったアンケートなんですけど、どこまで周知されているのか、また職場の中で、皆さんの中で共有されているのかどうかについてお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） このアンケート調査だと思いますが、私どもこれをアンケート調査とるだけでなく、評価をして、今後どのようにこれを使っていこうかということも考えておまして、先ほど言いましたように、まずはトップからこのアンケートにおける問題点をやはり解決すべきであろうということで、先ほど管理監督者の研修を真っ先にやりましたと言いましたが、そのほか、これについてはもう各職員全員にですね、配付しておまして、そしてその中で先ほど言いましたように、各課、係、あるいはその中でこれの問題点について勉強していただくというふうな体制をつくっていこうということで、全職員に配付いたしております。また、部課長だけでなく、係長、あるいは主任主査ですかね、その辺までもこの中身の問題点について研修をしておまして、そういうことで活用をいたしているところでございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） このアンケートの中のいろいろな項目を見たんですが、職員の研修希望と、今やっている研修というのが、どうも職員のニーズを満たしていないような回答があるんですね。例えば職員は民間企業などで接遇の技術を学びたい、また経営などを学びたい、そういうふうな職員が実際の業務に見合った研修がしたいということ言っているんですけども、そういうことに関連して、これから研修のあり方を変えていくとかというようなことはあるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私ども研修についてはかなり深い研修をしているつもりでございます。おおむね近隣の市町村といったら語弊がありますが、我々の市ではですね、外部で例えば県の職員研修所に職員を送り込むということで大体終わっておりますけども、研修のしおりを

見ていただきますと、いろんな研修がございまして、内部研修は太宰府市がかなり私は充実していると思います。福岡県の研修所に職員を派遣をいたしておりましたけども、その職員が太宰府市に帰ってきました、太宰府市のいろんな内部研修を見たときに、県下でもこういうふうな研修をしているところは余りないですよというようなお褒めの言葉をいただいております。今言われましたように、ナビゲーションだけじゃなくて、県との交流研修、あるいは春日市、他市町村の研修交流等々をいたしておりました、かなりの交流研修をいたしております。また、民間の経営、あるいは民間のやっつてることについて学ぶということでございますけども、昨年度半年間余りですね、窓口の改善ということで、スマイル運動というのを行いました。これは民間のそれなりの会社の方に来ていただいて、6か月間実地で研修をしていただきました。そういう新しい研修もこのアンケート調査、あるいは職員の声からですね、できるだけ皆さんに研修をしていただくような仕組みづくりを行っております。また、自分で学ぶということが非常に大切でございます。自分を高めるといことですね。自己啓発が何よりも大切だと思っておりますので、そのために例えば通信教育ですね、いろんな自分でテーマを選べれるんですけども、通信教育を自分で申請をしていただければ、約半額ぐらいの補助金を出して、自由に自己啓発できるような仕組みもつくっております、学べるいろんな環境づくりを現在進めております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今企業においても人材育成ということにはかなり力を入れておられて、人材を育成して、やはり業績を回復していこうというのは、もうこれは企業であれ、自治体であれ、同じような状況だと思います。その中に今内部研修は充実しておりますということでお答えいただきましたけども、職員の皆さんは内部研修よりもですね、やっぱりこういう意見があるんですけども、「市役所という狭い枠の中だけで培った知識だけで業務を進めていくのではなく、他業種の人や市民とのかかわり合いを一人ひとりが深め、役所の常識のみにとらわれず、広い視野で取り組むことが大切」と書かれております。やはりこの研修、私、研修計画、このまたアンケート、いろんな、スマイル運動も全部見たんですけども、やはり市役所の皆さんが本当に研修したい、現状に合った場所に行きたいと言ってるんでありますら、内部研修だけにとどまらず、これからぜひホテル、デパート、そういうところの研修をしていただきたいと思うんですけども、その点についてお考えをもう一度お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 機会があれば民間の方にも職員を出したいというふうに思ってます。先ほど外部研修のお話が出ましたけども、私どもできるだけ自己啓発が大切というふうに、さっき言いましたが、自分から、自ら進んで研修をしたいという方を選ぼうということで、例えば県の研修、あるいは他市町村の研修、あるいはそのほかに課題研修というのがございまして、例えば今ですと、事務事業評価についての検証とかですね、そういうことについて半年間ぐら

いの研修の場がございます。そのときにもできるだけ皆さんからの応募をお待ちしまして、その方に研修をしていただくということで、意欲のある人については伸ばしていこうというふうに思っています。民間会社については、いろいろ制約もございますけども、やはり我々も経営ということからいけば、公共団体だけは別の分野よということにはまいらないと思っておりますので、何とか民間の方にも出したいというふうなことで、今いろんな法律的な問題がございますので、それをクリアした形でやろうということで、前向きでこれは進めている状況でございます。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） これから前向きの研修を考えていただきたいと思います。

それで、また見方を変えまして、アンケートを読んで私が課題と感じました点を挙げさせていただきますと、まずストレス面について、1 位になりましたのが、業務に追われゆとりがない、これ48%になっております。それと、仕事への意欲について、職員の半数強に当たる55%の方が今の業務に対して無気力、無関心の状態。意欲をなくするのはどんなときか。これは上司や同僚との人間関係、幾ら努力しても評価されず、努力が報われない。業績に対して適正な評価がなされていない現状。それで、意見の中の主なものとして、役所の体質、理不尽なトップ判断がなされたとき、トップダウンを軽々しくされたとき、先の見通しが描けないときとなっております。このようなトップに対する意見もたくさん出ているんですけども、私この前読んでました本の中で経営評論家の話として、厳しい経営環境の中、企業では勝ち組、負け組と二分化されつつあります。それは自治体でも同じで、これから生き残れる自治体、これから負けていく自治体といいますが、その中で自治体にも通用する点があるんですけども、トップがリーダーシップを発揮している。わかりやすい言葉でメッセージを発し、自らのビジョンを明確化し、方向性を示しながら改革を進めていく。独自のビジネスモデル、マネジメントモデルを持っている。従業員を大切にしている。満足感を持って仕事のできる環境をつくっている会社、満足度が高いと、従業員は自主的に仕事をし、問題解決をしていく。次に、顧客満足が貫かれている。さらに、個人個人のモチベーションから組織の活性化を考えた場合、多重構造の組織ではなくフラットであること。役割の明示、役割分担、公平な評価と達成感、個人の意見がストレートに責任あるポジションに伝わる仕組み。このことはアンケートの中にも本当に一致しておりまして、市長と職員が対話できる場を設ける。市民と直接接することの多い職員や若手職員の声を反映させる組織、自由闊達に意見が言える雰囲気、人材育成のための研修のあり方を変えていく。こんな書いてますが、このことについて今のトップダウンのあり方、これは総合計画の位置づけの中でも意見があったんですけども、総合計画というのは市長の政策を実現するための計画でありまして、また市の長期的な財政計画をする上での基本でもあると思うんですが、その総合計画が変更されたり、また新しい新規事業が導入されてるとも書かれております。このように総合計画というのはそんなに安易に変更ができるのかどうか、職員からももちろん疑問の声が上がっておりますし、私も総合計画とはどういうものかなと思ってるん

ですけど、これについてのお答えをいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 総合計画につきましては、基本構想については議会の承認をいただきまして、10年間継続するというところでございます。それで、あくまでも行政運営につきましては、総合計画にのっとりまして実施計画をつくり、事業の推進をしていくということでございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 私も職員の皆様から直接聞いてもみたんですけども、やはり自分たちがやってることが途中で業務がなくなるというような事実もあるようです。本当に一生懸命忙しい中でその事業の実施に向けてやっている職員がやる気をなくすというのはそういうときじゃないかと思いますので、できるだけ係内だとか、課内、あるいはトップ四役とか、そういう人の意思の疎通がいくようにですね、会議ですかね、課内会議、係内会議、そういうことをぜひ設けていただきたいと思います。

これは市長にお尋ねしたいんですけども、このアンケートに記入された職員の意見を、まず市長はご存じだったのでしょうか。それと、市長はこの結果に対してどのようなお考えをお持ちでしょうか。市長、よろしくお願いいいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまこの実施いたしましたアンケート調査結果でございますが、私も目を通してありますし、初めの言葉にも述べておるところでございます。要するに我々は市民にサービス、福祉、事務サービス、市民へのサービス業務をできるだけ皆さんに、市民の皆さんに公平に行っていくということでございますが、問題は職員の資質を問われておると思います。これは職員の採用におきましては数十倍の競争を乗り越えてきた若い職員がたくさんあるわけでございますし、それなりに入ってから自己研さんということが、これは必要でございます。どこの職場でも同じだと思いますが、要するに自己研さんというのは、広い視野を持つこと、あるいは気力充実する自分の自己研さん等々いろいろあると思いますが、それは職員に一人ひとりの自覚を促したいと思っております。

なお、アンケート調査の結果、上下の主従関係、あるいは職場環境の問題等々、あるいは組織の問題等につきましては、その都度取り上げながら、ただいま総務部長がご答弁申し上げましたように、内部的な検討、あるいは研修の課題等は検討しておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 市長にご答弁いただき、ありがとうございました。市長がおっしゃるように、個人の自己研さんというのは、これは市役所でも普通の企業でも全く同じで、上司のせいだとか、何かのせいにするというのは決してこれはいけないことでありまして、仕事をおもしろくするのも、しないのも、すべては自分次第の努力工夫であると思えます。しかし、この意見を見まして、トップダウンでの業務命令をなくすべき、今本当に市民が望んでいるもの

に予算を費やすべき、そのためには部下と協議しながら全体の意見、考えと事業などをつくり上げていける上司の質が必要、課内でゆっくり話し合いを持つ時間がとれない、できれば一人ひとりの意見を全員が聞き、改善していく点を明らかにして、改善に取り組むべき。トップと一般職員との距離がとても遠く感じる。余りに近づいてこない。このように書かれております。非常勤の特別職であります議員活動でも土、日の別なく、また昼夜の別なく本当に出かけることが多い毎日です。しかし、様々な立場の市民と数多く接していくことで、市民が抱える悩みや、市への不満、要望を知る大切な機会でもあります。市民の代表である以上、市民の目線で物事を見る目をなくしては議員の仕事はあり得ないと私は思っています。一方、常勤の特別職であります市長のご日常はどれほどの激務が想像にかたくありません。しかしながら、市長は6万6,000人弱の市民の代表であり、市役所職員のトップでもあります。市長の言葉、行動は大きな勇気、そして影響を与えます。市民との対話はもちろんであります。どうか職員の声を聞く機会を積極的に設けられ、またこれからの太宰府のビジョンなども伝えていただきたいと思っております。

これで1項目めの質問は終わらせていただきますので、2項目めのご回答をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 公共施設の駐車場不足及び老朽化への対策について回答申し上げます。

最初に、公共施設の駐車場不足についてお答えをいたします。女性センターミナス及び市体育センター周辺の駐車場につきましては、議員ご指摘のとおり十分な確保ができてないと認識いたしております。以前議会からも河川の利用や用地取得による駐車場の確保等のご提案をいただいておりますけれども、諸問題もありまして、駐車場不足の解消には至っておりません。このようなことから、今後におきましても土曜、日曜日に開催されます大会につきましては、市役所の駐車場を開放いたしまして利用していただくということにいたしております。あわせて、相乗りやまほろば号等、公共交通機関の利用につきましても、引き続き主催者側に協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

次に、施設の老朽化についてお答えいたします。公共施設につきましては、築後約30年近く経過している施設が多く、大規模な改修が必要な施設というふうになってきておりますけれども、老朽化に伴います補修を現在のところ対処療法的な修繕で対応をし、施設の機能維持に努めているところでございます。今後におきましては、現在進めております大型事業が終了した段階で、これらの施設の大規模な改修等の検討をしたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 太宰府市文化スポーツ振興財団での窓口対応業務などについての課題ということですが、現在財団の受託施設として12施設を管理運営しております。利用者数は平成15年度で年間84万6,000人となっております。窓口対応につきましては、不特定多数の方が利用される中での窓口対応業務についていろいろな考えを持っておられる方もおられます。

職員にはサービス業であることを念頭に置き、窓口対応するよう財団でも指導され、市としても常日ごろから指導を心がけております。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 今年度太宰府市文化スポーツ振興財団に理事長として助役が就任なっておりますので、このことについて積極的に改革がなされていくのではないかと思います。が、駐車場の問題につきましては、これ現状を見ましても、なかなか駐車場を拡充するような位置ではないと思いますので、難しいと思いますけど、例えば土、日に市役所の駐車場を今開放させるということをお願いしたんですけども、ガードマンの方に徹底されてなくて、使えないことがあるようなんですね。ですから、そこら辺をやはり使えるというか、きちんとした案内なりしていただいて、対応していただきたいと思いますが、そこら辺をもう一度確認していただきたいのと、それとちょっと話は全然変わりますが、公共施設のほとんどが文化スポーツ振興財団の管理になりまして、その文化スポーツ振興財団の給与の体系に基づいて支払いがなされておりますけども、市民プールで聞きましたところ、市民プールは特に7月、8月というのは、そうですね、2万人から、去年の8月は3万5,000人ぐらいで水泳ですかね、それに親しむんですけども、そのとき45人ほどの臨時の監視員が採用されます。この45人の臨時の採用に対しまして時間給が830円。それに対しまして常勤で監視されています監視員の給与が700円。これは5人おります。夏場は人が多いからその5人の常勤の監視員でも対応できますけども、冬場、屋内プールになりますけども、屋内プールというのは温水プールになりますので、25°前後に保たれていると思うんですけども、本当にその中でA、Bの2交代制で過酷な勤務状況にあると聞いております。それと、やはり当初6名おりました人数が現在5名になっていることは、やはりなおさら労働条件を悪くしていると思います。臨時の監視員が830円でありながら、常勤の監視員が、700円の常勤の監視員が臨時の監視員の指導をしないといけません。これはやはり給与体系としては少し逆転してるんじゃないかなと思いますが、臨時の監視員に830円の高い給料を出さなくても、人数は結構集まるんじゃないかと思うんですね。ちなみに去年も20人ぐらい多い応募があったそうです。このあたりの事実については把握してたのかどうか、お尋ねしたいんですけども。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 文化スポーツ振興財団につきましては、史跡水辺公園の委託を市が行ってるわけですが、その委託の内容について賃金がどうのこうのということについては触れておりません。これはあくまでも振興財団の管理運営上の中できちんと就業規則等を決められて行っておられますので、そのように理解していただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 管理運営は文化スポーツ振興財団の方で規約をつくってやっていると思いますけども、市出資の外郭団体でありますので、監視、指導、助言はなされるのはできるんじゃないかと思うので、現在の各施設のですね、いろんな状況をきちんと把握されて、

その状況に即した内容にしていきたいと思います。

それと、私、市民プールとか、いきいき情報センターとかで聞きましたけども、土、日になりましたら、現場の責任者がいない状況なんですよ。現場の責任者がいないということはどういうことかと言いますと、いきいき情報センターにしても、市民プールにしても、所長というのはいらんですけども、これが市の勤務体系になっておりますので、土、日はありません。市民プールでは、8時半から夜の22時までの勤務になるんですけども、現在1人の所長さんでこの時間をカバーするのは無理ですし、施設の整備に来られた方と、なかなか責任者がいなくて対応ができないということを言っておりました。いきいき情報センターでは、土、日になりますと、どうしてもトラブルが多くなりまして、学校体育館についてどうだった、こうだったというのがいきいき情報センターに電話があるそうです。だけど、そのときにいきいき情報センターには文化スポーツ振興財団の職員の方休みですし、市の職員の方も休みですし、それで責任が明確化されてない状況なんですよ。委託の嘱託の社員が対応してるようなんですけども、こちら辺のやはり土、日のトラブルの際の責任者を明確化しておくということと、特にプールにおきましては、人の命にかかわるところもありますので、この辺についても市の方からぜひ指導なり、調査していただいて、改善していただければありがたいと思います。これいきいき情報センターがどうしても業務が多いので、いきいき情報センターにかかってくるんですけども、いきいき情報センターというのは小学校の体育館までも、かぎとか使用料とかの管理、あれは業務としてやっておりますけども、管理者といきいき情報センターと、使っている人と、そこら辺の横の連絡うまくいってないようなんですよ。ですから、使用者の方の身になってきちんとした横の連絡が取れるようにやっていただけたらいいと思います。

それと、各公共施設の責任者における所長などの定期的な会合というのはなされているのかどうか、お尋ねしたいんですけども。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 12施設を受託していただいているということは先ほど回答したとおりでございます。各施設に責任者が、もしくは施設長、館長が配置されておまして、定期的に施設長会議が行われております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） はい、わかりました。公共施設というのは市民がいつも利用するところですので、市民にとっては委託かどうかということは関係ないことでありまして、市の公共施設ということになります。太宰府市というイメージで見ます。ですから、このことについてやはり市の方も文化スポーツ振興財団の方にできましたら改善指導をなさってほしいと思います。

それと、利用者の声を聞く必要性ということで、例えば各施設に利用者の声を聞くポストの設置などをやっていただけたらいいと思います。ずっと私聞いた中で思いましたのは、市民がいつも不満を抱えてあきらめている状況が多いんですよ。言ってもむだだからとかと言って、



でもこういうふうにしてもむだだからってあきらめる市民が多くいるということは市にとって大きなマイナスだと思います。どの公共施設を優先させ、整備ないし新設していくかは市の政策でもあります。ただ、だれのための公共施設かという視点がなければ、どのような施設であっても市民の足は遠のきます。スポーツに汗を流し、文化活動に参加する、このことは余暇を充実させ、生活の質を向上させます。ひいては市民の満足度を高めることになります。この観点からも公共施設などの新設などに当たっては、その要望を聞く場、十分市民と議論をする場が必要、長期的な視点に立ち、市民が利用しやすい施設のあり方を検証し、新設ないし改善を進めていく必要があると思いますけども、この点について何かお考えありましたら、お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 今文化スポーツ振興財団の今年の4月から理事長を務めておりますので、今片井議員のご質問に対して見解を述べておきたいと思います。今地域振興部長の方から述べましたように、12施設を所管いたしております、これはエージェンシーといいたしましうか、垂直的減量というふうなことで、民間にアウトソーシングするのではなくて、市が直接的に関与するに近い形で経営をしておるといふふうなことでございます。あくまでもご指摘が上がっておりますように、4月から私が申し上げておりますのは、市民の目線でやはり考えると。市民は何を望んでいるかと、あるいは市民の現状をどう評価しているかと、こういった顧客はやはり市民であるわけですから、やはり高い行政サービスを提供するというふうな基本に立つ必要があると、そういったことで職場の点検を今始めておるところでございます。ISOの9001の精神を学びながら、組織の質の向上を目指すことがそれぞれの顧客である市民、あるいは利用者に対するところの私どもが今以上にサービスを向上させることにつながるというふうにしております。今ご指摘がっております、なかなかそれぞれの職員が努力をいたしておりますけれども、まだ市民の、あるいは利用者の満足度まで至っていないというふうなことも多々かろうというふうにしております。ただ、目指すところは今言いますように、職員一丸となって、今財団の職員一丸となって今それぞれのサービス向上に努力、模索をいたしております。どこがまずいのかと、どこに原因があるのかというふうなことを率直に討議しながら、月に1回のそういった部長が報告しましたように、ミーティングといいたしましうか、経営者会議を開きながら、それぞれの情報交換等々を行っております。今から先期待をしていただきたいというふうに思います。絶えず私どもの中心はやはり利用者でありますから、その辺のところの声を聞きながら、今満たないところ等については改善をすべく努力していきたいというふうにしております。

それから、給与の処遇等々におきまして、それぞれの近隣、全国的な流れの同様の施設等々も比較検討しながら、今その辺のところ等の太宰府市がどうであるのか、文化スポーツ振興財団の職員、嘱託職員等々がどうであるのかというふうなことを含めて考えていきたいというふうにしております。

それから、それぞれの日曜、土、日間の管理者のあり方でございますけれども、それぞれ日曜であれ何であれ、今交代制で行っておるところです。行政職員をそこに派遣し、行っておる以上、二足のわらじを履いておる以上、民間になり切って、市民の立場の中で仕事をしていくのが、これは当然だというふうに思っております。今私が把握しておりますのは、日曜等にいろんな問題があったとしても、それぞれの中で今連絡調整、連絡緊急網の連絡網によって事の処理といいましょうか、そういったことは行っておるというふうに私は報告を受けておりますし、そういった状況で動いておるというふうな状況でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 市の職員、出向の職員を含めまして131人の大所帯でありますので、また12の施設を抱えておりますので、できるだけトラブルなどに対しても迅速に対応できるような体制をとっていただきたいと思っております。

今議会は私議会として2巡目の議会となりました。議員としての初心を忘れず、声なき集団、サイレント・マジョリティーの声を聞くためにも、常に市民と接する現場主義を貫いて、議会質問もこれからやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後1時59分

~~~~~

再開 午後2時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

まず第1点目は、宰府商店街に昨年から地域活性化複合施設の建設も進み、7月末に竣工、10月にはオープンすると聞いております。昨年9月の一般質問で宰府商店街の活性化計画について質問をいたしました。そのときのご回答で、商店街が活性化するためにはたくさんの人をいかに呼び込むかが大切な要素であり、そのためにもまず散策したくなるような商店街づくりをハード、ソフトの両面から進める必要があります。そのことが最終的に既存の店舗の繁栄と、さらに空き店舗の解消につながると考えており、地域の方々と活性化の実現に向かって努力すると答えておられます。その後の推移を見てみますと、地域振興部の担当職員の方々と商工会、小鳥居小路商店街のがんばろう会のメンバーで定期的にまちづくり研修会を開かれ、恵比寿まつり、クリスマス、ひな祭り、五月人形祭り、七夕祭りなど、ソフト面のイベントで努力

をされております。この宰府商店街の活性化は福岡県でも注目されておりますし、また期待もされております。そこで、今回はハード面での宰府商店街周辺の活性化についてお尋ねいたします。

地域の産業・観光活性化プランが平成14年4月1日に策定されまして、この期間が平成19年3月31日までの5か年計画となっております。この地域の産業・観光活性化プランにおける宰府商店街周辺の活性化計画及び進捗状況についてであります。

まず初めに、小鳥居小路、溝尻通りは歴史生活の小道散策ラインとなっております。また、太宰府天満宮との回遊の重点地区としてこの小鳥居小路、溝尻通りの景観整備と回遊促進整備についてどのようにされるのかをお伺いします。

次に、地域活性化複合施設（仮称）を中心にした5ないし10分圏内の観光客の回遊を想定した県道筑紫野・古賀線の西鉄太宰府駅から三条区の宝満道入り口までの道路状況をどのように改善されるおつもりかをお伺いします。

次に、空き店舗対策としてブランド力のあるお土産品や食べ物を提供できる店舗の誘致などの進捗状況についてであります。

次に、地域活性化複合施設（仮称）の開館に伴い、駐車場の設置計画についてお伺いします。

2点目は、九州国立博物館（仮称）開館に向けた交通手段整備計画についてお伺いします。

九州国立博物館も先月5月9日に竣工式が行われました。来年の平成17年秋には開館の予定になっておりますことは皆様ご承知のことでございます。開館の暁には近隣はもちろん全国から、また外国からも多くの観光客がおいでになることとございましょう。しかしながら、我が太宰府市は正月から3月まで慢性的に車の渋滞する問題を抱えております。そこで、いろいろな交通手段でおいでになる観光客を想定した国立博物館までの交通案内ができる交通ルートの整備計画についてどのようにされておられるのか、お伺いします。

以上でございます。

再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 1項目めの地域の産業・観光活性化プランにおける宰府商店街周辺の活性化計画及び進捗状況についてお答えいたします。

ご質問いただきました地域の産業・観光活性化プランでは、九州国立博物館の開設を観光資源ととらえ、にぎわいのある観光振興及び観光を軸とした地域産業の活性化を図ることを目標といたしております。地域活性化複合施設を核として、参道に集中している観光客が、小鳥居小路をはじめ、散策路から市内全域へ回遊し、結果的に地域が活性化するため、いろいろな取り組みを地域と一緒に進めているところでございます。

まず、1点目の小鳥居小路、溝尻通りの景観整備と回遊促進整備についてでございますが、これまで小鳥居小路などがにぎわうための方策を地域の方々が話し合いをされております。そ

の中で、まちの景観についてもいろいろ議論したり、また九州大学教授の協力を得まして、パソコンを利用した仮想景観の勉強会など行っており、今後は行政としても地域住民と一緒にになって、来訪者が訪れたいような景観の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域活性化複合施設を中心にした5から10分圏内の回遊を想定した道路状況についてですが、課題の一つに、小鳥居小路周辺につきましては道路が狭い上に通り抜けする車が多く、離合のときだけでなく、参道を横断する場合の混雑や危険性もございます。

また一方で、国立博物館や天満宮だけではなく、歴史の散歩道へとつなげる案内道しるべの設置などが課題であると考えております。

今後、地域活性化複合施設の開館や、宰府商店街などの空き店舗対策などの効果が出て、多くの人を呼び込めば、人と車の問題が深刻化すると想定されますので、サイン計画の策定など、地元と協議しながら交通問題に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ブランド力のある店舗の誘致についてですが、市内の商店街における空き店舗対策が商工政策の大きな課題と考えております。例えば、現在の小鳥居小路を見ましても、空き地が駐車場になっているだけでなく、空き店舗もシャッターをおろしている現状があり、まだまだ来訪者が入り込む雰囲気を持った通りとは言えません。これは、ここに新たに出店するかどうか探るため視察に来た市外の経営者からも同じ意見が出されております。

このため、ご質問いただきましたようなブランド力を持った店舗の誘致も必要と考えておりますが、一つの店舗だけでなく、通りが一体となって、来訪者だけでなく、出店業者も歩きたくなるような雰囲気、景観づくりが重要と考えております。

このことから、空き店舗対策とあわせて、小鳥居小路と宰府商店街が一体となった様々な事業に取り組んでいくことといたしております。

次に、駐車場の設置についてですが、地域活性化複合施設を建設するに当たりましては、駐車場確保が地元から要望として上がっております。

駐車場につきましては、周辺の駐車場を利用するという事で考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今地域の産業・観光活性化プランの私の質問に対しまして、部長さんからご回答がありましたけども、今の回答ではですね、課題とかこういうものが問題点とか、そういったものを感じているというふうなことをおっしゃったような気がいたします。私が質問しているのは、この地域の産業・観光活性化プランというのが、平成14年4月1日にですね、策定したと書いてありまして、この内容で、この進捗状況がどうなってるかというのを聞いております。

これに書いてあるのは、平成19年5月までにこういうものができ上がれば、本当に素晴らしいものになるのではないかなというふうに感じてはいるんですけども、これが机上のプランだけで終わってしまう懸念があるんじゃないかというふうに思いますので、これができましても

う2年たっております。あと3年ですけども、ただこれはプランだけで終わるのかどうかというのをまず懸念をしまして、具体的に項目について質問いたします。

まず、建物の景観ですけども、九州大学の先生からプランが出ております。これ私も見ましたけども、それをどのように実施されるのか、実施されるかどうかをまずお伺いします。

それからもう一つ、小鳥居小路の商店街の道路問題、道路はどういうふうにするか、今舗装してありまして、水路もあります。水路の上に石のブロックのようなものでふさいでありますけども、それをそのまま放置しておくのか、あるいはそこをもう少し何とかするか、あるいは水路を活用するような景観づくりをするのか、そういったことも具体的にですね、市としてプランがもうできているかどうかお伺いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 地域活性化複合施設につきましての設計につきましては、いろいろな方のご意見をいただきながら、門前町にふさわしい、太宰府らしい建物とするというコンセプトのもと設計をし、現在建築をしている状況でございます。

それから、小鳥居小路につきましては、空き店舗対策も含めまして、地元の商店街の皆さんとわいわいがやがや協議、論議をしながらどういうふうにすればいいのか、まとめ次第に基本構想、基本計画等をつくってまいりたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 非常にお答えができない状況だと思います。それで、今地域のがんばろう会の方々と、観光課の担当の方とか商工会の方が月に1回研修会のようなことをやっていらっしゃるしまして、その中に私も参画しましたことがあるんですけども、それはやはり一生懸命皆さん方やろうとしていらっしゃるんですけども、やはり市の財政的ないろんな面もありまして、あそこの通りをですね、今すぐすると非常に難しいのかもしれないんですけども、あそこの部分をですね、やはり歴史と生活の小道として、観光客が散策する場合にですね、あそこは景観のですね、ちょうどこれは8ページに書いてあるんですけども、「地域活性化複合施設を核とした南北のルートに散策ラインとし、本市の景観開発の礎、拠点づくりとして位置づけている」というふうに書いてあります。やはり、例えばですね、あそこの道路の舗装状態を、例えばカラー舗装にするとか、あるいは水路をどうするかとか、そういったプランというのは今のところないんですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 観光地、観光振興、商業振興まで含めまして、前任部長からは井型観光の取り組みという形で、小鳥居小路から天満宮参道、錦町、それから天満宮の裏道を井型というような形で考えまして、そういう回遊性を持たせたまちづくりをしたいということは私も同様に考えております。

それから、10年ほど前に小鳥居小路をいかに活性化させるかということで、商工会、それから行政、それから地元の商店と一緒に考えてきました。立派な絵ができてまして、それで実行

していこうというような話にもなったんですけども、どうしても地域の店舗の方たちが財政力の問題もありまして、ついていけないということで、現在は白紙の状態になっておる。そういうことで、今地元と一緒に考えて、財力、財政力も考えながら、以前にかきました絵のようなまち、商店街にするべく検討を重ねてる状況でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 国立博物館が来年の秋に開館するのに伴いまして、西鉄の太宰府駅から博物館に向けて散策ラインが今整備されておりまして、非常に難しい中を立ち退きもさせながら、あそこの道が相当立派な道になると思います。

それからもう一つ、小鳥居小路商店街の鬼木商店の方から、天満宮の方に行く道がありまして、これ地元では合格ラインとおっしゃってるんですけども、あそこの道も立派な道でございます、それから比べますと小鳥居小路通り、あるいは溝尻通りの地面、あれが余りにも格差が大き過ぎるじゃないかというふうに私は感じております。ぜひともですね、そのところも含めて、これは商店街の責任じゃなくて市の方でぜひともですね、水路も含めまして検討していただきたいと思えます。

財政的には非常に苦しいとおっしゃってますけども、これは工夫をしてですね、いろんな面で、やはり取り組んでやっていくと、こういう問題がいろいろあるから進まないというたら、1年も2年も10年も20年もなってしまう。ですから、やはりこういう青写真だけはきちんとつくって、そのためにやっていくようにぜひしていただきたいと思えます。

それから、2番目に筑紫野・古賀線の、西鉄太宰府の駅から三条までの道路ですけども、この道路も私が物心がついたときから、そのころはですね、リヤカーとか自転車とか、馬車とか牛車とか、たまにバスが通るぐらいのことがございました。そのときと全く道路の幅は一緒でございます。変わっているのは、あの道路を舗装がされていると。それから、車が非常に通るのが多くなって、それからまた観光客の方も増えてきているというふうな状況に変わってきております。

それで、この地域活性化複合施設、天満宮を中心にした5分ないし10分範囲内の回遊路というふうなことを想定いたしましてですね、その道路をどのように、回遊される場合にどういふふうな、道路マップの中でですね、利用されるようになってるのか、それをお聞きしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 県道筑紫野・古賀線につきましては、以前は大型トレーラーとか大型トラックが頻繁に通ってたわけでございますので、それを解消すべく松川から筑紫野の原までの現在通行してますバイパスをつくったところであるというふうに考えております。

回遊につきましてはの県道部分につきましては、今のところ全く考えてはおりませんが、小鳥居小路、錦町通り、この整備に合わせまして県道の部分についても検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 昨年のですね12月に、このえびすまつりという道路マップに書いてあるのがありまして、これを見ますとですね、地元の人にはわかるかもしれませんが、知らない人はやっぱりこの県道筑紫野・古賀線ですかね、やはりこれを通るかもしれない。通るはずですよ。ですから、そういうふうなことで、じゃあこっちは勝手にそこは通らない道路ですよと言われても、この地域の産業・観光活性化プランにも、あそこの道路はやはり散策ラインの中にきちっと道路として入っております。

それで、今部長がおっしゃいましたように、トレーラーとか大型は通らないとおっしゃってますけども、当初は確かに減ったと思いますけども、今現状ではですね、やはりトレーラーでも通っております。地元ではですね、あそこの道は雨降りに傘をさしてはもう通れない、だから子どもはもうあそこの道通らないですよ。みんな裏道をですね通ってます。やはり地元の人はそのようなのはよく知ってますけども、今から観光客が、そういう方が一緒に出てきましてですね、小鳥居小路はあるんですけども、では観光客が西鉄電車とか、あるいはバスとかでおいでになったときに、ルートとしましてですね、参道を通られて、あとをどういうふうに回遊するように想定をしていらっしゃるんですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 現在は西鉄太宰府駅を降りられて、国立博物館に向かわれる方は、現在建設しております散策道から正面入り口の方に上がっていただき、それから国立博物館を見ておりられた方は、天満宮にお参りされて、できれば既に建設が完了しております小鳥居小路・天満宮線、小公園もつくっておりますので、そこに入ってこられて、それから小鳥居小路の商店街から西鉄太宰府駅の方に戻ってもらうという形で現在は考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今小鳥居小路商店街から天満宮へ行く道のことをおっしゃいましたけども、あの道はですね、天満宮の方からは全く見えません。天満宮に幼稚園がございまして、そこからは観光客の方はそこにそういう道があるということは知りません。もしそちらへ行くとしたら、北門を出ます、天満宮からですね。出たところが県道筑紫野・古賀線でございます。そちらがさっきおっしゃいました小道の方へ行くじゃ何もわかりません。ややもすると、その県道筑紫野・古賀線を通して小鳥居小路へ行く可能性はあるんですけど、とても車が多くて怖くて通れないと。あるいは観光客の方にですね、その道をもし通すとすればですね、一列縦隊で歩きなさいという考えなんではないでしょうか。観光客というのは一列縦隊じゃなくて、二、三人が横に並んで話をしながら通れるようなのが観光客の通る道じゃないかなと思っております。

これはですね、観光客もそうですけども、日常生活でも、高齢者があそこを通るのは非常に危険でございまして、私が言いましたように、私が物心がついたときから全く同じなんです。それは、やはり時代の変化で非常に変わってきておりまして、やはりこれは今まではもう

今までとして、今後はやはり観光面も含めて、地域の生活も含めて、あの道をどうしようというふうなことをですね、やはり考えていただく必要があるじゃないか、非常に問題はたくさんあります。立ち退きの問題もありましょうし、費用の問題もあります。ですけども、問題があるからやらないであれば、もういつまでたっても解決しません。やはり、問題は問題として、プランはプランとしてきちっと前へ進むようなことがあっていいじゃないかというふうに感じております。この点について、いかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 道路づくりとの関係もございしますが、地域振興部としましては、今不老議員からご提案されるように、県道の整備は大変重要だと思います。しかしながら、今のところ手をつけた状態ではございませんので、今後十分建設部の方とも協議をしながら提言の実施、実行に向けて頑張りたいと思います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 県道筑紫野・古賀線のことについて、今後どういう計画かということでございます。今地域振興部長が申したとおりにはなるんですけども、私も県道筑紫野・古賀線沿いでずっと育ちまして、変化を目の当たりにしてまいっております。おっしゃるとおり、大きさとかはおもうそれこそ何十年と変わってないようでございます。今の、今度のまちづくりの中で地域活性化複合施設、それから小鳥居小路の道路、水路、そういうものが本当に今度地域活性化複合施設が開館して皆さん来られるようになると際立って悪さが目立ってくるかなということで、その小鳥居小路の地域活性化複合施設の接している石のところですね、ああいうところあたり、それから景観の色とかですね、そういう部分は考えていかないかなというふうに思っております。

基本的には今県道筑紫野・古賀線、バイパスに県の方が全力を挙げられておまして、既設の県道筑紫野・古賀線については今ちょっと手を入れる余裕がないというようなことだろうと思いますし、市の方としてはおっしゃるとおり本当に両歩道がない状態で、お年寄り、そういう方たちには危ない状況だなというふうに思っておりますので、県の方に県道筑紫野・古賀線の既存の整備、これについてもですね、那珂土木事務所に何とかならないかと、いろんなまちづくりの中での補助事業にならないかと、そういうところでの研究はし、お話しをしてみると、そういう状況でございますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ありがとうございます。非常にこれは難しいところだというのは私も認識はいたしております。ただ、これは県道でございますので、やはり県にですね、しっかり申し上げていかなければなかなか難しいんですけども、これしつこくですね、ぜひとも県の方にお願いをしていただいて、これはただ残念ながら、本当に観光の目玉のところですね、幹線道路が通っているという、非常にこれはもうどうしようもない、たださっきおっしゃいましたように、バイパスをつくっているということ事実なんですけども、そういう通過型の車はそち

らで行くと思います。それで、あとはやはりみんながそちらの方に通過していただくだけでもございまして、やはりどうしても通過の車もそこを通るじゃないかなというふうに思っております。

それで、やはり太宰府のあそここのとこの特異性ですね、観光客が、地元の人もうあそこ通りません。危なくて通れないです。観光客、あるいは外国から来る人もいますし、万が一そこで事故とかそういうことが起きると非常に、やはりイメージ的に悪くなると思いますので、やはりこれはあきらめずに県とか、あるいは国にですね、強く要望していただきたいと思っております。

続きまして、チャレンジショップの件ですけども、今商工会の方ですけども、チャレンジショップの募集というか、取り組みをやりようとしていらっしゃるんですけども、これは市の方で状況をつかんでいらっしゃるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 商工会の方で県の方に補助金の要望をされまして、今年度240万円の県費補助がついたというお話を伺っております。その中でチャレンジショップについても計画がされており、市としても力を入れてるところでございますので、商工会と協力しながら活性化に努めたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今おっしゃいましたように、国から120万円、県から120万円ですね。それから、地元で商工会、あるいは商店街の方で120万円、それからあと時効財源で294万円ぐらいのもので、7月ぐらいから告示をしましてですね、半年ぐらいかそれ以上になるかもしれませんが、募集をしながら実施をしたいと。それで、幾つかプランを持っていらっしゃるようですが、市として今援助したいというふうにおっしゃってますけども、費用的に補助とかそういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 現在のところでは予算もございませんので、考えておりません。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） やはり太宰府市内の中でも、特にこれはいわずに宰府商店街だけでなく、市内の別の商店街の中でもそういうことをやりようとしていらっしゃいますので、ぜひともですね、市の方でも何らかの形でやっていただきたいと、これは要望にとめておきます。

次に、この駐車場なんですけども、もう10月1日から地域活性化複合施設がオープンしまして、この駐車場の問題がクローズアップしてくると思うんですけども、前回建設経済委員会的时候に地域活性化複合施設の資料をいただきまして、かなりいろんなことに利用、市内の方にも利用していただくプランになっておりまして、駐車場を民間の駐車場を利用していただくというふうにおっしゃいましたけども、この民間の駐車場っていうのは対象はどこにおられますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 民間の駐車場といいますと、まず太宰府天満宮の第1駐車場、第2駐車場、それから小鳥居小路を外れたところには幾つかの個人の経営してある駐車場、錦町の方にもございます。天満宮の奥園駐車場がございます。そういう駐車場を活用しながら地域活性化複合施設を使用していただきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今おっしゃいました駐車場というのは、駐車料は恐らく歴史と文化の環境税も入れまして500円お取りになると思いますが、それは何らかの形で無料でさせていただくとか、何かそういう措置はされるんですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 今のところ全くそのような考え方はございません。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 市のですねほかにある、例えば中央公民館とかいきいき情報センターとか文化ふれあい館とか、あるいはさっき駐車場が足りないとおっしゃっていましたように社会福祉協議会のあそこのとこですね、ほとんど無料でございまして、いきいき情報センター、長く置けば有料になりますけども、ほとんどあそこを利用する場合に、私も何回か利用したんですけども、駐車料は払ってはおりません。

それで、果たして500円のですね、駐車代を払ってまであそこの地域活性化複合施設を利用するということに對しまして、市民の皆さんが納得していただけるんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 納得していただくようなイベントを行っていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） この問題につきましては、もう堂々めぐりですので、私は恐らく簡単にはそうはいかないというふうに感じております。

一つの問題点としましては、市民がそういうものに利用する場合にですね、やはり歴史と文化の環境税も払わなければいけないということも含めまして、ちょっと私はこの件は非常に納得難しいんじゃないかなというふうに感じております。

この問題につきましては終わりにしまして、第2点目についてお答えをお願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 本市を訪れる観光客からの問い合わせといたしましては、自家用車利用による高速道路のインターから先の道順などについての問い合わせのほか、JR博多駅、西鉄天神、福岡空港からの鉄路、地下鉄などのルートに加えまして、最近空港から直接レンタカーで行きたいなどの問い合わせも増えつつございます。このような状況の中、本市の持つ歴史的文化遺産や観光ルートをわかりやすく誘導するため、サイン整備計画を検討しており、具

体化していきたいと考えております。

また、いろいろなルートを利用される観光客への対応といたしまして、ルートだけではなく電車やバスの時刻表などの情報をわかりやすく図示したマップがあれば、これまで以上に交通至便の優位性がPRできるものと考えておりまして、早急に作成してまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今おっしゃいましたように、旅行者、あるいはそういう方々に対する案内用の交通マップとか、市内のいろんな史跡位置のマップとかそういったもの、早急にとおっしゃいますけど、具体的にいつごろまでおつくりになる予定でございましょう。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 今回の補正予算で歴史と文化の環境税を利用いたしまして、約1,000万円程度の予算を補正しておりますので、その予算を使いましてつくっていききたいというふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ぜひとも、できるだけ早くおつくりいただきたいと思います。これはもう観光協会の方に全国の旅行者の方からいろいろ問い合わせがありまして、自信持って答えができないというふうな話をお伺いいたしました。

もう一つ、正月から3月まで非常に渋滞をいたします。これはさっき市長のご答弁の中で、やはり通過型やなくて観光客がおいでになるときに、非常に渋滞をするというふうにおっしゃってまして、来年の秋に開館しましたら、すぐにもう正月、3月へ入っていくわけですけども、やはり一緒にですね、集中してさらに観光客が増えると思います。これの道路対策というか、そういったものはすぐにはできませんでしょうけども、やはり部長の答弁にもありましたように、駐車場が不足しているというふうなことをおっしゃっておりまして、それまでに駐車場をどのように設置をされるのか、計画がありましたらお伺いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 1年のうちで1月から3月までが非常に車の渋滞が、特に土曜日、日曜日については激しいわけですが、現在行ってます施策といたしましては市役所の職員駐車場から来客用の駐車場を開放いたしましてとめていただくという方策をとっております。早急に駐車場の整備というのが非常に財政的にも難しい状況にございますけども、歴史と文化の環境税運営協議会の中で、立体的駐車場の整備ということも提案いただいておりますので、その意向に沿って今後研究をしていきたいというふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 市役所の駐車場を開放するとおっしゃいましたけども、そこからは例えばまほろば号を利用してくださいという意味なんですか。それとも、あるいはバスを別に、特別につくって利用していただくとか、そういうことはされる予定ですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 太宰府天満宮の駐車場までの道路が渋滞している状態でございます、特に正月についてはまほろば号も運行を休んでるという状況でございます、そのような誘導については今までいたしておりません。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 将来的には、例えば水城跡の周辺とか、あるいは西鉄都府楼駅周辺とか、それからさっきちょっと話されましたけども、太宰府天満宮第1駐車場を立体化するとか、そういう構想はありなんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 国土交通省が現在の事業として行っておりますまちづくり交付金制度という中で、地域再生計画というのがございます。その中で、現在考えておりますのは、太宰府市全域を地域再生計画を立てながら、例えば水城堤防周辺に大駐車場をつくったり、政庁前に大きなバスが入るような駐車場の整備をしたり、そういうふうな回遊性、それからストーリー性を持った太宰府市のまちづくりを現在模索しておりまして、そういう研究をしていながら、国の交付金も受けながら着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） この国立博物館が開館いたしまして、もし福岡空港に1月にお客さんというか、観光客がおいでになった場合に、あなたはどのルートを通ってきてくださいと、行ってくださいというふうに答えられますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 非常に困った質問でございますけども、ただ言えるのは、都市高速道路に金隈から乗られて水城まで都市高速道路を走られておいでいただきたいと。例えばそういうふうな、例えですけどもそういうふうな返事をするしかない。

それと、やはり公共交通機関を利用することがまず渋滞に乗らないでいいということですので、公共交通機関を利用するのも一つの手ですというお話をしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 非常に難しいことばかりお尋ねいたしましてあれですけども、やはり太宰府市というのは何度も、皆さんご存じのとおり全国に知れ渡っておりまして、これ大宰府政庁から始まって、太宰府天満宮、それからさらに国立博物館ができるわけですけども、やはり非常に難しい状況ではございますけども、ぜひともですね、ここの観光を含めた景観整備とか、あるいは道路整備とかいろんな問題点はたくさんあると思うんですけども、ここら辺まではやらなきゃいけないというふうなですね、ぜひとも市長の下にプロジェクトチームのようなものをつくってですね、それは問題点は別に置いて、こういうふうにしたいというふうな理想をですね、プランをつくってもらって、それから各部署で問題点の解決、あるいはそういったことをやっていかなければ第四次総合計画とか地域の産業・観光活性化プランとか、いろ

んないいものがあります。ですけども、本当に市役所のメンバーの中でそういうプロジェクトチーム的なものをですね、真剣にやっていただきたいと、もうやっているんだとおっしゃるかもしれませんが、やっていくようなプロジェクトチームがあるのか、あるいはやっていただけるのか、市長に最後ですけどもお伺いします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 太宰府のまちづくりでございますが、もう皆さんご承知のように、太宰府市の将来像は「歴史とみどり豊かな文化のまち」、これを将来像につくって第四次総合計画をつくっております。3つの柱というのが国立博物館を核とした新しいまると博物館構想、コミュニティづくり、福祉でまちづくり、この3本の柱でございます。これはすべて各論があるわけでございますが、今ご指摘の交通渋滞の問題、それから国立博物館ができたまると博物館の構想の問題、それから幸府商店街の活性化の問題、それぞれプロジェクトチームはつくっております。それから、小鳥居小路の活性化の問題につきましても、1次、2次、もう10年前にあそこの再生計画等立派な図面ができておりました。等々ございまして、そういうストックされた問題を現実のこの車社会になった場合の、そして国立博物館ができた場合にさらにどう整合性を持ちながら、新しい取り組みをするかのご指摘のように、その場その場でプロジェクトをつくっております。

例えば、部長が申しましたように地域活性化のための再生プランづくり等もっておりますし、高雄、あるいは大佐野の、あるいはJR太宰府駅の問題等々につきましては、それぞれ各セクションでプロジェクトをつくりながら、そしてより具現化した中で新しい外郭の協議会等が必要であれば設置してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） どうもありがとうございました。これで終わります。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

次に、5番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

5番（中林宗樹議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告書のとおりの3項目について質問させていただきます。

まず1番目に、通古賀・国分地区における区画整理事業についてでございますが、ここは西鉄電車と御笠川に挟まれた地域で、現在調整区域となっております。ここに区画整理事業の計画があると聞きますが、施行方法は組合方式でされるのか、市の事業としてやられるのか、またこの地域は調整区域であります。新しい建築基準法の施行により、調整区域でも建ぺい率・容積率の設定ができるようになり、建ぺい率60%、容積率200%と設定されております。高さ制限はかかっていません。

ここは立地といたしましても、西鉄都府楼前駅の隣接地で、近くには市民プールがあり、吉松、長浦台へ抜ける幹線道路もあり、利便性もよく、高層の建物の建築も可能であり、密度の

高い人口集積が望めるところです。本市のこれからのまちづくりにとって非常に重要な地域となりますが、この地域のまちづくりをどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

2番目に、国民年金の未納対策についてお尋ねいたします。

今国会で国会議員の未納が問題となっておりますが、それについてどうこう言うものではありません。年金問題は社会保険庁の管轄で、本市とは関係ないかと思われませんが、市の業務として国民年金の届け出、給付、免除申請、年金相談等の業務がなされていると思いますのでお尋ねいたします。

現在、本市における国民年金納付義務者は何名くらいおられるのか。その中で届け出をしている方、それから未納者はどのくらいおられるのか。またその未納者に対する対策はどのようにされているのかお尋ねいたします。

3番目に、高雄公園の地元説明会の予定と、高雄中央通りの拡幅計画の進捗状況についてお尋ねいたします。

まず高雄公園についてでございますが、約7億円からのプロジェクトで、このうち約半分の3億6,000万円が用地費で、用地の買い取りにつきましては環境美化センター建設時の約束もありましたので、買い取りがなされております。公園整備についても残りの半分が使われる予定であります。

このような大きなプロジェクトを推進するときに、市民、特に地元に対して何の説明もないというのはいかがなものかと思えます。地元への説明はされる予定はあるのでしょうか。

また、今市財政は非常に逼迫しているこのようなときに、このような大きな金をかけてやるべきか、もう少しお金のかからないようなプランに変更はできないのでしょうか。例えば森林公園とするなど、今地球上では環境破壊が問題になっております。この地球全体から見れば、この高雄公園は小さな小さな点、見えないかもしれませんが、ここをこのままの地形で残し、木々を植え、樹林地とすることで環境破壊の防止に少しでも役に立つのではないのでしょうか。そして、この上の方には環境破壊の残滓を処理する環境美化センターがあります。そういうことからしても、その意味は大きいと思えますが、いかがでしょうか。樹林地として森林公園として、その中に散策用の小道をつくり、小鳥のさえずりを聞きながら脇の小川には蜚が舞う、その中を散歩できるような施設とすれば、市民の憩いの場となりランニングコストも余りかからないのではないのでしょうか。このようなプランを考えてみられてはいかがでしょうか。

以上、地元への説明予定とプランの変更についてお尋ねいたします。

次に、高雄中央通りの拡幅計画の進捗状況ですが、この道路の重要性につきましては十分わかりいただいていると思えますが、高校の登下校時の混雑をご覧になったことがありますか。

太宰府高校には約1,100名の生徒がいます。このうち約8割の生徒が自転車で通学するそうです。この900台近くの自転車が通るのです。その横を小さな小学生が歩いています。事故も発生してます。これは少し前のデータですが、平成13年度には13人の事故者が出ております。

これはデータとしてある分で、平成13年度にこれだけのことがあったということは、毎年このくらい、あるいはそれ以上の事故が起きているのではないかと思います。一度でもいいですから、朝のこの状況をご覧になっていただきたいと思います。

また、あの狭い道へ大きなダンプやトラックが入ってきます。そうすると、もうどうすることもできません。あの道路はそのような車も入ってくるような重要な幹線道路なのです。

このように、この通りの周辺には高校、中学、小学校、幼稚園、保育園とあり、また地域住民の生活道路としてその交通量も多く、この現実を市長はどう思われますか。中央通りの拡幅については、太宰府高校ができてからでも毎年のように地元及び関係学校より要望書も出されており、太宰府高校ができて、来年でもう20年になります。

市長が申されますように、市民が真ん中の施策を行われるなら、15年も20年もたつて20%の進捗率ではその姿勢が問われますが、いかがなものでしょうか。市長は今年度の施政方針で最重点項目としてやると言われましたが、昨年の予算で測量設計を行うと計上されておりましたが、昨年7月19日の災害があり、繰り越しとなっております。そして、本年度予算に3,500万円がついておりますが、これではどこをどうしようとされているのかわかりません。本当に重点項目として取り組みがなされているのか疑わざるを得ません。このままではいつ完成するのかわかりません。高雄中央通り線の全線の拡幅についてはいつごろに完成されるのかお伺いいたします。

再質問につきましては、自席にて行います。

議長（村山弘行議員） ここで15時20分まで休憩いたします。

休憩 午後3時09分

~~~~~

再開 午後3時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） ご質問の通古賀・国分地区の区画整理事業につきましては平成11年9月に設立準備委員会が設立され、本市に対して区域の市街化区域編入要望書と技術的援助申請書が提出され、さらには道路整備などに関する具体的な要望書が提出されております。この間、福岡県も含めまして組合と協議を進めておりましたが、市街化区域編入の問題や、御笠川改修計画等の理由で計画は進展をしておりませんでした。

その状況の中、昨年の大水害で国が緊急に御笠川改修計画を決定したことを受けまして、事業が進展し出した次第でございます。

その後の本市の取り組みとしましては、直ちに庁内にプロジェクトチームを設置し、福岡県の指導を仰ぎながら準備組合との協議を進めております。事業の概要としましては、区域の面積は約8.8ha、関係者は約35名でございます。

今後の予定につきましては、今年度中に組合認可・設立、平成17年度をめぐりに区域の市街化

区域編入、そして平成20年度までには事業完了を目指すものでございます。

次に、この地区のまちづくりの考えについてお答えします。

第四次総合計画にこの地域は組合施行で推進すると明記しております。したがって、組合施行で進めていただくよう市としては援助していく次第でございます。

この地区の周辺を含めました佐野東地区につきましては、約50haございますが、JR太宰府駅建設とあわせまして、組合施行の区画整理事業等の手法を用いながら、西の新市街地としてのまちづくりを考慮してまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 組合施行でやるということでございますけど、これについては組合の方で資本的な負担をされると思いますが、これ市の方では幾らか負担をされるあれがあるんですか。お尋ねします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 負担と申しますか、事業を行うようにしております。例えば、下川原橋の建設、半田橋の建設、それから道路の新設等については市費をもって実施していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） わかりました。ここにつきましては、あと組合でやられるということでございますので、どういうふうな住宅地の張りつけとか、高層建築物ができるとかできないとかいろいろ出てくるかと思えますけども、できましたらあそこら辺は高層建築物を建てて、多くの新太宰府市民が誕生するような方向で指導されたいと思います。この1番の問題につきましては以上で終わります。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 次に、国民年金未納対策についてご回答申し上げます。

まず、本市における国民年金納付義務者数というご質問でございますが、本市において把握できる分についてお答えいたします。

第1号被保険者は平成16年3月末現在1万1,558人で、このうち2,677人が保険料の免除申請をされていますので、平成15年度の納付義務者は差し引き8,881人でございます。

次に、届け出をしている人でございますが、第1号被保険者の1万1,558人と第3号被保険者6,851人、合計1万8,409人でございます。

続きまして、未納者数とその対策についてでございますが、市町村の国民年金業務における国の機関委任事務が平成14年度から大きく変更になり、保険料の収納は直接国が行うようになりました。本市における平成14年度の納付率は62.5%という社会保険事務所からの報告を受けております。

未納者に対する対策は、社会保険事務所におきまして国民年金推進員による戸別訪問と文書や電話による納付督促がなされております。また、本年度からはコンビニエンスストアで納付



ができるようにされ、納めやすい環境の整備にも取り組まれているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） これ国の方で直接やってあるということですね、これ以上の質問はちょっとあれですけども、私が思いますのは、健康保険についてもですね、市の窓口で取り扱いをされておりまして、私も何回か転職しまして厚生年金、それから国民年金の切りかえやら保険の切りかえやらやりましたけども、これにつきまして、健康保険の切りかえにつきましてはですね、やはりこれ病院に関係、自分の健康に関係ありますので、大体まめにですねやりますけども、年金につきましてはほとんど関心がないというか、まだ若いころにはそういう関心もないし余り知識もないということで、ほとんどほったらかし状態で、健康保険の手続だけはするんですけども、健康保険の手続は大体100%近くされるんじゃないかと思っておりますので、この健康保険の手続の窓口に来られたときにですね、ここの窓口で国民年金についてのそういう指導とか説明とかですねしていただいて、そうすればですね、国民年金に対する無関心さとか、未納になるとか、まず未納をしようと思ってされる方はおられるかもしれませんが、余りおられなくて、手続を忘れられるということですので、健康保険の窓口でですね、年金についての説明をしていただいて、しっかり国民年金にも入って、切りかえてくださいよというような説明をしていただけたらどうだろうかと思っておりますけど、こちら辺についてお尋ねしたいです。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 議員さんがおっしゃるとおりでございます。国民健康保険の加入脱退等の手続にお見えになりましたときには、担当窓口の方で年金加入がどうなっているかということは今現在同じ課が担当いたしておりますので、そのチェックをいたしまして、未加入の方々にはご指導しているところです。今この未加入問題いろいろ出ております分は、かなり以前の分が特に大きな問題になっておりますので、今おっしゃっております窓口の手続の問題は国保の手続と一緒にずっと以前から私どもの方ではやっているところですが、今後もその分は漏れのないようにしたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） わかりました。前からやってあるということで、私がちょっと勉強不足で申しわけございません。

先ほどご説明ありましたように、62.5%という収納率ということでございますので、これの向上のためにもやはり窓口でしっかりとですねご指導いただければ、その率も若干向上するんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたしまして、この2番目の問題は終わります。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、3点目の高雄公園、それから高雄中央通り線の拡幅進捗状況についてご回答申し上げます。

高雄公園、それから高雄中央通り線の整備につきましては、高雄、宰府のまちづくりの一環

として整備いたすものでございます。

まず、高雄公園について申し上げますと、平成15年度から5年間で都市公園事業の国庫補助を受けまして用地の取得を行います。工事につきましては、平成19年度から平成20年度の2か年間で予定をいたしております。

本年の3月議会においてご回答申し上げましたように、そういう地形でございますので、できる限り自然と地形を生かした公園を基本といたしまして実施設計を行いたいと思います。そして、その際には当公園を一番利用される近隣の住民の方には説明会を行いまして、意見・要望等を把握して反映してまいりたいと、そのように考えております。また、関係機関、関係課、そういうところとも協議しながら設計をしていきたいと、そういうふうに考えております。

続きまして、高雄中央通り線の拡幅計画の進捗状況でございます。

この高雄中央通り線につきましては、昨年の6月の一般質問でも回答しておりますとおり、現在の整備進捗状況は約20%でございます。平成15年度にこれからの全体的な用地買収に入るために、用地測量を計画しておりましたが、議員さんもおっしゃいましたように、7月の豪雨で災害を受けまして、災害復旧に全力を尽くしておりますので、やむなく繰り越して、平成16年度実施となっております。現在その準備中でございます。

当該道路は区民の主要な生活道路、通学道路でもありますし、また高雄公園の整備計画、高雄地区へのバスの路線計画もあることから、本当に早期に完成を目指したいと、そういうふうにと考えるとござります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 高雄公園についてでございますけども、まだきっちりしたプランができ上がってないというような状況であるかと思いますが、このまだプランがきっちりでき上がってない時期に一番利用するであろう地元の人の意見等を聞いてですね、その意見をですね、反映させていただいて、そのプランをですね、もう一遍作り直していただければと思います。

それから、その地元の意見を聞くということが非常に大事じゃないかと思っておりますので、行政の方はですね、なるべく自分たちがつくったプランでですね、すっといくようにしたいと思っておられるようでございますけども、やはり今のこの時代にですね、市民の声を聞くということが一番大事なことじゃないかと思っております。民主主義はですね、時間とお金がかかるとよく、これはもう昔から言われておりますけども、その時間とお金を惜しんでですね、初めにそこを手抜きしてですね、さっとやるというようなことがあればですね、後でその倍、あるいはそれ以上のですね時間とお金がかかるような事態になると思います。現に、本市におきましてですね、この説明の不足とか形式だけの説明をしたとかということですね、課題として残っているのが歴史と文化の環境税の問題、それから都府楼保育所の民間委譲の問題、こういう点はですね、いわゆる事前の説明不足ということが非常に大きなことじゃないかと思っておりますので、

この高雄公園につきましてはですね、しっかりですね事前に住民の意見をお聞きいただいて、この意見の中でですね、言われた分を全部聞いてくれとは言いませんけども、それはできるものとできない分と、それははっきり言っていただいてよろしいかと思えますけども、そういうことで、この高雄公園につきましてもですね、早く地元へ説明を落としていただいて、そして地元の意見を十分聞いていただいて、余りお金のかからない、そして市民が本当に利用しやすいような公園をつくっていただきたいと思えます。

それから、高雄中央通り線につきましてでございますけども、この中央通り線につきましてもですね、もうそれこそ太宰府高校ができてからもう20年近くなりますけども、この間でですね、先ほども言いましたように地元からはですね、再三再四要望が出ております。これにつきましてですね、市長は今年度の予定で最重点項目としてやるということでございましたけれども、先ほど部長の方もやると言われましたけども、これは昔からやるということは聞いてるんですけども、いつまでやるのか、その最終期限を教えてくださいたいと思えます。この高雄公園についてはですね、平成20年度に完成するというははっきりおっしゃっておりますけども、市民はですね、どちらを多く望んでいるかといいますと、高雄中央通り線を先にやっていただきたいと。とにかく、これはもう生活に直結しとる問題でございますので、高雄中央通り線をいつまでにやるのか、バスが通ると、バスも来年、平成17年の国立博物館の開館に合わせるということでございますので、来年の国立博物館の開館までにですね、この中央通り線も完成させていただけるのかどうか、そこら辺で具体的にですね、やるというだけじゃなくて、いつまでにやっていただけるのかちょっとお答えをお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 本当にこの要望書、太宰府高校ができたときからの約束といいますか、そういう地元の意見という事で重宝されつつも、今まで来ております。しかしながら、今までもできる限り部分買いとかそういう方法で、危険なところは広くするというようなところ、それから建物の建ってるところは先にそういうところを調査して買い上げていくというようなことで、今年度も一部ではございますけども、用地買収、補償、そういうことをしていくということでございますが。

今回、改めて高雄、宰府のまちづくりということでございますので、先ほど言いましたように、まだ未確定の測量用地がございますので、今年の後半にはある程度の、あと買わなければいけない面積、そういうふうなのが出てくるかと思えますので、そういう部分が確定した折にはある程度早い時期に工事をして完成をしないと、そういうふうになっております。極力早くする予定でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 昨年度の予算でですね、測量設計の分が繰り越しになっておりますけども、これは大体いつごろまでに終わられる予定ですか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 予定では11月末を予定しております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 11月末ということでございますので、何とか来年度予算の編成には間に合うことですね。来年度予算にはしっかりつけていただいて、早期に完成ができるようにですね、努力していただきたいと思っておりますけど、この点についてお答えいただけませんか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいま建設部長の方からこの中林議員がご指摘されております高雄中央通り線でございます。この線につきましては、私ども国博、九州国立博物館の南側アクセスというような形の中においても位置づけを行っております。

現在、高雄中央通り線、高雄・宰府のまちづくりプロジェクトを発足させまして、あそ一帯の路線、交通渋滞緩和策もございませけれども、構想を練っておるところでございます。

特に、その中でも急ぎますのが高雄中央通り線の高雄交差点から、それから太宰府高校までの間でございます。これを急いで、まず今指示をしておりますのが全体構想をまずもって確立させるというふうなことが第1点でございました。その上に立って、まず優先すべき箇所を執行していくと。その手法といたしましては、まず幅員でありますとか延長でありますとか、それが確定しました段階で地権者が確定いたします。その中で、土地開発公社で先行取得をし、そして地方交付金でありますとか、国の制度を何を利用したらいいのかというふうな形の中で、そのときに買い戻しをし、一般財源が少なくなるような手法をとっていくように今指示をしておるところでございます。

そういった中で、今11月以降の中でより鮮明に見えてくるというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 先ほどから申してますように、高雄中央通り線につきましては、地域住民の皆さんをですね、一日も早く安心して通れる道路にしていきたいということでございますので、いろいろ手続もございませけれども、そこら辺はですね、なるべく簡略にしてですね、スムーズに、早期に完成できるようにご努力をお願いしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、高雄地区の公園や道路の整備問題にかかわらず言えることでございますが、先ほども申しましたように、地域住民への説明ということですね。行政の都合がどうであれ、地域住民の意向や希望が十分に聞き入れられる形で進めていただきたいと思っております。そして、より望ましい方策であることは言うまでもありませんが、昨年1月に施行されました自然再生推進法は、開発などで損なわれた自然の再生について、自治体、住民、NPOが事業実施計画の段階から参加することを可能にするというものでございます。少なくとも、今後の行政的諸施策は住民参加型、かつ自然環境重視が前提となるべきであると思っておりますので、説明責任をですね十分果たしていただいて、後顧の憂いがないように期していただきま

して、執行部におかれましては市民が真ん中ということで自治を進めていかれますでしょうか、十分に説明責任を果たしていただきますようお願い申し上げまして、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、6番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔6番 門田直樹議員 登壇〕

6番（門田直樹議員） ただいま議長から発言の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

まず最初に、私は男女がともに助け合い、また機会の平等を与えられることには賛成をしており、また男女共同参画社会基本法のすべてを否定するものではないということを明言いたしまして、質問に入らせていただきます。

さて、国では昭和60年の男女差別撤廃条約批准、平成7年の北京宣言及び行動綱領の採択に続き、平成11年、第45回通常国会で男女共同参画社会基本法が成立いたしました。さらに平成12年、男女共同参画基本計画が策定され、全国の自治体で条例の制定が進められています。

太宰府市においても、平成元年に婦人問題懇話会の設置、平成3年に女性行動計画策定、平成13年に懇話会を男女共同参画審議会へ変更、そして平成15年に同審議会の答申により、男女共同参画プランを策定しました。

さらに、市の広報にも載りましたように、本年3月に市長は同審議会に対し、基本法の理念をもとに本市の状況に合った条例の制定基本項目について諮問しました。

8月の中間答申の後、12月を目途に答申を行うとのことですが、その前にこの条例の基本的な考え方について、ジェンダーフリーを問題とする観点からお伺いしたいと思います。

1点目に、ジェンダーフリーについてお尋ねします。これは和製英語ですが、意味はおおむね生物学上の性差以外はすべて慣習に基づく偏見として排除しようという考え方です。

平成7年ごろから学校現場に登場し、ジェンダー度チェックとかジェンダーフリーにしましょうなどという運動が開始され、さらにはランドセルを男女とも同じ色にするとか、混合名簿にするとか、体育の授業で男女を分けないなど、今までの教育現場の伝統的慣習も現実的知恵も崩す試みが次々に導入されてきました。

そのうち、過激な性教育をはじめとして、掃除の際に女の子に机を運ばせて男の子にはぞうきんがけをさせるとか、学芸会で男と女の役を全部入れかえるとか、あるいは女の子に騎馬戦をさせたり、男の子に料理や裁縫をさせるなど、子どもたちや保護者の希望や気持ちを無視して一般社会の健全な常識にも反することが行われるようになりました。

そもそも社会の慣習や伝統、あるいは出産や子育てといった家族の営みは、基本的に性別秩序によって支えられていますから、これが崩れば家族は当然崩壊しますし、社会も崩れてしまいます。私は、このジェンダーフリー運動というものは危険きわまりないものと考えておりますが、市長の考えをお聞かせください。

2点目は、条例の制定をめくり、全国至るところで紛糾があり、自治体によっては私たちが通常持っております社会常識からはるかにかけ離れた条例案が上程されたため大混乱に陥っているところもあります。このことはご存じでしょうか。

3点目に、審議会のメンバー構成についてですが、審議会規則では第3条に定めてありますが、公募以外の人選はどのような基準で、だれによって行われたのか、なるべく詳しくお聞かせください。

次に、平成15年3月に策定されました太宰府市男女共同参画プランについて3点お尋ねします。

このプランにつきましては冊子が策定され、また概要版が市の窓口で「自由におとりください」ということで置いてあります。

内容を見ていきますと、第1章、基本的な考え方の6、本プランの体系というところに体系表がまとめてあり、考え方がよくわかります。

そこで、まず1点目に目標1、男女平等のための意識の改革のア、ジェンダーフリーへの意識の改革とありますが、ジェンダーフリーについては平成14年11月12日に福田内閣官房長官と板東男女共同参画局長が、「男女共同参画社会はジェンダーフリーを目指していない」と国会で答弁しています。また、本年1月に内閣府が政策研修会で提示した男女共同参画に関する基本的な考え方には、次のように明記されています。

「ジェンダーフリーという用語は、法令等において使用されてはいない。

男女共同参画社会は、男女の差の機械的・画一的な解消を求めているものではない。

男女の性的特徴と言われるのは、生殖機能や内分泌調整機能の相違としてあらわれる。この相違の背景には脳の構造と機能の相違があることが動物実験からも認められている。

男女共同参画は、男女の逆転や中性化を描くことを求めるものではない。

男女共同参画は、個人の内面にかかわる男らしさ、女らしさや伝統文化などを否定しようとするものではない。

男女共同参画社会は、長い伝統や文化などを失うことなく大切にしながら、男女の人権が侵される部分を改善すること。個性・能力を発揮する上での阻害要因を是正することなどにより実現するものである。

男女共同参画社会は、安易な離婚を奨励するものではなく、家族のきずなを深めることを目指している。」

以上のように、国が公式に否定しているジェンダーフリーを施策の方向として盛り込んだことについて、理由をお聞かせください。

2点目に、目標1のイ、学校等における男女平等教育の推進の に性教育の充実とありますが、この件につきお尋ねします。

各地でジェンダーフリーによる過激な性教育が問題になっています。性教育は家庭が基本で、学校での性教育はそれを補完するものであると思いますが、太宰府市の実態はどうか

お聞かせください。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、いわゆるリプロ、性の自己決定権は多くの問題が指摘されており、学校で扱うようなものではないと思いますが、どうお考えでしょうか。

次に、審議会で議論されている内容、文言について感じたことを述べたいと思いますが、市のお考えをお聞かせください。なお、これは決して審議会の議論に干渉するものではないことを申し添えておきます。

1点目に、性的少数者の保護の件ですが、性同一性障害と同性愛を同列に考えていることは問題があると思います。性同一性障害はそのとおり障害ですが、同性愛は先天性ではないとの見解もあり、米国では戻った例が報告されています。議論の分かれていることを同一に扱うべきではないし、性的志向を特性とすることには問題があり、何人も性別により差別されないということで十分保障されると考えますが、どうお考えでしょうか。

2点目に、事業者の責務規程ですが、経営権の侵害に当たるのではないのでしょうか。男女の雇用の状況によって入札の制限が行われる条例などがそれです。大企業はともかく、中小企業には無理があります。

3点目に、クオータ制についてお尋ねします。これはあくまでも結果の平等ではなく機会の平等であると考えますが、いかがでしょうか。国の基本法の趣旨は機会の平等であると平成14年11月12日に福田内閣官房長官が答弁しています。

4点目に、苦情処理機関ですが、これは基本法第17条を根拠としているようですが、拡大解釈ではないのでしょうか。太宰府市の審議会はこれを設置するということで進めています。そのモデルとなるものが埼玉県条例ではないかと思われ。男子校・女子校を強制的に共学にするという暴挙を試み、保護者、生徒をはじめ市民の猛反発を受けて、処理機関としての存在を疑問視されています。

そもそも、行政から独立した機関として是正措置という強権を持つという点が問題であり、そういった強権を持ち、議会の承認も受けないという機関があってはならないと思います。また、オンブズパーソンという言葉は審議会では使っていますが、その人選をだれがどのような基準で行うのでしょうか。市民の苦情を受け付ける機関は必要ですが、これは議会で審議して決定されるべき問題であり、審議会での検討事項からは除外されるべきであると考えます。苦情処理機関について市のお考えをお聞かせください。

最後に、条例について、私が理想と考えるところのポイントを述べさせてください。それは、1、男らしさ・女らしさを否定せず、日本のよき伝統や文化を大切に、社会の制度や慣行を尊重する。

- 2、行政が思想、良心や表現の自由など基本的人権を侵害しない。
- 3、ジェンダーフリー思想を教育に持ち込まない。
- 4、家族を社会の基本的・基礎的単位と考え、専業主婦を否定しない。
- 5、リプロ、性の自己決定権のような性道徳の退廃をもたらす内容を盛り込まない。

6、私的な問題に行政が不当に介入しない、であります。

以上、答弁は一括してお願いします。

あとは自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ジェンダーフリーの問題点について、市では男女共同参画社会の実現に向け、新たに条例の制定を検討しているということだが、ジェンダーフリーなどの過激な主張の影響により、日本の文化や伝統、生活習慣を否定するものになるおそれはないかについてご答弁申し上げます。

本市男女共同参画プランは、男女共同参画推進のための基本的計画であり、市民対象の意識調査やワークショップ、庁内の男女共同参画推進本部体制において論議し策定したものでございます。現在はこれをもとに具体的な施策の推進を図っているところでございます。

このプランの中で、目標として男女平等のための意識改革、その施策の方向としてジェンダーフリーへの意識の改革を置いています。このジェンダーフリーという用語、一部に画一的に男女の違いをなくし、人間の中性化を目指すという意味で使用している人がおられ、また政府の公的文書にこの用語が使用されていないことから、国の男女共同参画の取り組みから逸脱しているのではないかと誤解が生じているものと思います。国会での政府見解と同じく、本市における男女共同参画もこのようなことを目指しているものではございません。

本市プランは、女性と男性が社会的・文化的に形成された性別、ジェンダーにとらわれずに、各人の個性と能力を十分発揮できる家庭、地域社会が形成されるように意識を変えていこうという取り組みを示したものでございます。これは男女共同参画社会実現の障壁の一つとして人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別役割分業意識があることを踏まえて、男性向き・女性向きという性別による固定的な意識や行動、あるいは役割観に限定されるのではなく、自らの意思によって多様な生き方の選択ができるような社会を目指しているものでございます。このことは基本法に示されている男女共同参画社会の定義にも沿うものと解釈しており、市民の方へ理解を広める取り組みを進めているところでございます。

文化、伝統、生活習慣については、長い歴史の中で人々の生活の知恵からはぐくまれ、多様な変化を経て今日に至っていることから、今後も男女の人権尊重など普遍的価値をもとに取捨され、その時代の社会状況に即した変容をしつつ受け継がれていくものと思います。

次に、男女共同参画社会実現のための条例の制定でございますが、諮問しています本市男女共同参画審議会において、実効性ある条例となるよう盛り込む基本的項目について、審議していただいているところでございます。この間の諸論議につきましては答申まで見守っていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

この審議会は、太宰府市男女共同参画審議会規則により、男女共同参画の諸問題や人権問題に識見がある方を選任あるいは公募により、大学教授、弁護士、人権擁護委員、団体関係者、市民など13人を委嘱しています。



以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 学校における性教育についてご答弁申し上げます。

平成11年3月に当時の文部省が発行しました学校における性教育の考え方・進め方によりますと、学校における性教育の基本的な目標は、男性または女性としての自己の認識を確かにさせる、人間尊重の精神に基づく豊かな男女の人間関係を築くことができるようにするなど3点が述べられております。

学校での教育課程の位置づけ、指導といたしましては、例えば小学校体育の保健領域や理科での学習、また中学校における学級活動での性的な発達への適応に関する学習などが挙げられます。いずれも学習指導要領に定められた指導内容に基づいて指導計画が作成されております。適切な内容ではないかととらえております。

また、ご質問にございましたリプロダクティブ・ヘルス・アンド/ライツ、いわゆる性と生殖に関する健康と権利につきましては、学習指導要領が定める指導内容には含まれておりません。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 初めに、なぜこのような問題を取り上げるようなことになったかと申しますと、文部科学省の委嘱状でつくられました「新子育て支援 未来を育てる基本のき」を取り上げたこれは冊子なのですが、そういうものがあります。これの内容を見たんですが、女の子に優しい名前、男の子に強そうな名前をつけてはいけないそうです。また、ひな祭りやこいのぼりも否定しています。他のページではですね、母性を否定したり、乳幼児保育の大切さを3歳児神話と、そんなものは神話であるというふうに否定しています。また、同性愛も当たり前と説明しています。こういうものが実際に刊行されたということですね。

こういうものを見まして、うそだろうという感じだったんですが、ところが調べてみますと、いわゆるジェンダーフリーといわゆるセクシュアリティという考え方のもとに、全国で信じられないような事件が次々と起こっているということを知りました。また、多くの自治体でこれらの考えをもとに条例を制定しようと、あるいは制定したようなことを知りました。

住民の多くはですね、男女共同参画というものは男女平等、女性の社会進出ぐらいにしか普通は理解しておりません。ところが、これにこういうふうな正の面といいですか、いい面といいですか、それと隠れるように違う部分があるんだなあということを私は感じました。そういうことで、私不明を恥じましたけども、この動きに対して何とかちょっと、まずお聞きしないかなと思ひまして質問に取り上げたわけでありませう。

そこでまず、ジェンダーフリーについて部長の方からお答えありましたが、ちょっとかなり考えてたのと違ったんですが、まずプランのところでも申しましたけど、平成14年11月に参議院内閣委員会において当時の福田内閣官房長官は男女共同参画条例とジェンダーフリーとの関

係についての質問に対し、男らしさとか女らしさは男女という性別がある限りあるのではないか、男女共同参画社会というのは男らしさとか女らしさを否定しているものではない。しかし、これを強調し過ぎるとということについては問題があると答弁されています。また、板東真理子内閣府男女共同参画局長は、ジェンダーフリーという用語はアメリカでも使われていないし、北京宣言や行動綱領や、最近の国連婦人の地位委員会の報告書などでも使われていない。もちろん日本の男女共同参画社会基本法、男女共同参画基本計画等の法令においても使用していない。したがって、現在一部に男性と女性の区別をなくし、画一的に男性と女性の違いを一切排除しようという意味でのジェンダーフリーを目指していないと答弁されています。

今部長の答弁ですと、何かいま一つわからなかったのですが、要はこれらの政府の見解に沿うものと考えてよろしいでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今門田議員さんから言われました分については、私も承知をしております。ただ、その理解の仕方が先ほど門田議員の方からジェンダーフリーという言葉で「生物学上の性差以外はすべて慣習に基づく偏見として排除しようという考え方」という意味で使われましたですね、今、そういう意味で使われるのであれば、内閣府が進めております男女共同参画社会の基本的考え方にはそぐわないではないかというふうに理解をしております。

と申しますのは、本市のプランでは、男女に平等な社会を実現するため、社会的・文化的に形成された性別をジェンダー、に基づいて固定的役割分担意識を変えて、個人の個性に基づいて共同参画ということを目指すためにジェンダーフリーという意識の改革をこのプランの中に織り込んだものでございます。そして、そうしたジェンダーフリーに対します誤解を防ぐ意味からしましても、この男女共同参画プランの中の用語の解説の中に、その我々が使っておりますジェンダーフリーというのはこういうことですよということで使用をさせていただいております。

ちなみに、51ページでございます。一番下の段にジェンダーというところでございまして、ジェンダーフリーというのはそういうものにとらわれないことを指しますよということで、私どもがつくっております男女共同参画プランの中ではジェンダーフリーをそういう形で位置づけをしまして進めておりまして、先ほどご説明しましたように国が進めております基本法に沿ったところでこの計画プランはされておるというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ちょっとかなり失望しております。ジェンダーというですね、はっきり言ってほとんどの方は知られてない方の方が多いかと思えますけども、いわゆる性、男・女という性ですね、ごく当たり前のような、電池のプラスとマイナスのような、そういうものがある。電池をプラス、両方プラス、両方マイナスにできるわけないんですよ。それで、このジェンダーというものが非常に学問的に、ある思想的につくられたということは明らかだと思

ますが、その辺についてどうお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 男女共同参画プランの中の基本法には、直接このジェンダーという言葉は入っておりません。ただ、国の方の説明によりますと、この基本法の理念に流れております部分は一貫してジェンダーと、先ほど私が申し上げましたような部分で、社会的・文化的に形成された性別ということで、ジェンダーという形をずっと言うておりまして、例えば第1条の男女の人権が尊重されることの緊急性が規定され、第3条から第6条にジェンダーの問題意識が込められているということを国会の中でも答弁をされておるところでございます、私どもそういう精神を受けまして、それをなくしていこうというのをフリーという形で使用させていただきます、ジェンダーフリーという形を使わせていただきました。

それからもう一点、国の方にジェンダーフリーという用語について国がどういうふうな見解をしているかといいますと、内閣府はどのような用語を使うかは地方公共団体が判断すべき問題であると。地方公共団体において差別、男女の差別、差別をなくすという意味で定義を明らかにして使用しているものについては問題ないというふうに見解が示されておりますので、あわせて報告をさせていただきます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 社会的、歴史的に定義されたような性と言われましたけども、まさにその社会とか歴史という、非常にアバウトで、また厚みがある言葉です。その中には多くのまさに歴史、まさにいろんな思想、いろんな考え方が入ってきます。それらを反映しているということ私には言うておるのですが、まだまだちょっと質問続けなければいけませんから、先に進みます。

次に、条例の制定をめぐる紛糾についてですが、全国では多くの市町村でこういうふうな条例が制定、または制定されようとしています。しかし、その中には今ちょっと答弁ありましたけど、ジェンダーという文言を盛り込んだり、男女の固定的役割を連想させる表現さえも問題として規定していると。例えば、エプロンつけたお母さんがいたら、これはだめだというふうな考え方ですね。中絶容認になりかねない性の自己決定権の内容が入っている。企業活動を制約するおそれがある内容を規定している。条例違反に対する苦情処理機関などを設けて勧告指導することを規定している。これには指導、それから公表権まで認めるとかですね、5つの権利、大変重たいものです。これらを行政から独立して設けるとか、そういうふうな考え方もあるみたいですね。あるいは、そうするとともあるみたいですね。結果の平等を進めていると思われる内容を規定している。ご存じのように、結果の平等なのか機会の平等なのかということですね。

男女を区別すること自体が最初から差別だと言ったら、もう議論は進まないんですね。そうではないと。男女は大昔から助け合って生きてきたんですね。その辺のところをどう取り

込んでいくかと。答申はまだですが、これらは極端な男女平等主義を実現することだけを至上の目的としていると思います。また、子どもの健全育成などですね、こういったことはビジョンとして私は見られません。当然市民や議会の猛反発を受けて、多くは常識的な内容に是正されていますが、私は太宰府市ではこのような混乱がないように願っております。

次、ちょっと続きますけど、ジェンダーフリーを施策に盛り込んだ理由ですけど、この参画プランですね、これですが、こっちの概要版の方が窓口に置いてあるんですけども、これにつきまして、まず申し上げたいのは、先ほども申しましたけども、政府が明確に否定、どうも否定の解釈が少し違うみたいですけども、基本法の中にも今部長おっしゃいましたけども、一言たりとも登場しません。このジェンダーなる言葉がこの冊子、これですね、これ半分が資料編ですけど、資料編のけて50ページの中に27か所も出てきます。私びっくりしたんですけど、暇じゃないんですけど、気になるんで数えてみたんですけど、ジェンダーのオンパレードですね。そもそも去年の3月に出された審議会の答申書が58ページにありますが、ジェンダーという文言は一字もありません、一言もですね。

7ページですね、多分お持ちでないと思ってこの資料を出しておるんですけど、この参画プランの7ページをコピーして、資料としてお配りしたんですけど、これ見ていただきますとはっきりしますけど、まず7ページの施策の方向。ア、ジェンダーフリーへの意識の改革というふうには、もうどんと出てるわけですね。ジェンダーフリーを最初に持っている。どういう理由、考え方でこういうプランになったのかお聞きしたいと思うんですが、もう少しジェンダーフリー、わかりますよ、ジェンダーフリーは社会的・歴史的につくられた性であると。ほいで、その性差を云々ということが多分言われてあると思いますが、そもそもそのつくられてきたというのは何なんですか。非常にアバウトです。その辺について、この中にですね、もうジェンダーをどんと正面の柱に持ってきたということをちょっとご説明ください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど申し上げておりますように、男女共同参画を進めております国の基本法の根底に流れておりますのがジェンダー、先ほど申し上げました社会的・文化的に形成された性別をジェンダーというということで、そういう部分がありますと、いわゆる男女が共同して参画をしていくためには、それが一つの弊害になって、いわゆる先ほどから議員さんおっしゃっておりますが、男らしさ・女らしさを否定するものではございません。ただ、それが先ほど福田内閣官房長官の答えにありましたように、一方的に男だからこうなれないかんとというような部分はいかなるものかというような回答文も引用されましたが、そういうことをございまして、ただ男であれ女であれ、女であれ男であれ、その人の個性に沿ったような社会、その人の個性が生かされるような社会はどのような社会なのかと、それは太宰府市が進めております人権を尊重するという大きなまちづくりにも、この男女が共同参画なくしてはこのまちづくりもできないというようなことから、男女共同参画プランをジェンダーフリーという言葉を通してこの中でいわゆる意識の改革、そういう意識を目指していく部分が今求められてる

ことではないかということで、男女平等のための意識の改革の大きな柱にジェンダーフリーへの意識の改革ということで掲げておるわけございまして、そのジェンダーフリーの用語自体を先ほど言われているような用語に理解されますと非常に誤解を招きますので、私どもが使っているジェンダーフリーというのはこういう用語なんですよということを、あえて用語解説の中で注釈を入れさせていただいて、そしてこの男女共同参画プランを今進めているところでございますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 私どものというふうなことをおっしゃいましたけれども、要は太宰府で使うところのジェンダーフリーという語意ですね、言葉。ここに使ってるジェンダーフリーという言葉は、一般的にこの日本じゅうで言われているところのジェンダーフリーとは違うんだということでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 私は一般的に言われておりますジェンダーフリーが社会的・文化的に形成された性別ということの理解であれば、同一であるというふうに思っております。先ほど出ておりますように、男女の差を機械的に、画一的に直して人間の中性化を目指すという意味でジェンダーフリーを使ってある方がありましたら、それとは違いますよということでございますので、基本的な考え方、社会的・文化的に形成された性別という部分では同一ではないかというふうに思っておりますし、基本法の精神に沿って私どものプランは進められてるといふふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 先へ進みます。

もう一点、ここに今年の広報「ださいふ」5月15日号があるんですが、皆様お持ちの、ここにまさに1ページ、見開きですね、ここに今回のこと載ってるんですが、その一番後ろですね、「梵鐘」という記事があります。これ見ますと、ちょっとざっと読みますね。

『最近結婚した。「苗字は何になったの？」友人たちの第一声に驚いた。姓が変わるとは一言も言っていないのに……。『旧姓で年賀状を出したらご主人に悪いから』ん？私には夫はいるが、お仕えする「主人」はいない。男女共同参画と言われて久しい世の中だが、「結婚」というフィルターを通すと、まだまだ「男性優位」「イエ制度」があたりと見えてくる。話は変わるが、イスラム教徒と結婚した友人が、「イスラム教が現代も影響力があるのは、日々の教育と環境と世論のたまものだ」と話していた。長年私たちの生活にしみついてきた「ご主人」「奥さん」エトセトラ。いつになったら性別にとらわれず、「自分らしく」生きられる社会ができるのか……。次の世代の子どもたちにはどんな教育と環境と世論を残せるのだろうか』というものがああります。それで、普通こういう場所というのは編集後記ですね。いわゆる

議会だよりなんかにもあるんですが、全体の感想とか、この場合は市としてのリーダー的なですね、全体的な気持ちを代弁するような、そういう場所じゃあないでしょうか。こういう場所にですね、ここに載ってるように夫婦とか男女の関係を対立したものとして、これ明らかだと思いますよ、そういうふうに表現していますけど、太宰府市としてはこんなふうなですね、こんなもの、そう考えてるんでしょうか。男性優位とか、あるいは家制度がありありと見え、あるいは夫婦別姓を支持されてるんでしょうか。お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今ご質問されました、その部分につきましては、いわゆるそれぞれの広報委員の方でその部分についてのコメントを入れておるような形になっておりますが、基本的には我々も結婚しましたら男の姓を名乗るとというのが当たり前というような部分で、それは男性がそう、女性がそう、それは両姓のどちらの姓を名乗ってもよろしい問題であって、それをそういうふうな社会が、もう結婚したらすぐ男の姓だという社会がいかげなものかということでございます。そういうふうな部分を、その中では筆者は言いたかったのかなというふうに思いますが、いずれにしても、男性だからこういうふうだという、長い間、何ていいますかね、イメージといいますか、そういうのをずっと、まさにそれは固定的な部分で、そういうふうな部分をずっと、そういうことがある中では、太宰府のいわゆる男女共同参画という視点から見ても、あるいは人権の尊重という視点から見ても、男女参画なしにはやっぱり人権尊重のいわゆるまちづくりもできないのではないかなというふうに思いますので、そういうふうな部分があるところで、今門田議員さんおっしゃっているような部分で議論が広まり、そして高まっていく中で、結果として男女共同参画社会が進んでいけばいいことではないかなというふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 大分お答えとちょっと議論がかみ合っていないんですが、要はこういうふうな内容、こういう空気というものがどうなのかと、この太宰府の顔ですよ、一番の情報を発信している。この中にこういうふうなオピニオン、意見としてですね出てる。普通見たら、へえって、太宰府とはそういうふうな考え方なんだなと私は思います。

それとまた、今の中でもですね、ご答弁の中にも、すぐにといい失礼ですけども、人権という言葉がよく出ます。こうこうこれすることは人権をと。しかし、通常ですね、結婚したら、うちなんかもそうですけど、じゃあ私はうちのと言ったらいかんかもしれんですけど、人権侵害をしたのかなとどきとしたりするんですが、私なんかでは家制度なのかなとかですね、少しこれはやっぱり、校正もされると思うんですよね。この件はこれぐらいにしますけど、もう一点ですね、こういうふうな、「はい、チェック！」というもの、この中にも紹介出てましたが、こういうものがあります。これは職員の中に配られて、いろんな情報発信したりするときに気をつけようよということが多分配られてあると思いますが、やはりこの中にもジ

エンダーの刷り込みや性別による云々と、そういうふうな文言も入っております。これについてはくどくど申しませんが、1つだけ。これは市で何かを作成する、いろんなですね、チラシつくったりホームページつくったり、そういうときに何かの強制をするものではない、それらしいことは書いてますが、そういうことをちょっと1つ確認したいんですが、お願いします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今お手元にお持ちのその冊子につきましては、今後市の方がいろんな印刷物をつくっていく段階においては、そういう視点に沿って印刷物をつくっていくようにという形で作成したものでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 続きます。

太宰府市における性教育の実態ですが、昨年5月に中央公民館で男女共同参画市民フォーラムが開かれました。ここにチラシがあるんですが、皆さんご存じと思いますが、太宰府市と太宰府市教育委員会が後援、主催は市民フォーラム実行委員会と女性センタールミナスとなっております。ちょっとだけ、見出しを読みます。

「夫の役割、妻の役割、親の役割を超えて、一人の人間として自分らしく楽しく生きていきたいものです。人間の性を、性と同じように人権として尊重する性教育に長く携わってこられた村瀬さんからジェンダーにとらわれない性とコミュニケーションの大切さについてお話しいただきます」ということで、基調講演をされてます。

それで、この方ですね、ここの講師の紹介のここにもありますが、“人間と性”教育研究協議会の代表幹事ですね。それで、このとき、村瀬さんがされたの私見に行っとらんのですが、このホームページも見てみたわけですが、どういう方ですね。性教協といわれるものが一体どういうふうな団体かということで、見たら、一言で言いますといわゆるジェンダーとセクシュアリティで大体色づけされたようなとこなんですが、参考までにですね、会員書籍ってありまして、書籍の、この方が書かれたものも含めて書籍の紹介コーナーというのありまして、そこからですね、ちょっと拾ってみました。もちろんこれらが性教協の方針としているわけではありませんと一応の断りはあるんですが、幾つかちょっと拾いましたんで読み上げてみます。

「ジェンダーフリーの絵本」どこで使うんでしょうかね。「ある性転換者の幸福論」「同性愛・多様なセクシュアリティ」「ぼくの彼氏はどこにいる？」どこにいるのかな。「同性愛がわかる本」「自分らしく生きる 同性愛とフェミニズム」「女から男になったワタシ」「実践するセクシュアリティ 同性愛/異性愛の政治学」これは動くゲイとレズビアンのお話という事です。ほかにもあるんですけど、こういった感じです。

ということで、この性教協の代表である村瀬氏の講演が、ジェンダーフリーとセクシュアリティに基づいているのはもう明らかだと思いますが、このようなイベントを市の機関である女性センタールミナス、また太宰府市、これはルミナスが主催してですね、市と教育委員会が

後援をするような必要があったのか大変疑問ですが、もうお答えは結構です。

ところで、市内のある小学校でですね、この村瀬氏監修の本がだれでもいつでも見られるように置いてあるとPTA関係者から聞いとるんですが、この点についてご存じでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 承知しておりません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ここまで出てますが、校名は申しません。聞いてみてください。一応高学年を対象にしてるのかもしれませんが、低学年でもだれでも自由にあって、我々と、私ぐらいにとっては非常に、ちょっとショッキングな内容みたいです。

ということで、もう一つ、中学生向けの性教育の本では、平成14年に厚生省所管の財団がつくった「思春期のためのラブ&ボディBOOK」という、結構有名な本がありまして、これは表現が興味本位で不適切と問題になって絶版になったそうです。トラック7台分が焼却処分になったそうです。これの内容も見ましたが、大変びっくりします。

それで、文部科学省は4月に、今年の、外性器や性交に関する指導などは原則小・中学校では不要の方針を表明し、性教育正常化への取り組みを始めたばかりですが、最近性教育に当たって過激な表現のある本を、同省所管の財団法人日本学校保健会が全国の中学校へ送付していたことがわかりました。市内の中学校にこういったものが送られてきたような話はありませんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） その件に関しましても、承知いたしておりません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 安心しました。この件で、東京都教育委員会は学習指導要領を逸脱しているとして校長預かりにするように通達をしているということです。市においても善処されるように希望します。

続きまして、リプロですね。さっきのリプロダクティブ・ヘルス/ライツですね。日本語では性と生殖に関する女性への権利、健康と訳されています。もともとは2つ、女性の健康と女性の権利、この2つの部分だったんですね。

この中で、妊娠、出産など、女性の生涯を通じての健康を守るヘルスはもちろん大事なことです。しかし、人工妊娠中絶など、産む産まないを女性だけの考えで決定することを権利として認めようと、そういうふうな、ここはライツのことですね。これはもちろんいろんな現行法にも違反すると思いますが、こういったことを審議会ではいろいろ審議されてるみたいですが、私は条例に盛り込むべきではないと考えます。

この件、やっぱりお伺いします。どういうふうにお考えか。済みません。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ただいま出ております、いわゆるリプロという部分は、2002年12月



にバンコクで行われました第5回アジア太平洋人口会議で、性の自己決定権はという形になりまして、31か国賛成で、2か国が棄権をされて、1か国が反対をされたという部分のものでございます。

これで、このいわゆる今門田議員おっしゃってるように、なかなかそういうふうな部分については、デリケートな問題を含んでおりますので、先ほど申し上げておりますように、男女共同参画審議会での審議の結果を見せていただきまして、そして私どもの方でその結果を受けて、十分内部で議論をした上で、条例の中にどう位置づけるのかという部分は再度検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） はい、よろしく願いします。

加えて言うならば、もともとこれはアフリカ等で、非常に悲惨な状態にあるような女性をまずやっぱり保護せなきゃいかんというふうなことからこういうふうな話になったわけですよ。先進国、日本もそうだと思います、その中で単純に当てはめるようなのはどうかと思っております。

次に、性的少数者の保護の件ですが、いわゆる性的志向に対してどうこう言うわけではありませんけども、同性愛を保護するという条例を制定した、ご存じと思いますがカリフォルニア州、ここには同性愛者が大挙して押しかけて、たまり場になっているという現実があるということだけちょっと申し述べておきます。

また、次に事業者の責務規程ですが、先ほどちょっとお答えあったのですかね、これ不況で地場産業大変苦しい中ですね、新たに義務を課して経営を縛っていくのは適当じゃないんじゃないかと。また、審議会ではですね、各行政区の区長以下、役員の男女比、区長は男ばかりでいかんとかですね、役員のうち何人はとかですね、また隣組長の男女比まで非常に問題にされてるみたいですが、ここ辺まで大体言うものかなと、私自身は思います。非常にいろいろ、隣組長さんでも名前は世帯主、これも言ったらいかんのですかね、男性で、実際いろんなとこ出ていくのはその奥さんという形になると思うんですけど、こういうふうな社会的な慣習、歴史があって、今までいろんなことで納得の上ででき上がったようなものに対して、こういうところでこうしてまだこんなのを答申してというて、議論してということなのかなというふうな疑問を持っております。

次ですね、これちょっとお答えをいただきたいんですが、クオータ制のことですね。平成14年11月12日の参議院内閣委員会で、当時の福田内閣官房長官は、男女共同参画社会基本法は、結果の平等を求めているのか、条件の平等を求めているかとの問いに対し、男女が均等に政治的、文化的、また社会的な利益を享受することができ、そして男女ともに責任を負うべき社会を形成することが男女共同参画社会基本法の目的である。その目標を達成するために、いろいろな機会を確保することによって、男女が参画しやすい環境を整備することが大事だと考えていると答えられています。まさにもう、これは機会の平等だということを言っております

ね。この辺は確認したいんですが、どのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まずクオータっていう部分は、これは分割というかですね、分けるという意味で、審議会の委員がどちらかの性に偏らないように、あらかじめ割合を割りつけておくということで、先ほど説明しておりました本市の男女共同参画審議会では、片方の性が40%未満であってはならないというふうに規定してるわけですね。それで、男性が7、女性が6の審議会構成になっております。

それで、今そうした部分で審議会等の委員における女性の割合が非常に、太宰府市全体を見ても低うございますので、35%を目標にしてるわけでございます。市の方針としましてはですね。男女の社会的格差が現実として、この機会を平等に利用することが困難であれば、一定数を割りつけて、実質上のおっしゃってるような機会の平等を達成する方法を論議されているというふうに私どもは理解をしております。その結果等につきましては、また出てまいりました答申を十分に参酌しまして、どういう形がいいのかという部分についてはまた再度内部で詰めたというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 心配しておりますのは、いわゆるアクティブアクションですね、強制措置などこういうものが組み合わされたりしてですね、助成金もらいようところはこだけちゃんを選出しろ、そうじゃないと助成金やらんぞとかですね、先ほども言いましたけども、社員の何%がどうじゃなかったら入札入れさせんぞ、指名業者外すぞとかですね、いろんなこと考えられるわけです。その辺は慎重に議論していくべきだと考えております。

続きまして、苦情処理機関のことですが、これはもう私がもう審議会に出て直接聞いたことですが、ルミナスですね、女性センタールミナス、あそこは去年名称変更したばかりですよ。ややこしい手続をして条例改正したばかりですが、さらに条例をつくって名称を変更し、市とは独立した第三者機関として苦情処理機関にするという議論をされてるんです。だから、そのことが、議論がいかんというわけじゃないですけども、この中には議会も執行部も全然見えてこないわけです。ええって。極端な話、自分たちでこんな条例つくって議会にかけていかんのかとか、そこまで話をされてるわけですよ。

それで、こういうふうな議論の進め方でいいのかなあというふうに強く思うわけです。ぜひその辺はですね、適正な指導を期待したいと思っております。

最後に市長にお聞きしたいんですが、もう簡単に結構でございます。この男女共同参画ということですね。いいことだと思います。こことジェンダーフリー、ジェンダーについてお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） この男女共同参画プラン、また条例の制定等ございますが、男女平等のため

の意識の改革、それが大きな目標でございまして、今言われたジェンダーフリーの用語の解釈等につきましては、ただいま部長が申したとおりの解釈で今後進めておるところでございまして、要するにこれは男女共同、また市民の共通理解に立った男女共同プランを市民の皆さんが理解していただく、そういう意味でのPR等については十分意を用いていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 私もですね、8月に中間答申、12月に答申出まして、来年の3月ぐらいに条例案提出というふうなことから、今ここですべてをですね、追及したり回答を求めるといような気持ちはございません。今から我々もともに考えながらですね、進めていくべきだと思っております。

最後にですね、市が去年の3月に男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査を行われました。ここからアンケートの自由意見、たくさんあるんですが、その中1つだけ紹介して終わりたいと思います。

「男女平等は社会の中で当然のことだと思います。そのために市がいろいろなところで援助したりすることは望ましいと思います。ただ、身体的にやはり性差はあると思うのです。すべてが男女平等とは思ってはいません。女は子どもを産むという身体の仕組みになっているし、子育てをすべて父親に任せられるものではないと思います。男らしさ、女らしさという言葉は余りよくないとされていますが、私は今の世の中それが必要ではないかと思います。若い女の子の立ち居振る舞い、言葉を聞くと驚かされるばかりです。男女の身体の違いがある限り、すべてがすべて平等になるというのは違うような気がするのです。」40代の女性の方です。

以上で質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで16時50分まで休憩いたします。

休憩 午後4時35分

~~~~~

再開 午後4時50分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認め、終了まで延長します。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 長時間にわたり熱心に一般質問が行われておりますが、最後になりま

したので、もう少し時間をいただきたいと思います。

初めに、中学校給食について、今日まで私は再三質問をいたしてきました。現在では議会に太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会が設置され、熱心かつ慎重に審査と調査をいただいております。中間報告では、中学校給食を市民要望で実施した春日市や、神奈川県相模原市まで先進地の調査をいただいております。

また、財政問題もありますが、教育環境改善の立場でどのように太宰府市に中学校給食を導入するのが適当なのか、保護者や生徒の要望、費用負担の問題、給食メニューや今後の施設などあり、特別委員会は市民の意見やニーズを広く聞きたいと、中学生が健康で充実した学校生活を送るために、早期導入に向けてのアンケート実施を教育委員会や行政をお願いをしたと聞いております。教育長や市長は中学校給食実施について特別委員会の考え方もありますが、どのような考え、方針を持っているか回答をいただきたいと思います。

また、特別委員会から要望がっておりますアンケート実施に対し、行う場合の対象や項目は事前に特別委員会、議会と協議するのか、回答いただきたいと思います。

次に、無認可保育所の補助支援について質問いたします。

今年4月より消費税法の改悪で、免税店が1,000万円に引き下げられましたので、無認可保育所の保育料に消費税が課税されることになりました。児童福祉法に基づき、保育所や学童保育所、公共施設の一時利用の保育料は非課税になっているのに、無認可保育所を利用する場合は保育料に消費税を課税とするというのは、税負担の公平性及び無認可保育所の社会的、地域的役割から見ても税制度の不公平であり、保護者、事業者への新たな消費税負担は深刻な問題です。

平成11年度には、国は少子化対策臨時特例交付金として、太宰府市の無認可保育所に455万8,000円を交付要綱に基づき補助しておりますので、市は児童福祉法の観点から、無認可保育所を補助的保育施設と認め、保育料の非課税扱いや固定資産税の免除、施設運営助成金制度を児童福祉法第35条第4項の規定に準じる条例規則を設けることを検討いただきたい。特に、児童福祉法第2条では、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとしておりますので、ご回答ください。回答についての質疑は自席で行います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 教育長、市長の答弁となっておりますが、私の方から先にご答弁を申し上げます。

初めに、1点目の「市長・教育委員会の中学校給食の実施方針は」についてでございますけれども、中学校給食につきましては、今まで学校時制の問題や、教職員の共通理解などの関係から、中学校給食の実施は困難であるが、近隣市町の状況を見守りたいと答えてまいりました。今回、市長・教育委員会の中学校給食の実施方針はということでございますが、教育委員会といたしましては、現状におきましても学校時制の問題や教育課程上の問題、施設面などが

ら中学校給食の実施は難しいと考えております。

しかしながら、市議会に設置されました太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会などの状況もあり、今後教育委員会といたしましても、中学校給食の実施の方針について検討を行ってまいります。

次に、2点目の議会特別委員会の審議内容と結果に対し、行政の対応と方針についてご答弁を申し上げます。

昨年9月、市議会に設置されました太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会で、現在審議がなされております中学校給食につきましては、特別委員会から審議結果の内容が示されたときに、教育委員会といたしましてもその内容等を見きわめさせていただきながら、今後の検討事項、参考とさせていただき考えでございます。

次に、3点目の行政実施のアンケートの内容についてご答弁申し上げます。

中学校給食に関しますアンケート内容の状況につきましては、他市町で実施されました中学校給食に関するアンケート調査の内容や関係資料を取り寄せているところでございます。

ご質問の行政実施、アンケート内容につきましては、現時点ではアンケートの実施及び内容についての内部協議までには至っておりません。教育委員会といたしましても懸案事項でございますので、特別委員会の審議結果や現在取り寄せております他市町の資料などを参考にしながら、アンケートの内容について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今の答弁を聞いておりますとね、どちらなんですか。実施は難しいという立場をとってきたと。議会に特別委員会ができて、今審議をしてるから、検討はしなきゃいかんけど、参考にするといい、何かあやふやな答弁なんですよ。そして、具体的にはまだ何もしてないということですが、教育委員会という、大変教育長さんはじめ教育委員がおられるわけですが、議会の中でこういう内容が審議をされて、やはり審議の中間報告を見ると、子どもたちのために議会はぜひ中学校給食を何らかの形で始めてほしいと。そのために4回にわたって審議し、中間報告を行ったんですよ。それは、教育委員会はそれを受けとめてないのか。参考にするとかといういいことは、議会の審議を無視するということになるわけですが、だからあの中間報告を見ると、施設でどうするのか、いろいろ問題点は、あれだけ熱心かつ審議していただいて、春日市や神奈川県相模原市まで行政視察してやってるわけですが、教育委員会として議会の審議内容にも参加していただいているわけですが、教育委員会の議題にものせてないと。アンケートも取り寄せて内部協議をしてるといっては全く議会の審議内容に対して取り組んでないということに受けとめたんですが、どうなんですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 特別委員会の審議の状況につきましては、先ほど申しあげましたように

中学校給食の実施の方針について今後検討を行ってまいりますという答弁をいたしております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そいじゃあ、部長でも教育長でも構いませんが、特別委員会が実施するという決定を出したら、それに従うということですか。検討というのとですね、早う言えば参考とするというのと違いますが、議会の特別委員会が実施しなさいと出したときには、それに従うのか検討するのかと大きな違いがあると思う。いつも、私も長い議員活動しておりますとね、前向きに慎重に検討させていただきますと、検討した結果ご期待に沿えませんでしたというのがこの二十何年間の答弁なんですよね。そういうと、また何かさっきみたいなジェンダーフリーになるかもしれませんが、大体どっちなんですか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 部長の答弁と重なるようでございますが、なかなか難しい状況にあると。

それから、他市町の様子を見ようというところまでが今までの認識でございました。先ほど議会からも出ておりますが、部長の方も検討するというを言っております。内容につきましては、近隣市町を含めまして、中学校給食についていろんな方式が大分出たんじゃないかというふうに感じております。そういうふうなことでですね、私どもがいろいろ困難性を感じていたこと、費用を含めてですねそういうふうなのが、どういう状況にあるのかということをし少し精査していきたいということを考えておるということでございます。

最終的にですね、どういう方向に進めるかについては、アンケートの結果とか、またそういうことを含めながら、市長部局とも十分話をして進めてまいりたいと思っております。

なお、議会の方がこうしたら教育委員会はするのかというご質問でございますが、議会の方が言われたとおりにするにしろ、またそうでないにしろ、教育委員会の方で主体的に判断したい、その結果が全く議会と重なるということもあろうし、少しずれたり、大きくずれたりというようなこともあるやもしれませんが、判断としては教育委員会がいたしたいというふう考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変、前原市で、市長さんと教育委員会と論争して、市長さんは直営でいきたい、教育委員会は共同調理方式ということで県にあっせんまでお願いしようかと言ったんですが、調整が何か教育委員会と話したいということですが、今給食代というのは、当然やっぱり父母が負担するわけですよね。それと同時に、教育委員会が、議会がどういう結論出そうとも教育委員会の権限というけど、財政問題、あなた方持たないんですよ、現実のところ、何するにしてもね。やっぱり市長の方に財政的な裏づけをしてもらわないとできないという問題があるわけですが、教育委員会としてやはり今議会の特別委員会、この、この中におられる10人が特別委員会に入って、中学校給食問題や少子・高齢化問題を慎重に審議していただいています。ほかの半分がまちづくりのための特別委員会に入って、やはりまちづくりをどう

するかということをやっているわけですが、教育委員会もこの問題を特別委員会とあわせて、やはり論議する必要があるんじゃないですか、議題に上げるというか。それが上がってないところに問題があるんですよ。もう1年、特別委員会ができてなるんですよ。だから、やはり教育委員会としてこの中学校給食、議会の特別委員会と歩調を合わせながら審議をしていく責任があると思うんですが、教育委員会として議題として上げる、このことはどうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 教育委員会に中学校給食について議題に上がってないということでございますけれども、教育委員会開催ごとに議会の報告をしております、特に一般質問につきましてはその都度報告をしておりますので、委員間で直接議論はされておられませんけれども、報告は行っておるとい状況でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 私の前に委員長、小柳道枝委員長がおられまして、この特別委員会の中間報告ですね、具体的に出されておるわけですが、こういう文書が教育委員に渡ってるんですか。この中間報告文書は教育委員全員に渡ってるんですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 先ほどもお答えしましたけれども、文書ではございませんで、口頭で報告をいたしております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 特に、特別委員会ではですね、中学校給食の問題や子どもの問題を重点にして、これだけ熱心かつ審査していただいた文書があるわけですから、その報告文書は当然公開された議会で論議されてきてる、その議事録もある。そういうものをやっぱり教育委員に渡していかないと、ただ議会在がどんな審議をしてどういう状況なのかかわからないままにね、教育委員会というのはやっぱり進まないと思いますよ。だから、やはりこれだけの慎重な審議をしていって問題は教育委員にぴしっと報告をして、資料配付をしたという部分をしないと、あなた方は議会の審議を軽視してるというふうに受け取れますよ。

それと、アンケートを今、他市のアンケート、資料を取り寄せているとか、そして内部協議してないってことですが、事務局だけが取り寄せて、そして教育委員会が知らない。そして、まだ内部協議はしてないからと特別委員会に言ったら特別委員会がどうしよう、アンケートとろうかって言ったときに、行政側がぜひとらせてくださいと言ったんじゃないですか。議会がとると言うたのを、あなた方がぜひ実施しましょうと言ったんじゃないですか。どちらですか、そこは。ここちようど小柳委員長もおられるし、ここ10名の委員がおられますが、アンケートは議会がとろうと言うたのか、あなた方がかわってとってやろうと言ったのか、そのためにアンケートを取り寄せてるということになるわけですが、どちらですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） その当時のことはちょっと不明でございます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） よろしいでしょうか。

特別委員会の方でアンケートの実施をされるという話がございまして、しかしながら実際に、作業という言葉が適当かどうかわかりませんが、作業するとなると議会事務局等ではいろいろ困難性もあるんじゃないだろうかというようなことで、いろいろ話し合いしました結果、教育委員会の方で実施しようということになったというふうにとらえております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） それではですね、もうあれから3月にこの中間報告があって、3か月近くたってきてるわけですが、ある一定、やっぱり草案的なものも、明日特別委員会開かれるわけですが、ある一定、あなた方が3か月の間どこどこの自治体のアンケートを取り寄せておりますとか、どういう状況で小学校7校の部分にどのくらいぐらいとか、中学校の状況をどうするのか、アンケートの数だとか内容だとかっていうのをある一定出す必要があると思うんですよ。そのために議会というのは設置された特別委員会ですから、やっぱりそういうものを指摘されないと、現在取り寄せて、どういう内容を特別委員会に出すかという内部協議もしてないというのはちょっと問題があるんじゃないですか。

だから、もう少しちょっときちっとしたですね、対応をしていただきたいと思いますが、これだけ特別委員会の内容見て、私もね本当に熱心かつ慎重に審議していただいているなど、子どもたちのためにどうするかと、春日市は弁当給食だし、夜須の方に行くとランチ給食がなされてますし、筑紫野市は共同調理方式でやられますしね、様々な給食がやられてますが、議会としても子どもたちのために本当に、今の家庭環境見ますといろいろ様々あるので、どうするかって形でしてるわけですが、ぜひ教育委員会とも具体的にやっぱりその立場で、あなた方みたいに検討、参考じゃいけませんからね。だから、ぴしっと議会から出されたものについては実施するという立場をとっていただきたいと思うんですが、一番問題は、市長さん、財政的な問題ですね、実施するにしても。給食代1か月2,400円という形でもらうということになってきて、当然その給食代も入ってくるわけですが、子どもたちにパン代って言って1日500円近く渡して20日間で1万円も、早う言えば弁当代、パン代に、かかるとか、少なくとも5,000円も出すというよりも、はっきり言って給食代で済むならば、それなりに大きな負担も軽くなるわけですが、問題は議会が実施方向をぴしっとした結論を出して、教育委員会にお願いする。そうすると、教育委員会が受けとめたとして実施をしたいとすると、市長部局として財政的援助をしなければいけません。今前原市みたいな醜い思いはしてもらいたくはないんですが、その辺市長として議会の特別委員会の方針、教育委員会の方針を財政的に受けとめていただくかどうか。そういう部分について市長から回答いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま、中学校の学校給食の問題でございまして、今までずっといろいろ特別委員会等の中間報告、審議が行われておりますし、教育委員会なり他市の状況等の調査把

握はしておるとっております。

したがって、中学給食の他市の状況等を見ましても、直営方式なのか民間委託なのか、あるいは弁当方式なのか、ミルク給食プラスアルファなのか、いろいろ手法があると思いますが、これは教育委員会が給食実施について時数の問題、教育上の問題、もろもろあると思いますが、それは教育委員会の判断を求めたいと思うし、教育委員会の方針も聞きたいと思っております。実施の方向等につきましては、議会等の意見等もございますので、十分そういうことと受けて立つ財政問題、どの程度の費用がかかるのか等々、あるいはPTA負担等の問題も出てきますが、そこらを総合的に判断したいと思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ぜひ特別委員会には市長部局や教育委員会も、部局も入って委員会の審議内容見ていただいているわけですから、やはりそういう状況の中で、私ども太宰府もやはり生徒ですね、小学校6年生までは児童として給食があり、中学校に入って生徒として、今牛乳の補助的な給食だけですが、この近隣も中学校給食を実施の段階に向かっておってですね、4市の中で2市がして、2市がしてないと。全国的には50%以上が中学校給食を行っている実態があるわけですから、ぜひその辺は早くできればアンケート、どんなふうにするのか、内容も含めて明らかにしていただきたいと思っております。改めてまたこの問題についてはお聞きしたいと思います。

じゃあ次ですね、できればあと15分か半ぐらいで終わろうと思っておりますので、簡単明確に回答ください。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 「無認可保育所に補助支援を」につきましてご回答申し上げます。

本市には現在6か所の認可外保育所があり、約130人の児童が入所しているところでございます。この認可外保育所が待機児童解消の役割を担っていただいているのは事実であり、そこに通っている児童も将来を担う大事な宝でございます。

ご要望の認可外保育所を児童福祉法第35条第4項の規定に準ずる施設として、市で規定することにつきましては、助成金等を支出する根拠としては何らかの基準が必要であると考えられます。条例制定については困難性があると考えます。

また、消費税非課税の対象になる施設等は、保育所だけにとどまらないことも考えられます。

議員のご指摘のとおり、国の平成12年度少子化対策特例交付要綱に基づく交付金により、認可外保育所にも備品購入等の補助をいたした経緯がございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 私の言ってる内容は理解できると思うんですね。私もまず国税局に

行きました。国税局の職員が、具体的に何らかの方法はないかっていうことではいるいる国税局、2名の職員がいろいろ法律上の解釈をしてくれてですね、たったこの今の児童福祉法の2字ですね、「規定」という。この規定で、早う言えば無認可保育所は規定がないために免除にならないと。法律の欠陥ですというふうにまで言い切りましたね。県の児童課に行きまして、こういう状況でやってる中で、やはり一方ではこんな矛盾があるがどうするのかと。保育料月額6万円で、早う言えば5%。そうすると、年間3万6,000円も消費税がかかると。同じ学童保育所に入れても公立の保育所に、認可保育所に入れても消費税はかからなくて、公費は投入されると。あらゆる部分でやってるのに、認可外保育所は本当に何の補助もない。平成11年に一度だけあったわけですが、今度子どもたちにそんな税金を、消費税を子どもに、仕入れがないんですよ、現実に。商売しとれば物を売った、仕入れたと言えばそれは差し引きできるわけですが、はっきり言うて、預かった保育料6万円の、そのまま消費税がかかる、支出が。こんな矛盾が今法律上に出てきたわけですが、私が言いたいのは、それと無認可保育所に何か所か行きました。そしたら、もう本当批判を受けました。ゼロ歳、1歳児が保育所に入れなかったといううちの保育所に預かってくださいと言ってましたと。公立認可の保育所が預かれないうこととでうちで預かったんですよと。そのときに、市は申込書は出しといてくださいと。こういう形で申込書は受け付けてる。入れない。無認可に入れた。そして、無認可としても経営やっていかなきゃいけません、途中であきましたからというてその無認可の子どもを、早う言えば認可保育所に入れるということは、認可保育所も大変でしょうけど、行政側が無認可をつぶす役割をしてるとかも言われたんですね。本当ですよそりゃ。あなた方保育所の申請出されてですよ、ゼロ歳、1歳児というのはもうどこの保育所も枠が少ないですから、無認可保育所に預けてくださいと。ただし、あいたらいつでも受け入れますからと言われるが、はっきり言うてお客を取り上げる行政と、こう言われてるんですね。

その上に税金は払わされる、固定資産税も払ってる。私たちには何の補助もない。その上、税金を払えと言うんですかとまで、こう言われたんですね。本当そのとおりですよ。だから、できれば条例上に何らかの形で、今東京都と横浜市が新聞ですか、余り新聞記事を参考にするのはよくないと思うんですが、これは6月7日の西日本新聞に大変保育問題具体的に載りましたね。そうすると、今東京都と横浜市がそういう認証保育所と横浜保育室という形で無認可の保育所に補助を出してるという部分がわかりましたが、太宰府市もやはり何らかの形、太宰府市に貢献していただいている状況がありますので、固定資産税を免除するとか、施設遊具に対する補助をするとか、児童福祉法のやはり35条の4項の規定に準じる保育所と認証するというような条例をつくれればですね、はっきり言うて消費税を払わないで済むんじゃないかと、こういうふう考えておるわけですが、その辺あなた方は東京都や横浜市、全国にいるんな形でやはり保育行政に協力いただいている無認可保育所、児童数の多いところでは50名も入所をされてますが、何か考える気持ちがないのかどうか、その辺はどうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 多くの認可外保育所が児童福祉のためにいろいろとご努力いただいていることは重々承知しているところでございます。また、消費税が改正になりまして、認可外保育所にも消費税が、課税売上高が1,000万円以上の場合かかってくるということも承知しております。この分につきましても、昨年、そして今年と国会等におきましてもいろいろな質疑が出、論議がされ、そしてその中で税の公平性、あるいは認可外保育所の規制緩和、そういったところも検討されてるというふう聞いております。

そういったところの推移も見守りながらと思いますが、私どもの方といたしましても、福祉部部局、それから税につきましてもまた税担当の方との内部的な所管部局との協議等も必要であらうかと思っておりますので、その辺今後の研究とさせていただきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） だから、研究というのはね、もう必ず研究しますとか、前向きに、慎重に、大きな課題としますとか、こういう状況じゃね、一番子どもを預かっていただいているところに、早う言えば消費税がかかるということについては問題点もあるわけですから、公立であろうと認可保育所であろうと、大変な公費が投入されてるわけですよ。それを、補完的な役割を果たしてるところには、何らかの形で行政側がやるのが、やはりいいんじゃないですか。逆に公立の保育所、それから認可の保育所には、はっきり言って父母会に10万円も父母活動費、子どもたちのために結構補助金も出してるでしょう。これは法律上の根拠のないのを出してるんですよ。南保育所については100万円以上のお金も出してますが、だからそういう部分についてですね、やってるわけですが、ある一定、固定資産税を免除するとか、子どもの遊具の設置をするとかという、この前平成11年は一時的な短期の交付基準というものをつくったわけですが、あなた方は条例だとか規則とか要項とか、いろんな権限を持ってるわけですから、そこを行使すればいいことですよ。そういうものはやっぱり内部検討していただきたいと。

それからもう一点、こういう質問をしてる途中に、国が免除するという方針出したんです。直ちに地方自治体は無認可保育所の免除規定をつくらなきゃいけないんですよ。どういふふうな方向になるかですね。やはり、全国的にもこういう無認可保育所が、はっきり言って25万人の児童を受け入れてると。そこにやはり消費税を負担させるのは問題だということで財務省と協議が始まって、できれば今年の8月に指針を出したいという方針が出ました。

そうすると、地方自治体としては何か、条例か何かつくりたいとね、どこが無認可なのか、認可なのかわからないのもありますが、これにも対応せざるを得ないと思うんですよ。私が質問したいと思ってるいろいろしてるときに、そういう方針が出ましたのでね。だから、そういう対応をしていただくということと、消費税の実施については、今年の4月からはされましたけど、前年の課税売上高が1,000万円を超えてる事業者が今年じゅうに届け出をし、来年の、早う言えば実施の段階から消費税を納付するという制度になってますので、ぜひひとつ何らか

の形で優遇措置をとっていただくことを、それから法律を、国はどのような形で、財務省、厚生省あたりが出してくるかわかりませんが、これに直ちに対応していただいて、来年の4月1日の実施には消費税がかからないような対応をとっていただくことをお願いしますが、その辺いでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） はい、ただいまの国の免除規程、こういったもの十分踏まえまして、新たな条例制定、そういったものに向けて進んでいきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） それから、やはり部長、次長ですね。いろんな福祉の分野、広いと思うんですが、私も県の児童課に行ってね、残念だったのは、担当の課長補佐が知らないんですよ、この内容をね。びっくりしました、私。やはり、国に問い合わせてくださいと。こういう状況だったんですが、できれば担当課としてはですね、県に、こういう同じ児童福祉法に基づく立入調査権を持ってるんですよ、県は。

それからもう一つはですね、県は早よ言えば、子どもを預かる施設として健康診断を強制してるんですよ。市は職員の健康診断は公費で持ってる。無認可保育所の健康診断は、早よ言えば事業者の、無認可の保育所の費用でやってるんです。県は、口は出す、金は出さない。これ現実でしょう。だから、無認可保育所については何もかも事業主とか父母に負担をさせざるを得ない。だから、そういう問題もあるわけですから、口も出した上に健康診断まで要求されてる、こういう状況もあってですね、無認可保育所に対するやはり援助を、条例とかそういうものもぜひ検討してほしいと思うんですよ。

最後になりますが、市長、今実情はですね、本当にこの太宰府市に無認可保育所は大変たくさんありますが、太宰府市の保育所の児童を、特にゼロ歳、1歳、2歳が受け入れられないものを受け入れていただいて、努力をしよるわけですが、やはり消費税を今、何とか国がかからないように、8月をめどに指針を出すそうですが、ある一定、公立の7か所、認可保育所含めてですが、一方では父母活動費10万円出したりしてますが、ある一定そういう補助的な役割をしてるところに対する固定資産税の免除か、遊具の設置とか父母会活動費としての10万円を出してる部分も、ある一定の無認可にもう少しは検討する余地があると思うんですよ。認可保育所、公立保育所がもう至れり尽くせり。一方ではその補完的役割をしてる無認可には何もしないというのは、ちょっと検討する余地があると思いますが、その辺どうでしょうか。最後にあと3分ありますので市長に。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 保育所の設置の問題でございますけれども、ご承知のように、待機児童ゼロ対策というのが大きな課題で取り組んでおるところでございますが、今申されました無認可保育所の非課税の問題等については、今聞いたんですが、国の方でも措置を考えてるということでございます。したがって、我々も保育所の設置基準等につきましての規制の緩和等は

常々要望しておるところでございますが、児童保育の全般的な今後の待機児童ゼロを含めた対策につきましては、市長会等でもいろいろ議論があつておるところでございます。

今後とも市町村独自の問題につきましては、これは別途の考えでございまして、国の施策を要するもの、国の規制を改正すべきものにつきましては、今後とも他の市町村とも十分連絡を取り合いながら要望してまいりたいと思います。

なお、市の対策につきましては、子育て対策、この大きな事業の枠の中でどういうものができる等を含めて、今いろいろな形で市民の皆さんの声をお聞きいたしておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ぜひ、大変無認可保育所についてもですね、公立と同じようにやるところもありますし、様々な無認可の保育所もありますが、やはりそれなりに内部検討、特に少子・高齢化の中で、子どもたちにどう21世紀を担ってもらおうかという中で、多くの格差があるということがわかりまして、大変矛盾も出てきておりますので、できればどのようにしていくのかも内部検討していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は明日6月15日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

お疲れさんでございました。

散会 午後5時29分

~~~~~

1 議 事 日 程 (4 日 目)

[平成16年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成16年6月15日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	橋本 健 (4)	<p>1. 学校教育(小学校)について</p> <p>(1) 犯罪が低年齢化しているが、学校現場での道徳教育について、どういった内容でどういう指導をされているのか、その実情を伺う。</p> <p>(2) 太宰府には由緒ある文化財や遺跡が数多く存在しているが、古都大宰府の由来や当時の暮らしぶりなど、大宰府の歴史をしっかりと認識し、郷土愛を育むよう小学6年生向けの郷土史(テキスト)を編集し、総合学習に導入していただきたい。</p> <p>2. 地域コミュニティづくりPart</p> <p>昨年12月議会にて取りあげた地域コミュニティづくりについて、各小学校ゾーン別の進捗状況と推進上の問題点を問う。</p>
2	山路 一 恵 (11)	<p>1. 児童虐待防止策について</p> <p>(1) 現状について(実態と市の対応)</p> <p>(2) マニュアル作成と体制について</p> <p>2. 開かれた市政、情報公開について</p> <p>(1) 審議会の公開を条例や規則で明確に</p> <p>(2) 市長出前トークの実施を求める</p> <p>(3) 外郭団体、市の補助金交付団体等も公開の対象に</p>

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井 智鶴枝 議員	2番	力丸 義行 議員
3番	後藤 邦晴 議員	4番	橋本 健 議員
5番	中林 宗樹 議員	6番	門田 直樹 議員
7番	不老 光幸 議員	8番	渡邊 美穂 議員
9番	大田 勝義 議員	10番	安部 啓治 議員
11番	山路 一 恵 議員	12番	小柳 道枝 議員
13番	清水 章 一 議員	14番	佐伯 修 議員

15番 安部 陽 議員
17番 福廣 和美 議員
19番 武藤 哲志 議員

16番 田川 武茂 議員
18番 岡部 茂夫 議員
20番 村山 弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(26名)

市長	佐藤 善郎	助役	井上 保廣
収入役	松島 幹彦	教育長	關 敏治
総務部長	平島 鉄信	地域振興部長	石橋 正直
市民生活部長	関岡 勉	健康福祉部長	古川 泰博
建設部長	富田 讓	上下水道部長	永田 克人
教育部長	松永 栄人	監査委員事務局長	花田 勝彦
総務部次長	松田 幸夫	地域振興部次長	三笠 哲生
健康福祉部次長	村尾 昭子	総務課長	松島 健二
秘書広報課長	和田 有司	行政経営課長	宮原 仁
財政課長	井上 義昭	地域振興課長	大藪 勝一
市民課長	藤 幸二郎	子育て支援課長	和田 敏信
保健センター所長	木村 努	建設課長	武藤 三郎
施設課長	轟 満	学校教育課長	花田 正信

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	白石 純一
議事課長	木村 洋
書記	伊藤 剛
書記	満崎 哲也
書記	高田 政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

4番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） 皆様おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問をさせていただきます。

まず1項目めは、小学校における学校教育についてお伺いいたします。

本市には7つの小学校がございますが、現在各小学校では知識偏重の風潮や知識の詰め込みではなく、独自の教育目標に沿ってたくましく生きる力や思いやりの心など、豊かな人間性をはぐくむ心の教育に心血を注いでおられていることと存じます。

また、その具現化を目指し、授業内容の工夫や地域との連携により、昔遊びを通して地域高齢者との交流会と地域の方を招いた授業、さらに国際理解を深めるために韓国、中国との友好的な交流活動など、各校それぞれが創意工夫に努められ、熱意を持って教育の実践に取り組まれておりますことに、ただただ頭の下がる思いであります。

ところで、心の教育が叫ばれて一体何年になるのでしょうか。つい先日、佐世保市立大久保小学校において、絶対あってはならない同級生による殺人事件が起きてしまいましたことは、誠にいかんともしがたく、全国の教育に携わる方々をはじめ、各地方の教育委員会では大変苦慮されていることと存じます。特に長崎県では、昨年7月の男児誘拐殺人事件後、二度と悲惨な事件を起こさないとたく決意され、シンポジウムや県民運動として地域全体で育てる「ココロねっこ運動」の推進などあらゆる手段を尽くし、様々な取り組みを実施させていただきに、なぜまた長崎かというそのショックははかり知れません。

3月議会でも述べましたように、昨年度の14歳未満の強盗並びに殺人などの凶悪犯罪は212人、前年比11.4%で年々低年齢化と凶悪化の傾向にあります。しかし、あらゆる対策を講じて、これといった打開策がないのが現状でありますし、こういった事件は日本全国どこで起きてもおかしくないと言っても過言ではありません。

本市におきましても、学校、家庭、地域が密に連携を図り、深夜徘徊や万引きなど、犯罪がエスカレートしないよう初歩的な段階で非行の芽を摘む努力を払う必要があるのではないのでしょうか。子どもの育成についてはあくまでも家庭が基本で、学校にすべてを期待するのは酷であり、限界があるかと思えます。しかし、事件が起きるたびに、学校では道德教育をしっかりとやっているのかといった発言も時折耳にしますが、小学校6年間の義務教育の成長過程において人間形成の一翼を担っていることも事実であります。

そこでお伺いいたします。

1点目の質問ですが、本市の小学校におきまして道德教育がこういった内容でどんな指導がされているのか、その実情をお聞かせ願いたいと存じます。

次に、第四次総合計画の将来像、「歴史とみどり豊かな文化のまち」の3つの戦略プロジェクトの一つであります「まるごと博物館」構想に沿って、遊歩道や散策道路の整備は着々と実行されていることと存じます。太宰府には天満宮をはじめ政庁跡、観世音寺、戒壇院、光明禅寺、水城跡、大野城跡、岩屋城跡など数々の由緒ある文化財や遺跡が点在しております。また、観光資源としても大変貴重なものであり、太宰府に住む子どもたちに先人の苦労や伝統文化を教える学習の機会が少ないように感じます。

そこで、学校という場で古都大宰府の由来や当時の暮らしの変遷など大宰府の歴史をしっかりと学び、郷土に誇りと愛する心をはぐくむために小学校6年生向けの郷土史、テキストを編集していただき、小学校の総合学習にぜひ導入していただきますようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

さて、2項目めの地域コミュニティづくりPart についての質問に入らせていただきます。昨年12月議会にて取り上げました地域コミュニティづくりであります。その後進みぐあいが大変気になるところでございます。今年度の太宰府市勢要覧によりますと、市民一人ひとりが地域のまちづくりに気軽に参加することができ、運営にも楽しく携われるような仕組みづくりや場づくりを行う。そして、市民によるまちづくりを通して地域への愛着や市民同士の連帯感を醸成するなど地域コミュニティづくりを推進していくとの計画記事が写真入りで紹介されております。確かに日本全体の秩序が乱れている現代において、地域コミュニティは必要不可欠なものかもしれません。これからの時代はそこに住む人、すなわち市民が主体となり、希薄な人と人のきずなを深めていくことが大変貴重であり、重要なことではないでしょうか。

本市におきますコミュニティづくりは、平成13年度から平成17年度までが前期基本計画になっております。今現在、各小学校ゾーン別の進捗状況と、これまでの推進上での問題点についてお聞かせ願いたいと存じます。

以上、2項目につきまして、件名ごとのご答弁をお願いいたします。再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 最初に、佐世保の小学校の事件を触れられましたので、そのことについて

述べ、2点についてお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、佐世保市の小学校における事件についてですけれども、大変痛ましい事件であり、大きな衝撃を受けているというのが事実でございます。各学校におきまして、日々の教育活動の中で子ども同士お互いの立場を尊重するとか命を大切に、そういう心の教育の充実を、また子どもの変化を見逃さないような相談活動の充実、そして保護者、関係団体と協力するなどして一層の取り組みを図る、こういうことを校長会とともに進めていこうというところでございます。

そこで、ご質問の道徳教育の実情についてでございますが、道徳教育につきましては道徳的な心情、判断力、実践意欲など道徳性を養うということを目指して、学校教育活動全般で取り組むというようになっております。

道徳の時間の学習につきましては、その指導内容といたしまして自分自身に関する事、正直に生きる事、整理整頓というようなことを考えていただければいいと思います。また、他人とのかかわり、人を大事にするというようなことが中心になると思います。そういうふうな4つの柱から構成されておまして、それぞれの内容に応じまして各学校で生徒の実態等必要に応じまして具体的に指導計画を作成しているところでございます。

また、教育活動全体を通じましては、各教科等の指導とともに米づくりとかボランティア活動、高齢者との交流、またいろんな体験活動を積極的に取り入れるなどいたしまして、そのほかに読書活動とか、また心のノートの活用等を図るなどして、子どもたちの心の教育の充実、そういうことに取り組んでおるところでございます。

2点目の郷土史のテキストの編集と総合学習への導入についてでございますが、ご指摘のように大宰府の歴史や文化を学ぶなどして郷土愛をはくむということは、教育委員会といたしましても大変重要な大切な事項ととらえておまして、教育施策等にも掲げ推進を図っているところです。各学校におきましても、社会とか理科、学校行事、総合的な学習の時間などを利用して、地域との連携や地域に開かれた学校づくりの面から地域の人材やボランティア等を活用し、具体的には地域の環境を調べる学習や作物を育てる学習、福祉施設への訪問や国際交流、郷土史に関する学習など太宰府市の地域性を生かした学習に取り組んでいるところでございます。

ただ、どのような教育活動を計画するかにつきましては、学習指導要領をもとにしながら、さきに述べた市の施策、また地域の実態、それから各学校の今までの取り組みの成果等、こういうことを加味しながら各学校で校長を中心に作成するものとなされております。そういうことで、総合的な学習の時間の計画については各学校にゆだねているところでございます。

お尋ねの太宰府市の学習テキストにつきましては、現在小学校3、4年生用に社会科副読本を編集しております。こういうものでございます。「私たちの太宰府」、小学校3、4年生用というのがございます。

ご指摘の総合学習につきましては、総合学習に示されているといひましようか、例示とされているものは国際理解とか福祉、環境、また子どもの興味、関心に合った内容、地域の実態というように、非常に多岐な内容が示されておりますことと、総合学習の時間は見たり、聞いたり、調べたりする力とか、物をまとめる力とか、また発表する力、こういうことを育成するのが主たるねらいであって、知識とかということを身につけるというのは副次的な内容というふうにされております。

そういうふうなことから、さきに申しましたように各学校で計画等作成いたしますので、今のところ新しいテキスト等を作成する計画はない状況でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 小学校における道徳教育の内容と指導についてご答弁いただきましたけれども、教材として5、6年生で使う道徳の教科書がここにございます。ページをめくりますと、表題のついた短い物語が35ほど載っております、例えば緑よよみがえれとか、ボールの魔術師ペレ、僕のお姉さん、友の命、こういったものが短い物語で編集されております。ページのそれぞれの物語の最後にですね、考えてみようという2つのテーマについて意見を述べるという学習をされてるように思いますけれども、こういう学習でと理解してよろしいんでしょうか。お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 道徳の時間の指導はですね、おっしゃいますように副読本といひましようか、読み物資料を使った指導が多いのは事実でございます。それ以外に視聴覚とか、また劇をするとか、そのほかいろんな方法を工夫しながらやっておるというのが現状で、特に低学年に当たりますとそういう動作とか、そういうものを多用する傾向があると思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 先ほどのご答弁の中にもありましたように、毎週1時間道徳教育が組まれてるようですが、副教材を使って学ぶという道徳教育もあるというご答弁いただきました。こういった教科書や副読本を使って授業をするということも大変貴重だと思います。昨日、安部陽議員に13日付の西日本新聞永六輔さんの記事を読むようアドバイスをいただきました。記事を読みますと、今学校の給食に「いただきます」とかですね、「ごちそうさま」、こういった言葉がなくなっているという指摘記事が載っております、ちょっと驚きましたけれども、本市においてもこのような現象が起きているのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 詳しくは調べておりませんが、食べ物については、各学校とも行っていると思います。

ちょっと話が長くなりますが、道徳の時間というのは道徳的な心情といひましようか、気持ちとか、そういうふうなのを養うというのが中心でございます。

それから、先ほど出ましたように給食とかというような具体的な場面では、道徳的实践といっておりますけど、道徳的に行い方を指導するというのが中心になっておる、ちょっとニュアンスが違いますけど、そういうことをねらいとしながら行っているということでございます。

だから、例えば教科の時間につきましても、例えばお話をよく聞かないときにはやっぱり先生の話をお聞きしますよというのは、やはり一つの道徳的な実践の一分野にも入るかと思えます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） わかりました。やっぱり道徳実践ということをですね、重きに置いていただきまして、今後も指導していただくようお願いいたします。

日本人は礼儀正しさを人間性を判断するところがあります。「おはようございます」とか「こんにちは」をはじめ、「いただきます」「ごちそうさま」「ありがとうございます」など、人としてのですね、やはり礼儀作法は家庭、学校も含めましてしっかりと徹底していただきたいと存じます。

最後に、嫌なことをお聞きしますが、他市においていじめや不登校、校内暴力、それから学級崩壊など難題を抱えてる学校もあるようですが、本市ではそのような報告は上がってますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 最初に、他市で起こっているような現象といいましょうか、状況は本市でも起こる可能性があるというように私自身はとらえて、また校長先生方にも他市で、例えば新聞なんか出たときに、じゃ、自分の学校の状況はどうかとか、自分だったらどう対応するかとか、そんなふうにとらえて読んでほしいというふうに話をしております。

それから、学級崩壊等については報告を受けておりませんが、いじめとか、また不登校については報告を受けております。それで、校長を中心にその担任の先生一人にゆだねるのではなくて、学校全体で取り組むように、それから情報がどこまで公開できるか、子どもの問題もありますので、公開できる範囲内で保護者ともこういう事例があるということで連携するようというふうに話しております。

つけ加えますと、私は特に子どもたちは加害、被害という言葉が適切かどうか分かりませんが、加害者になっても大変ですし、被害者になっても大変だというふうに思っております。ですから、全然ないということはないと思えますけれど、早く情報をキャッチして細かいうちといたしますかね、そういうときに対応できるように、ぜひ子どもたちの状況の把握に努力してほしいということをお願いしているところでございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 日本全国ですね、やはり病んでる子、心が病んでる子が非常に多いんです。佐世保の事件を契機に、今後小学校においてもカウンセリングが必要になってくるかもわかりませんが、一人の人間として絶対やってはならないこと、すなわち殺人はもとよりいじめ、万引き、窃盗、恐喝など現場の先生方が口酸っぱく徹底指導していただきますよう要望い

たします。さらに、道徳教育を充実させ、子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、お互いが助け合う心を培ってほしいと思っております。

本市のですね、教育要覧を拝見いたしますと、小学校では将来社会人としての資質を高め、心身ともに健康で個性豊かな子どもをはぐくむといった教育目標を掲げておられます。また、各教科において、例えば理科など、自然の崇高さや動植物の命に対し敬意を払い、大切にすることを育てるといった道徳的な教えも盛り込まれているようです。さらに、遠足や修学旅行、運動会など集団行事の中でルールや協力し合う心を養い、人間としてよりよい生き方や相手を思いやる心をはぐくむといった精いっぱい努力をされていることと存じます。それだけに、今回の事件でカッターナイフによる縦10cm、横10cmの深い傷を負わせてしまった殺人事件は、学校関係者、特に現場の先生方は大変ショックだったろうと思います。

冒頭でも述べましたように、学校では限界があり、家庭における幼少期からの親とのかかわりとしつけの積み重ねが左右するのではないのでしょうか。この事件により衝撃が走り、全国に波紋を投げかけましたが、各都道府県におきましては緊急臨時校長会、また長崎県では全小・中学生約14万人を対象に個別相談の実施と安全管理マニュアルの再徹底、そしてパソコン活用の反省から使用ルールを教える再教育など、その対応に大わらわであります。緊急の応急処置も大切なことですが、今後二度と小学生による殺人事件を起こさないために、これから将来にわたっての予防対策を講じることが最も肝要なことではないのでしょうか。その具体策につきましては、次の議会の青少年健全育成 Part で述べさせていただきます。

2点目に入らせていただきます。2点目の小学校における郷土史の件ですけれども、現実的には大変厳しいというご答弁をいただきました。3、4年生で社会科副読本があるのも私も承知しておりますが、これは水を大切にしようとか、そういった形の施設を見学すると、こういったふうになっておりまして、歴史だけを扱った教材ってというのがないということで今回提案をさせていただきました。

また、確かに各学校ともそれぞれ単発ではありますが、史跡めぐりやふれあい館での遺跡の見学による学習を実施されているようです。総合学習としてほかにどんな取り組みがあるか、わかりましたらお教え願いたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 先ほども申しましたように、例えば国際理解教育で外国との交流をしたり、またインターネットその他で交流を図るというようなこととか、それから福祉的なことで、そういう施設に行きながらもう実際に体験してみたりとか、また人権とか環境とか、例を挙げますと、先ほども申されました歴史も含めまして非常に多岐にわたっております。その背景は、さきに申しましたように、内容的な側面よりもいろんな調べるとかというような能力を育てるということを重視されておる関係で、本当に子どもたち自身が興味、関心あるような事柄を選んで自分の課題として学習していると、そういうふうな進め方をしておりますもんですから、非常に多岐にわたっている状況でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） わかりました。

総合学習っていうのはゆとり学習とも言われますが、これ学校の自主性と独自性を出して取り組むというのがねらいというふうに向っております。今回、私が提案させていただきましたテキストの中身に工夫を凝らし、単元化した編集にして必要な単元をその学校で選んでいただく選択性、こういう形にすればよいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 私自身、この総合学習が始まる前っていいですか、その前後ごろ文部省の委託を受けて研究開発というところに体験しておりましたときにもですね、そういう内容的な側面のテキストよりも学習の仕方のテキスト、例えば今の歴史でしたら、歴史について知りたかったらどこに行ったらそういう資料があるよとか、または を訪問したときのあいさつの仕方とか電話のかけ方とか、そういうふうな学習を進める上でどういうことに留意したらいいとかというような、そういうふうな学習の進め方のテキストをつくるのが非常に有意義ではないかと、ただ内容とかというようなことについてやっぱり本人で調べさせる、または本人が行って聞いてくる、またはインターネットでとか、そういうふうなことが大事ではないかというふうに出したわけですが、その考え方っていうのは今も余り変わりませんで、先生方にも資料はどういうところにあるかというようなこととか、どこに行ったら何が見られるというようなことについてはアドバイスできるような能力を持ってほしいけど、それについては子どもが自分で行くとか、訪ねるとかというような活動をしてほしいなというふうに感じているところです。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 今回、こういった要望を出しました理由は、我々新議員の勉強会の中で文化遺跡の発掘現場を実際に見学をいたしました。これは力丸議員の提案でございましたけれども、昨年12月と今年1月に文化財課のご協力を仰ぎ、現場をのぞいてまいりました。山村主査の丁寧な説明に感激しながら、タイムスリップし、当時の人々の暮らしを想像し、大宰府の歴史の重みを肌で実感したわけでございます。そこで、これはぜひ将来ある子どもたちに太宰府のよさを伝え、数々の文化遺跡や伝統文化を継承していく必要があると痛感したからであります。学校教育課、教育委員会、学校現場の先生方、それぞれの立ち場でのご意見も様々あるかとは思いますが、再度提案資料で説明をさせていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、資料をご覧ください。これは私一個人の参考資料でございまして、私が考えたといいますが、それを提案させていただくと、あくまでもこれは教育行政に対する介入ではございませんので、その辺ご理解をいただきまして説明をさせていただきます。

小学生向けの郷土史について。サブタイトルは、歴史を知り、これからの太宰府を考えよう。目的としまして、古都大宰府の由来や当時の人々の暮らしの変遷を学ぶ、歴史探訪で家族の和と友人、知人との連帯感を深める、太宰府を学び郷土に誇りと愛する心をはぐくむ、こう

いった3つの目的を掲げます。あとはどういう形になるかわかりませんが、ひとつ論議をですね、校長会なり教育委員会でも結構ですし、ぜひしていただきまして、できるかできないかは、できたらつくっていただきたいのですが、その辺は教育委員会の方にお任せをしまして、ぜひ論議を尽くしていただきたいと思っております。あとは、説明につきましては、これを一読いただければと思います。省略させていただきます。

2項目めの地域コミュニティづくりについてのご答弁をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） それでは、次に地域コミュニティづくりについてご回答いたします。

最初に進捗状況でございますが、平成15年度は地域コミュニティを推進していくために太宰府市地域コミュニティ推進指針を策定し、まず第一段階としまして区長に本市が進めようとしております地域コミュニティづくりについてご理解いただくために、各小学校区ごとに数回にわたり説明会を開催してまいりました。この区長への説明会を通しまして、行政と地域の関係やコミュニティ連絡協議会と区との関係がわかりにくいなどのご指摘もいただきましたが、地域の人たちが主体性を持ち、知恵を出し合い、協働してその地域に住む一人ひとりが豊かさを感じることができるまちづくりの必要性、地域コミュニティづくりの方向性については一定のご理解をいただけたものと考えております。

次に、推進上の問題点についてでございますが、地域コミュニティづくりは地域にとっても行政にとっても新たな仕組みをつくることであります。それを地域に具体的に発信していくためには、地域と行政の協働連携とは具体的に何なのか、これから行政が地域のために何を担うのか、地域コミュニティづくりの将来ビジョンをもっと明確化する必要があると考えています。

現在7小学校区のうち5小学校区において連絡協議会設立に向けて準備を進めていただいているところであります。本年度は第2段階として、区長はもとより各種委員の方や団体の皆さんにも参画していただきながら、地域コミュニティづくりの必要性や組織づくりについての協議の場を設けていく予定にいたしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 今回はコミュニティづくりの内容ではなく、その取り組みについての質問を幾つかさせていただきたいと思っております。

大変ご苦労があるかと思えます。地域性の違いとかですね、今年区長さんが新しくなられたところもあると聞いておりますので、その説明ですね、数回の説明会をなさったということですが、現在のその説明の対象者っていうのは、今のところ区長さんだけでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） 先ほども申し上げましたように、まずは行政と地域のパイプ役と

いいですか、区長さんに対してこの地域コミュニティづくりについてのご理解を深めていただきたいということで、区長に小学校区ごとにお集まりいただきながら説明を重ねてまいりました。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） そこで区長さん方が自主的に協議開催をされてるとか、そういったゾーンと申しますか、それはございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） 行政からの呼びかけにおいて協議を重ねていておりますけれども、区長におかれましては小学校区単位にそれぞれ情報交換をなされてる小学校区もございしますので、その中ではこのコミュニティづくりについて協議はされてるものと期待をいたしております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） このコミュニティづくりは本来地域住民の自主的な運営が目的であると昨年6月にですね、説明を受けました。今お話を伺っておりますと、まだ行政主導の段階のようですけども、あれから1年を経過いたしました。十分努力はされてると思いますけれども、1年間で変化なり実績っていいですかね、上がっているかどうか、そういうふうに自覚してらっしゃるか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） 先ほども申しましたように、地域の区長さん以外の方々とこのコミュニティづくりについて私どもまだ具体的なお話をしておりません。ただ、このようなコミュニティづくりについては地域の方々の中で自主的に、このコミュニティ協議会とは直接は関係しておりませんが、いろんな子育て支援の部分とか高齢者の部分とか、それから防犯組織の問題とか、いろんなものが取り組まれております。

それで、先ほどもご答弁申し上げましたように、今年度は早くですね、区長さんはもとより、いろんなまちづくりに期待をされてる方あるいは参加を希望されてる方いろいろな方々とひざを交えた協議を持ちたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひ積極的に推進していただきたいと思います。来年の平成17年度が前期基本計画の最終年度になっております。これから各ゾーンごとに協議会の日程を進めていこう計画というものは立てられてるでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） 先ほど7小学校区のうち5小学校区が今準備を進めていただいと申すところだとして報告いたしましたけれども、当然そういう5小学校区については今後の日程、具体的に協議をしてまいっておりますし、それからあと2小学校区についてはいろんな地域的な要件とか、それから地理的な要因もありまして、その残りの2小学校区については私ども一人ひ

とりの行政区をお尋ねしながら、その区が今抱えてある地域づくりについての課題とか、そういう意見交換をしながら進めているところでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 一生懸命努力されてるのはよくわかりましたけれども、なかなか何といえますかね、見えてこないといえますかね、どうなってるんだろうという、私だけじゃないと思うんです、そういうふうに感じてるのはですね。

最後の質問になりますけれども、昨年の12月議会で地域の方が自主的にかつ意欲的に取り組んでいただくよう納期を決めまして、事業計画書あるいは役員構成表、部署開設計画書などの提出をされれば、AかBの判定により補助金を出されたらどうでしょうかといった提案をさせていただきます。今後の進め方としてですね、何か方策をお考えになってますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） この地域コミュニティ推進委員を実効あるものとするために、活動のための支援補助金制度を設けております。

一つには、連絡協議会とっておりますのはそれぞれ小学校ごとのコミュニティの協議会みたいなのをつくっていただくための準備会だろうと思っております。そういう準備会を設立するために、いろいろな勉強なり、いろいろな情報の交換などが必要だと思えます。そのために、その設立に向けた補助として10万円を限度にということ組んでおりますし、それからその中でどのような活動ができるのかという、まさに推進計画を策定をしていただくための費用の補助制度、それから具体的に協議会が立ち上がりまして、自治的な活動、自治会的な活動あるいは親睦的な活動が取り組まれましたら、一つの小学校区を10万円を基本に、あと世帯単位に世帯100円の補助を出しながら、そういう活動の支援をできるようにということで要綱を定めております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 支援策として補助金制度をお考えになっているということで、少し安心をいたしました。がしかし、その支援策ですね、これがあるんだったら思い切って、もう区長会で説明された方が各ゾーンの足並みもそろい、前に進むような気がいたします。と申しますのも、福岡県の推進運動に青少年育成のアンビシャス広場づくりという事業がございます。ご承知と思いますが、この事業今年で打ち切りとなり、先月5月17日が最終締め切りでございました。3月議会の終了後、4月から地域の子どもの居場所づくり、すなわち遊び場づくりのために広場委員、推進委員、ボランティアの方など約50名のスタッフ確保に奔走し、市経由で県のアンビシャス推進室へ計画書類を提出、時期を同じく中林議員もご苦勞の未提出されましたので、高雄区と青葉台区が来月7月の下旬に広場が誕生しそうです。

では、なぜここまで必死になれたか、それは補助金交付が明確にされていたからであります。本市のコミュニティづくりにおきまして、行政側がそういった補助金あるいはその支援

策を明確にしない限り、どんな立派な説明をされても意欲をかき立てることはできませんし、時間がかかり、なかなか進展しないような気がいたします。慎重さも大事ですが、今後コミュニティづくりを進めていく上でむだな労力と手間を省き、早急に支援実施に英断を下していただきますようお願いいたします。

また、支援策の実施に当たっては、区長会で説明されるものと思いますが、区長さんプラス1名、例えばその地域に明るい方とか斬新さを持った方、あるいは自治会役員の方などを加えていただくと議論も活発になるのではないのでしょうか。予算的な問題もございましょうが、総合計画の3つのプロジェクトの一つで大変大きな事業であるだけに、我々はもとより市民の方の関心も高いことと存じます。ご苦労も多く、難解な事業とは思いますが、いつまでに何を目標に、どんな動きをしていくのかといった今後のアクションプラン作成と実現に向け、精いっぱい努力精進していただきますようお願いする次第です。

以上でコミュニティについては終わらせていただきます。

1項目めの小学校における郷土史の件ですけれども、子どもたちの学習の継続によって知識を身につけ、学校からの史跡めぐりや家族との歴史探訪などの体験学習によりまして関心度も高まり、九州国立博物館（仮称）の見学にも拍車がかかるかもしれません。子どもたちからの発信により大人や高齢者が感化され、散策道路や遊歩道の利用も多くなり、活気を呈してくればこの上ない喜びであります。文化ふれあい館での講演会や説明会などにも、こういったテキストを活用されるのも一方法かもわかりません。

今回、小学校における郷土史の件、郷土史の提案をさせていただきましたが、私自身は思い切った150kmのストレートを投げ込んだつもりです。その重さをぜひしっかりと受けとめていただきまして、採用に向け論議賜りますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の一般質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2項目質問をいたします。

まず1つ目に、児童虐待防止策について伺います。

児童虐待やいじめ、体罰、子ども同士の殺傷事件など、痛ましいニュースが連日のように報道されています。耳にするたびに、「どうして周りの大人たちが気づいてあげられなかったのか」、「悩みを打ち明けられる相手がいなかったのか」など、いろいろ考えさせられ、決して私たちの身近なところでそんな悲痛な事件を引き起こしてはならないと、そんな思いを強くしているところです。中でも、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待件数は年々増加の傾向にあることから、本市でも児童虐待を未然に防ぐ対策や虐待が確認された後の親と子どもの心理的ケアなど、自治体で取り組めることはいち早く積極的に行っていくことが必要ではないでし

ようか。

本年4月7日に改正された児童虐待防止法でも、予防及び早期発見、児童の保護と自立支援、保護者への支援などについて国や自治体の責務がより詳しく定められました。法施行の10月1日まであと3か月半しかありませんが、私は法改正を期に太宰府市独自の児童虐待防止マニュアルなども作成をし、あるいは条例化を検討し、現在ある「児童SOSネットワーク」がより機能するような方策をとっていただきたいと思います。

まず、本市の児童虐待の現状をご報告いただいた上で、現在の市の対応と法改正に基づく今後の方向性について執行部のお考えをお聞かせください。

次に、開かれた市政・情報公開について、3点伺います。

まず初めに、審議会等の公開についてお尋ねします。

地方自治体には各種の審議会や委員会、協議会などの附属機関が数多く設置されています。法令、条例により設置されているもののほかに、市長の私的諮問機関として設置要綱により設置されているものもあります。自治体の政策形成や施策に重大な影響を及ぼすこれらの審議会などが住民参加の名のもとに組織されながら、会議の公開、非公開については、市は原則公開としながらも各会長及び会の判断にゆだねるといった消極的なものです。

こうした附属機関で出された意見、勧告、答申、調査結果などが柱となり、政策や施策、条例づくりなどが行われるのですから、市民に対してもっとオープンにしなければならない機関だろうと思いますので、会議の公開、非公開については会の判断にゆだねるといったあいまいなものではなく、公開制度を設け、市民の行政への参加を促していただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

次に、市長による出前トーク実施について、市長のお考えをお聞かせください。

市長が定期的に市民との懇談の機会を持ち、住民の声を直接聞くことで開かれた市政をアピールしている自治体が春日市や佐賀市などをはじめ幾つかあります。こうした自治体では、市長や市政が身近に感じられるようになった、もっと市政に関心を持たなければならないと思ったなど、市政への関心が市民に広がったという効果が出ており、開かれた市政の推進という意味では最も有効な取り組みだというふうに思います。市民の意識の中では、市長は雲の上の人のような遠い存在だと感じている人が少なくありません。こうした場を設けなければ市長と接する機会はまずありません。何より市民は市長が描く太宰府市のビジョンを知りたいと思っています。市長選挙が過去2回無投票であったため、市長の公約を知る機会がなかったという声を選挙後よく耳にいたしました。公約もわからない、お会いしたこともないから顔もわからないという市民がほとんどだろうと思います。そこで、市長がいつも言われる市民が真ん中を実効性あるものにしていただくためにも、市民との懇親の場を設け、開かれた市政を推進して下さるよう要望します。

最後に、外郭団体や市の補助金交付団体等の情報公開について伺います。

情報公開条例第17条では、「市が出資している法人で規則に定めるものに対し、この条例の

趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする」と、情報公開規則によって太宰府市土地開発公社、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団、財団法人太宰府市国際交流協会の3出資法人についての公開を明らかにしていますが、そのほかの社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会や社団法人太宰府市シルバー人材センターについては、情報公開条例の対象範囲には含まれていません。外郭団体と見るのかどうかの判断もあると思いますが、実際には自治体がやる仕事をし、人事の面でも自治体職員が派遣され、自治体と人事交流が盛んに行われているなどの実体があるのですから、市民から見れば公金が支出されているのにその用途について情報公開できないのはおかしいという見方があります。公金支出という点から見れば、市が補助金や助成金を出しているそれ以外の団体についても公開の対象とすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

例えば福岡県香春町の条例には、「町の出資、助成団体とは、町が資本金、基本金、その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している公益法人、株式会社及び有限会社並びに町が年額100万円以上の補助金、助成金、負担金を交付している団体とする」といった条項があります。ここまで情報公開の対象を定めている自治体は全国でもそう多くはないようですが、本市でも情報公開条例第1条に掲げる市民の知る権利を尊重する立場に立つなら、先進地を調査され、もっと市民に開かれた情報公開条例にしていきたいと思います。

以上、答弁については項目ごとをお願いをいたしまして、再質問は自席の方からさせていただきます。

議長（村山弘行議員） ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

~~~~~

再開 午前11時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 児童虐待防止策の現状について、ご回答申し上げます。

近年、児童相談所への虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっているなど、児童虐待に関する問題が深刻化しております。児童虐待の早期発見、早期対応及び児童の適切な保護を行うことが緊急の課題となっております。

当市では、年間約30件の相談事例が発生をいたしております。平成15年度の内容としましては虐待6件、養育放棄15件、虐待の疑い2件、虐待や養育放棄されたことによる非行4件等となっております。これらは市役所への直接の相談や家庭児童相談員への電話によるものなどのほか、保健センターでの検診のときや医師等からの通報、保育所等での子どもの状態などで気づくことで把握をしている状況です。

対応といたしましては、福岡県中央児童相談所、筑紫野警察署、筑紫保健福祉環境事務所、保健センター、家庭児童相談員、民生委員、主任児童委員などの関係機関や関係の委員等と連

携を取りながら、家庭訪問や観察等行ったり、施設への保護を行うなどの処置をいたしております。

対策につきましては、施設等への処置を行うことが目的ではなく、最終的には家庭に戻すこととありますので、児童相談所と連携を取りながら子どもや家庭での状態把握に努めているところです。

通常につきましては、小児科医師、主任児童委員、保健師、家庭児童相談員、補導担当教員、それから子育て支援課職員で構成しております児童SOSネットワーク地域連絡会議を月に1回開催して、情報の交換を行っているところでございます。

次に、太宰府市独自のマニュアル作成と今後の体制について、ご回答申し上げます。

児童虐待の防止等に関する法律が本年4月に改正され、市町村の責務がより明確化されたところでございます。これに先立ち、国は平成15年度次世代育成支援行動計画策定指針の「要保護児童への対応など、きめ細かな取り組みの推進」の中で児童虐待防止対策の充実を掲げております。発生予防や相談支援を子育て支援サービス事業で行うよう、また個々のケースの解決につながるような取り組みなどを例示いたしております。

このことから、今年度に策定する太宰府市次世代育成支援行動計画の中で、児童SOSネットワーク地域連絡会議のあり方や、より実効性のある児童虐待防止策について盛り込むなど検討してまいります。

虐待に関する相談等への対応につきましては、厚生労働省から示されております子ども虐待対応の手引きにより行っておりますが、太宰府市独自のマニュアルにつきましても、今後研究課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 小・中学校の現状、実態等につきましてご答弁申し上げます。

児童・生徒への虐待等の発見は、地域住民からの通報、子どもたちの行動の変化や状態を直接知ることができる教職員の気づきなどであります。通報を受けた後の関係機関の連携や組織的な対応で早期発見、虐待の防止につながるものと考えております。

現状としましては、児童・生徒に対する虐待ではないかと疑われるような事象が出てまいりますと学校長から教育委員会へ通報が入りますので、市長部局と連携して対応することといたしております。

次に、今後の方向性でございますが、教育委員会といたしましては改正されました児童虐待防止法の中で、児童虐待を受けたと思われる児童を通告義務の対象とし、通告義務の範囲が拡大されたことなどを校長会を通じて周知徹底を図り、市長部局とも連携しながら児童虐待の問題発生に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番(山路一恵議員) ただいま児童虐待についての市の対応と学校関係での対応の報告がございましたが、やはり法が改正されてより自治体の責務が具体化されたということで、これから市が取り組みを強化していかなければならない分野としては、一番に発生予防と早期発見、この部分がやはり一番重要だろうというふうに思います。

それで、早期発見しやすい施設としては、先ほど言われたように乳幼児健診などが行われる保健センター、それから小・中学校、幼稚園や保育園などがございますが、そこでまず保健センターの方にお伺いをしたいと思います。

先日いただきました平成15年度の保健事業報告、この冊子をもとにいたしましてお尋ねをいたしますが、保健センターでは母子保健事業として妊婦の相談や乳幼児健診、母親教室や両親教室というのが行われております。発生予防、早期発見の分野では大変大きな役割を担うことになるわけですが、今後の課題としてこの中に挙げておられるものに、乳幼児健診の中では乳幼児健診を受けに来なかった人のフォローや、また今年から2歳半の歯科検診がなくなりました。そのことで1歳6か月から3歳までの健診というのが何もなくなりますので、そういった間のフォローですね、それから両親学級では回数が年3回では少ないと、そういうことや、また1人で両親学校に参加をしている母親や父親がいるということで、そういった1人で参加をしている方へのかかわり方、それと父子手帳の活用状況の調査、こういったことが今後の課題としてこの中に挙げられております。それで、やはりこういった課題はですね、児童虐待にかかわる課題については早急に対応を検討されて実行していただきたいんですが、そういった計画、いつまでにしようと思っているとかっていう計画の方はお持ちですか。

それと、こういった事業を充実をさせようと思ったら保健師さんの負担が大変重たくなります。現状、保健師さんの人数でこれらの事業を拡大した場合、今の保健師さんの人数で対応ができるのかどうか、その2点についてお伺いいたします。

議長(村山弘行議員) 保健センター所長。

保健センター所長(木村 努) 現場でございますのでお答えいたします。

まず、計画といたしましては、まだ先ほどの第2問目の再質問の中でありましたように、保健師関係で今現状としては計画はまだ立っておりません。そしてまた、7月からまた産休に入りまして臨時を雇用するというので、とても今現状としては手が回らないということで、計画としてはしなければならないという現実はわかっておりますけど、ちょっと無理なようでございます。

以上です。

議長(村山弘行議員) 健康福祉部長。

健康福祉部長(古川泰博) 今保健センター所長の方が回答したんですが、平成15年度の保健事業報告ということを出ささせていただいた中で平成16年度が始まったわけなんですけど、報告書としては今上がったということですが、実際平成15年度した中で保健センターとの方で平成15年度の事業についての反省あたりもしておりますので、それを踏まえた中で平成16年度事業、こ

れからどういう形でやっていくかということもきちっと計画を立ててやっております。

それから、2点目の保健師の負担が多くなるということなんですが、当然事業を充実させると人員体制をどうするかということがございますが、今限られた人数ではございますが、その中で今後とも努力をしていきたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） これまでの虐待の報道などを見ておりましたら、0歳から3歳までの乳幼児の死亡というのが大変多く伝えられております。やはり自らの意思を伝えることができない、こういった子どもに対する虐待というのは、どういふ理由があろうとも絶対に許せるものではありません。それだけにやはり乳幼児とその親に一番かかわりを深く持つ保健師さんですね、役割、大変重要ですので、もし事業を充実させたときに保健師が足りないといったときには必ず保健師さん増員して対応していただきたい、そのことはお願ひをしておきたいと思ひます。

それと、平成16年度でできる限り課題として挙げておられる事業ですね、これはやってくださいますようにお願ひします。

そうしたら、次に小・中学校の対応についてお伺ひします。

大阪の岸和田市で中学3年生の15歳の男子生徒が衰弱死寸前まで虐待されたという事件、それから住吉区での小学6年生、12歳の男子児童が監禁をされ、十分な食事を与えられずに衰弱死した事件などは記憶に新しいところですが、こうした小・中学生の虐待事件でいつも私が思ふのは、児童・生徒の不登校に対する学校の対応はどうだったのかということです。岸和田市の場合ですと、学校も子ども家庭センター、これは多分児童相談所みたいのところだと思いますが、このセンターも虐待の疑いは持っていないながらも内縁の妻が不登校だということで子どもの安全確認を持つに至らなかったということが事件後報道されておりました。不登校の子どもについては、今年に入って文部科学省が児童虐待にかかわる調査を行っていると思ひます。それはご承知だと思いますが、それと同時に児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について、こういった通知も来ていると思ひます。それを受けて学校の対応、先ほど対応していくというふうに簡単に言われましたけれども、具体的に何かお考へになつてゐることはございせんか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 今ご指摘のように、特に今年初めの岸和田の事件を受けて文部科学省では不登校の子どもに教員がどれだけ会つてゐるかというような調査が行われまして、約2割だつたと思ひますが、2割ぐらいの子どもたちには会えないという、そういうふうな実態を受けまして、4月当初に今後のあり方についての通知文が参つてゐるところでございます。

各学校に通知文を配布はしておりますけれども、各学校においてはですね、そういう通知文以外に福岡県自体も特に不登校の対応というのは大きな課題ととらえまして、各学校の体制づ

くり等を行ってきたところでございます。

今回、それに加えて特に明確でなくても通知義務というものが学区、学校にも出てきますので、そういうことを生かしながら、特に市長部局との連携を取りたいと思っております。学校におきましてはですね、特に不登校、それから虐待、いじめ等生徒指導の諸問題について校長、教頭を中心に協議の場を持つと同時に、特に校長の方からこういう事実についてどうかというような話がないときはですね、提起をするようにして、その対応等を十分協議すると同時に教育委員会と協議してほしいというふうに話を進めているところです。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 先ほど2割の子どもに会えないというような状況があるようですが、虐待と思われる児童・生徒数が何人なのか、数が上がっているのが何人なのかということはわかりますか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 各学校でですね、そういう事実があったらすぐ教育委員会の方に伝えてほしいというふうに話をしておりますが、教育委員会の方でまだそういう報告があつてないようでございますので、私自身はまだ把握しておりませんが、まだあつてないのではないかとこのようにとらえております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 大阪の岸和田市の事件を例に挙げるとですね、岸和田市では学校では虐待ではないかということが疑われておったんですが、ただそのことを担任の先生は教育委員会にも報告をしていなかったし、校長にも報告をしていなかったということが後になってわかっています。こういうことが実際に起こる可能性は十分にあることですので、ですから学校からの通報を待つのではなく、やはり学校の中でどういう対策をとった方がいいのか、これは今回やっぱり各学校にその対応をお任せにするのではなく、市が、やっぱり教育委員会が、市独自のマニュアルというのをつくって対応すべきだというふうに思うんですね。やっぱり全学校が統一した対応っていうのが必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 先ほども申しましたように、福岡県自体としてですね、非常に大きな課題だということで、学校における体制づくりということは福岡県の場合、福岡県もそうですが、太宰府市の場合ずっと以前からやっていたところでございます。そういう中で、不登校の子どもたちの、それぞれAさん、Bさんありますが、その子どもたちの状況を校長、教頭を中心に生徒指導の委員会で上げながら状況を担任とか学年部会とかで報告し合って、じゃ、その対応をどうしようかと、ある面ではマン・ツー・マンで当たるとか、または学年部会で当たるとかというようなことをしながら対応をしてきたところでございます。

おかげさまでといいましょうか、太宰府市の中学校の不登校、ゼロじゃないんですけれども



全国平均の半分以下というような、先生方のご努力も私は非常にありがたく思っているところでございます。そういう中ではございますけれども、再度ですね、そういう協議の中で校長の方から子どもの状況の中で虐待の事実はないのかどうかというような点から指摘するようなことを忘れないでほしいということをしなから、学校での情報収集に努められていただいているところです。そういうふうな方法で各学校とも不登校とかいじめ、虐待について対応していただいておりますので、改めてですね、マニュアルをつくってこうしなさい、あしなさいというところは今のところは考えておりません。ただ、10月からこういう法が実行してきますので、再度各学校についてはこういうところをしっかりとやってほしいということ、先ほど部長が申しましたように、確認させていただきたいと考えているところでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） やはり今学校に求められているのは、教職員の虐待に対する意識を高めていくことだというふうに思うんですね、校長先生も含めて。それで、この間小学校の先生にお伺いしましたら、虐待について何か学校で取り組まれているのかというふうにお尋ねしましたら、いや、特に何もないと、以前虐待に関するパンフレット、多分県が出してるパンフレットだろうと思うんですが、それが配られたただけだというふうに言われてました。だから、教職員の虐待に対する意識が変われば、やはりそういった子どもをね、SOSを出している子どもを救う、救える確率っていうのも上がってくるんだろうと思います。

ですから、やはり今後学校に求められていることは、そういった教職員の虐待に対する意識の啓発、それともう一つ、子どもたちがやはり自分自身や友達を守ること、あるいは助けを求めることの大切さ、そういった子どもたちの意識啓発というのも、今後ぜひやっていただきたいというふうに思います。

これは岸和田市の事件の検証の中で出た教訓です。本当に各学校の中で不登校のね、不登校児童に対する対応っていうのは、教育委員会の方もね、一々把握されているわけではないと思うんですが、今後その不登校のね、その対応ですよ、数じゃなくて、不登校児に対する対応、これは教育委員会の方でやはり情報収集を密にしてやっていただきたい、このことをお願いしたいと思います。

そのほか学校以外にも、早期発見の場といたしましては保育所や幼稚園などが挙げられますけれども、こうした施設に通っている子どもは比較的発見がされやすい。しかし、就学前の子どもで幼稚園にも保育園にも通っていない子ども、こういった子どもが現在何人いるのか、これは市の方で把握できておりますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 3,000人弱でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 3,000人弱。今の数字はどういうふうに出されたんですか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今の数字につきましては、保育所、それから幼稚園の人数ですね。

その分と全体的な人数がありますので、それを差し引いて出した人数でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 保育所と幼稚園、この保育所は無認可保育所とかも含めてっていうことですか。例えば事業の中に設置されている保育所なんかも含めて差し引かれた数字と見ていいんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 保育所には認可保育所、それから無認可保育所がございます。それから会社の中でつくってあります事業所での保育所というのもございます。それから、幼稚園につきましては、市内には私立しかございませんが、市外の幼稚園に通ってある子どもさんもおられますので、そういう方たちの人数を出した中での先ほど回答申し上げました人数でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 約3,000人いるということで、意外と多いなというふうに思ったんですが、こういった地域の中で孤立してるかどうかはわかりませんが、こういった施設に通ってない児童がね、虐待されるっていうケースは意外に多いというふうに聞きますし、こういった施設、どこの施設にも行かれていない子ども、こういった家庭に対しての対応としては、やはり地域におられる児童委員さんとか家庭児童委員さん、民生委員さんなどにご協力をいただいて、常日ごろから気にかけてもらうようなことも必要だと思うんですが、こうした3,000人の方に対しての接触っていいですか、そういったことは何か市としてはお考えございますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 保育所、幼稚園等に通ってあればですね、その中で保育士さんたちが毎日見てありましょから子どもの状況とかわかるわけですが、それ以外の方につきましては、先ほど保健センターの方でやってます乳幼児健診とか相談とか、そういう事業の中で子どもさんの状況、それから親御さんの状況というところも把握すると、それから地区に児童委員さんもおられますし、民生委員さんもございます。そういう方たちに状況の把握ということが一番近いところでの把握じゃないかということになるかと思えます。

それで、いろんな検診とかやってる中で、検診にも来られないという方についてどういう場で把握するかということがこれからの課題だろうと思えますし、虐待防止に関する法律が変わりました大きなものとしましては、今までは児童相談所の方に通報するということがあったんですが、これからは市町村において、いろんな家庭からの相談とか必要な調査、指導ということまでが各自治体の責任ということが出てきましたので、これからどういう形が一番把握できるのかなということが課題になってくるかと思えますので、その中で研究、検討をやっていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 法も改正されたばかりで、その全体的な取り組みっていうのは何かまだこれからかなというふうな感じも、印象も受けますが、やはり各施設機関のですね、方々の研修っていうのは、法の中でも今回しなければならないというふうになっておりますので、そういう中でその民生児童委員さんっていうんですか、の方々の研修なども充実をさせていただくようにお願いをしたいと思います。

2つ目に地域に対する子ども虐待の理解、それから防止に関する啓発、再発防止の対応についてお尋ねをします。

児童虐待防止法の第6条が改正されまして、今までは通告の対象が児童虐待を受けた児童だけに限られておりましたけれども、改正後は児童虐待を受けたと思われる児童というふうに広く定義がされました。ちなみに平成15年度に虐待が通告された経緯、経路がどうだったのかを見ますと、11件中近所からの通報というのが4件と最も多く、4件とも身体的虐待だったという実態があります。こういう中で市民に児童虐待に対する理解を得ること、そして協力を求めることが防止策の最大のかなめになると考えますが、啓発の方法として県が発行をしております子ども虐待対応マニュアル、こういうのがありますが、こういったマニュアルなどを参考にしてください、市民向けに啓発冊子をつくって配布をすると、そういうこともひとつ必要じゃないかというふうに思いますが、市民への啓発についてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 市民の方々への啓発ということなんですが、福岡県の方で子ども虐待対応のハンドブックというものをつくっております。配布先としては民生委員の方々に配布するように、6月18日、今月なんですが民生委員会がございますので、その中でこのハンドブックをお配りして説明をしていきたいというふうに思っております。

それから、市民の方々につきましては市の周知の方法としては一番身近なところでは広報市政だよりというものがございますので、そういう市政だよりを使ったり、それから実際困ったときの相談する場所ですね、そういうところのPRとか、いろんな方法があるかと思いますが、その分につきましては10月1日から施行ということを待たずにですね、市としても早い対応を求められてということがございますので、やっぱりいろんな形で広報に努めていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） よろしくお願ひします。

次に、現在本市には児童SOSネットワークといった組織がありますが、中心的役割を明確化することで子育て支援課が中心に据えられ、窓口となっております。窓口はいいんですけれども、市が事務局としてネットワークを運営するには、今後増加するであろう事務量に対応できるような職員配置をしなければならないというふうに思えます。

児童虐待は緊急対応を要する状況が多々あり、再発防止も在宅での指導がほとんどなので職員は1世帯に1人かかりつきりという状況になります。今の子育て支援課を見てますと、今でも結構大変な状況のようですが、こういった職員の増員について、それから児童福祉司や心理判定員などの専門職員の配置なども今後お考えをいただきたいと思いますが、こうした職員の確保につきましては、平成9年から当時の担当職員の方が要求していたというふうに聞いております。やはり児童虐待もありますし、今保育所の問題も抱えておられるし、母子家庭の問題なども子育て支援課が担当となっておりますけれども、こういった幅広い施策に対応するには今の職員では人数が足りないのではないかと、このように思いますが、増員の考え、それから専門職の配置のお考えはございますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 職員の増員の分につきましては、私の方からちょっとお答えするわけにいかないと思うんですが、確かにいろんな事業をやっていく中で、数少ない職員の中でですね、対応をやってるということがございますが、特に児童虐待によってのいろんな相談、それから処置に関しましては半日とか1日とかですね、かなりの日数をとった中で対応していかなければならないということがございますので、専門職につきましてはですね、機会をとらえて私どもの方もできますればそういう専門職の配置あたりも今後考えていかなければならないというふうには考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 専門職の配置についてはお考えいただけるということで、そのようにお願いします。

それと、やっぱりこういったSOSネットワークという立派な組織がですね、平成9年につくられておりますが、先ほど月1回の会議も開かれてるということでした。ただ、こういったネットワークをより機能させるためには、児童虐待防止に関する条例をきちんと制定して、各関係機関の位置づけや役割、こういったものをはっきりさせる必要があると思います。条例制定についてはお考えがないというふうに言われましたが、やはり余りにもね、関係する機関が多いんですね、やっぱり児童虐待に関する対応っていう、だからやっぱり条例としてきちんと位置づける必要があると私は思います。ですから、再度条例制定についてはお考えいただくように強く要望をしておきたいというふうに思います。

最後に、里親制度の普及について伺います。

里親制度、今年の3月に中学校給食・少子高齢化問題特別委員会で春日市の中央児童相談所の方に視察に行っていました。県下にある児童養護施設の状況をお聞きしましたけれども、県所管の11か所の児童養護施設は今どこの施設も満杯の状態だそうです。そして、施設では児童福祉司の数が圧倒的に少ないために、子どもに対しての対応が十分にできない、そんなことでこの児童相談所の担当課長さんがですね、そんな子どもたちに家庭でのぬくもりを与えてあげたいということで、国に今一番児童相談所が要望をしたいのは里親制度の充実なんだ

と、このように言われておりました。

この里親制度というのは、県が児童相談所を通じて窓口として呼びかけている制度なんですが、これが余り知られていない制度のように感じられます。現在、里親の登録数が幾つかということで県に問い合わせをしましたら、今政令市を除いた県内の里親登録数は82件ということでした。その数も今徐々に減っているということです。ですが、児童相談所の課長が言われるように、やはり充実をこの里親制度は児童養護施設に対応する制度としてはやはり充実をさせていかなければならない施策の一つだと思いますし、平成13年度に市が出している児童育成計画、この中でも児童虐待の項目の中で里親制度の普及啓発は主な施策の一つとして挙げられております。この里親制度の普及について、平成13年度の児童育成計画の中では出されておりましたけれども、これまでに市が何か取り組みをされたということがありますか。それとあわせて、今後のお考えについてお尋ねをします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 児童育成計画の中にはのせておったんですが、具体的な取り組みということは今のところいたしておりません。

それで、里親制度につきましては、今日私朝来るときにラジオの中でその里親制度のことがちょっとあってたんですが、その制度の中で申し出が、数は余り多くないみたいなんですが、申し出はあっていると。それで、里親になる方については国の方から補助みたいなものが出るというところで、その中で言ってあったのが一番大事なのは預かれる、里親になられる方と子どもさんですね、関係というんですかね、その辺のことが一番里親制度で難しいところだろうというふうには言ってありました。それで、確かに議員さんが言われるように、児童相談所としても限られた施設ということもございますし、これからは里親制度というのを実施することによって、虐待という話もあってるんですが、そういうことへの子どもの気持ち的なものですね、そういうものを和らぐ一つの制度じゃないかなというふうにも考えております。

それで、ご質問いただきました件につきましても、今後育成計画の中にも挙げておりますし、当然次世代育成計画の中にも児童虐待のことも当然入れて検討していく課題というふうになっておりますので、その中で検討していきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） やはり今子育てが難しいと言われている中で、また不景気が続く中でね、里親制度の普及っていうのは大変難しい問題だろうというふうに私も思いますけれども、今後啓発などについては定期的に行っていただくようにお願いします。

今回、児童虐待について調べる中で、この問題は分野が非常に幅広く、保健や医療、福祉、教育、司法といった領域のすべてにかかわってくるので、それだけに対応が難しいということを感じました。各機関の相互の緊密な連携が対策のかぎとなりますが、行政機関は横の連携に弱いということをよく指摘されます。その弱点を露呈しないためにも、市独自のマニュアル作成、また条例制定を今後検討していただきまして、何よりも本市の児童虐待件数をゼロにする

のだと、そういう意識を各機関が持って今後の児童虐待の対策に当たっていただきたいというふうに思います。

以上で、まだ本当はお伺いしたいことがあるんですが、また次の機会にさせていただきます。

じゃ、次に情報公開の方の答弁をお願いします。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） それでは、2点目の開かれた市政情報公開につきまして、まず1点目の審議会等の公開についてご回答いたします。

各種の審議会あるいは委員会等につきましては、市の施策の企画立案などの政策形成に大変重要な役割を担っておりますことから、より公平な運営を確保し、市民参画による市政を推進するためにも審議会、委員会等の会議を公開することは極めて重要なことであるというふうに思っております。

こうした観点から、現在本市で運用いたしております太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱の一部を既に見直しを行っておりまして、改正を行いました。その中に、新たに会議公開という条文を設けまして、その事項を詳細に規定をいたしております。そして、原則として本年7月1日から、この審議会や委員会等の会議の公開を行ってまいります。

具体的に申し上げますと、開催日の1週間前までに市の掲示板あるいは本市のホームページ上におきまして、審議会等の名称、設置目的あるいは委員の名前、議事概要等をお知らせするようにいたしております。

以上のように、今後とも積極的に市民参画による市政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の市長出前トークについてご回答いたします。

より多くの市民の皆様が積極的にまちづくりに参画していただきまして、様々な場面において提言あるいはご意見を直接市長が拝聴あるいは懇談をするシステムは、まさに地方分権時代に適応した極めて重要なことであるというふうに思います。

ご提言の市長出前トークの実施につきましては、ご承知のとおり過去にも類似をした公聴・広報活動の一つといたしまして、移動市長室、それから市長へのはがき、さらには平成10年度から3年間にわたって実施いたしました。各小学校区から市民一般公募いたしました市政モニター制度を実施いたし、直接市民の皆様との懇談会も行ってきました。

また、平成13年度からはそうした手法を変えまして、日ごろ意見を言う機会の少ない市民の皆様の声をよく聞くために、「住みよか太宰府まちづくり市民意識調査」というものを実施いたしております。ご提言のように、今後もさらに様々な手法や工夫を凝らしながら、直接市民と市長が対話をするような、いわゆる「市民の声を生かしたまちづくり」を一つの事業として積極的に推進していきたいというふうに思います。

次に、3点目の外郭団体や市の補助金交付団体等の情報公開について、ご答弁申し上げます。

す。

本市では、昨年の4月に情報公開条例の一部改正を行いました。先ほど申されましたように、市が出資している法人のうち、土地開発公社など3つの団体につきましてはそれぞれ情報公開を行うための措置を指導いたしまして、独自に情報公開に関する規程等を制定していただき、その運用がなされているところでございます。ご質問にありますこれ以外の補助団体等につきましては、情報公開に関する規程等が確かにまだ未整備でございますけれども、毎年市の方が提出を義務づけております各補助団体等の事業計画書あるいは事業報告書、そして予算書、決算書などにつきましては、既に市が保有している書類として保管をしておりますので、基本的には市民等から請求があれば公開をいたしております。

しかしながら、これらの団体等の、例えば理事会でありますとか役員会などのいわゆる会議録までの提出や公開までは義務づけておりませんが、市政の一部を補完し分担するなど、市政の重要な一翼を担っていることを考えますと、この団体等が保有する情報の公開を求めていくことは大変重要であるというふうに考えております。

したがって、これらの団体等に対しましても、ご紹介の先進地等もでございます。こういうふうな先進地の状況も参考にしながら、情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう、それぞれ関係団体の方に理解を求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） まず、審議会等の公開については4月の1日から公開を行うようにされているということですので、これは終わりました、次に市長の出前トークについて、できる限り推進していきたいというようなことでしたが、直接市長にですね、お聞きしたいと思います。

これからですね、やはり市のトップとして市民に対しては太宰府市をこういうまちにしたい、こういうふうに考えているんだということを示す責任というのが市長にはあると思います。やはり市民が真ん中と言われるのであれば、少しずつでも市民に歩み寄るような姿勢を見せていただきたい、これは市民の要望でありまして、私も市民の一人としては市長にそうしていただきたいというふうに思っておりますので、あと任期も3年を切りましたが前向きにご検討をいただきたいというふうに思います。市長のお考えをちょっとお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 市民の皆さんの声を聞く、そして私のモットーでもございますが、市民が真ん中という行政姿勢につきましては変わりないわけでございます。

行政情報等の公開につきましては、ただいま部長が申しましたように、また市民の皆さんと直接私がひざを交えながら聞くとか、そういう懇談会等の提言もございますが、昨年機構改革の中に広報・公聴機能の充実を図るという趣旨で秘書広報課を新設したところでございます。本年度のそういう市民との広報・公聴活動につきましては、具体的な計画につきまして今練っ

ていただいております。と同時に私も各種団体等の総会等につきましてはできるだけ出席しながら、また会議出席者の皆さんとの接触を図るということには今後とも努力してまいりたいと思う次第でございます。

なお、直接市民の皆さんとの懇親の場等々につきましては、具体的な計画につきましては秘書広報課の方といろいろ、また市民の皆様あるいは区長会等のご提言等もございまして、そこらを諮りながら積極的に市民との接触を図ってまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ありがとうございます。

最後に外郭団体、市の補助金交付団体等の情報公開についてですが、まだ規程は未整備だが要望があれば公開をしているということでした。ただ、やはり規程などはちゃんと整備をしていただいでですね、補助金交付団体、例えば香春町のようにですね、幾ら以上の補助金、交付金を出している団体については公開をしますよと、そういうふうなきちとした定め方をしてですね、情報公開を推進していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は6月17日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時51分

~~~~~



## 1 議事日程（5日目）

〔平成16年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成16年6月17日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第36号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第38号 太宰府市土地開発公社定款の一部を改正する定款について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第40号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第41号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第5 議案第42号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について（各常任委員会）
- 日程第6 議案第43号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第7 請願第1号 精神障害者の小規模作業所に対する公有地の貸与を求める請願書（環境厚生常任委員会）
- 日程第8 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願（総務文教常任委員会）
- 日程第9 請願第5号 水道・下水道料金の引き下げを求める請願（建設経済常任委員会）
- 日程第10 請願第6号 郵政事業の経営形態維持に関する請願（総務文教常任委員会）
- 日程第11 請願第7号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第12 請願第8号 都府楼保育所民間移譲計画における保護者等協議の継続を求める請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第13 意見書第2号 郵政民営化に関する意見書
- 日程第14 意見書第3号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書
- 日程第15 意見書第4号 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書
- 日程第16 議員の派遣について
- 日程第17 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

- |    |       |    |    |      |    |
|----|-------|----|----|------|----|
| 1番 | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番 | 力丸義行 | 議員 |
| 3番 | 後藤邦晴  | 議員 | 4番 | 橋本健  | 議員 |
| 5番 | 中林宗樹  | 議員 | 6番 | 門田直樹 | 議員 |
| 7番 | 不老光幸  | 議員 | 8番 | 渡邊美穂 | 議員 |

9番 大田勝義 議員  
11番 山路一恵 議員  
13番 清水章一 議員  
15番 安部陽 議員  
17番 福廣和美 議員  
19番 武藤哲志 議員

10番 安部啓治 議員  
12番 小柳道枝 議員  
14番 佐伯修 議員  
16番 田川武茂 議員  
18番 岡部茂夫 議員  
20番 村山弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

|         |      |          |      |
|---------|------|----------|------|
| 市長      | 佐藤善郎 | 助役       | 井上保廣 |
| 収入役     | 松島幹彦 | 教育長      | 關敏治  |
| 総務部長    | 平島鉄信 | 地域振興部長   | 石橋正直 |
| 市民生活部長  | 関岡勉  | 健康福祉部長   | 古川泰博 |
| 建設部長    | 富田讓  | 上下水道部長   | 永田克人 |
| 教育部長    | 松永栄人 | 監査委員事務局長 | 花田勝彦 |
| 総務部次長   | 松田幸夫 | 地域振興部次長  | 三笠哲生 |
| 健康福祉部次長 | 村尾昭子 | 総務課長     | 松島健二 |
| 財政課長    | 井上義昭 | 地域振興課長   | 大藪勝一 |
| 市民課長    | 藤幸二郎 | 建設課長     | 武藤三郎 |
| 上下水道課長  | 宮原勝美 | 施設課長     | 轟満   |
| 教務課長    | 井上和雄 |          |      |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 |
| 議事課長   | 木村洋  |
| 書記     | 伊藤剛  |
| 書記     | 満崎哲也 |
| 書記     | 高田政樹 |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

お諮りします。

4番橋本健議員から6月15日の会議における発言について、一部不適切な発言がありましたのでその部分を取り消したいとの旨の申し出がありました。この取り消しを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

よって、4番橋本健議員からの発言の取り消しを許可することに決定いたしました。

~~~~~

日程第1 議案第36号 市道路線の認定について

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第36号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 6月3日の本会議において、建設経済常任委員会に審査付託されました議案第36号「市道路線の認定について」につきましては、6月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、まず執行部の補足説明を受け、その後、現地調査を行い審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告します。

今回認定される都府楼南五丁目の貝出3号線と高雄四丁目の今王7号線につきましては、寄附、採納及び交換を受けた道路であります。

質疑において、都府楼南五丁目の貝出3号線については、道路幅員が側溝ぶたの架設部分を含め4mであることから、採納後の管理問題については、将来隣接地の開発などがされる際、土地などを購入した業者に、道路の拡幅なども含め指導することを確認しました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第36号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第36号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時03分

~~~~~

日程第2 議案第38号 太宰府市土地開発公社定款の一部を改正する定款について

議長(村山弘行議員) 日程第2、議案第38号「太宰府市土地開発公社定款の一部を改正する定款について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 6月3日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第38号「太宰府市土地開発公社定款の一部を改正する定款について」につきましては、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

主な改正内容は、開発公社の土地取引が減少していることや業務改善の必要性から理事の定数を削減すること、理事長の補佐として、副理事長を1人設置することです。各委員から質疑において、理事長が指名する副理事長は基本的には執行部側から指名するということを確認をいたしました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第38号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第38号についての報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時06分

~~~~~

日程第3 議案第40号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
について

議長(村山弘行議員) 日程第3、議案第40号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 6月3日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第40号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告いたします。

今回の改正内容は、期日前投票において投票立会人が1日の投票時間内で途中交代が可能であることから、条文の整備が行われるものです。委員から質疑がありまして、内容については途中交代による報酬の支払い方法は、立会人日額9,600円を時間割計算をしてそれぞれに支払うということ、また、投票立会人については市の広報で公募するなどを確認いたしました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第40号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第40号についての報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時09分

~~~~~

日程第4 議案第41号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長(村山弘行議員) 日程第4、議案第41号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番(福廣和美議員) 6月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第41号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査をいたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の条例改正は、平成17年4月に完成予定の「次世代育成支援対策行動計画」の策定委員会を設置するものですが、委員より、子育てはこれから最も大事な分野となるので、この行動計画が単なる計画で終わらないよう、実のある行動計画をつくっていただきたい、との要望が出されました。

質疑を終わり、討論はなく、議案第41号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分

~~~~~

日程第5 議案第42号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

議長（村山弘行議員） 日程第5、議案第42号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 6月3日の本会議において各委員会に分割付託されました議案第42号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の総務文教常任委員会所管分については、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、慎重に審査を行いましたので、その主な審査内容と結果を報告いたします。

本議案における所管分については、項目別に担当部課長の説明を求め、質疑を交えて審査を行いました。審査内容は補正予算書の13ページからですが、歳出の2款2項3目は、歴史と文化の環境税使途計画で、以前説明されておりました古都大宰府ウオーク事業を平成17年2月末から3月上旬にかけて実施する負担金ということであります。

同じく3項1目では税制審議会を5回ほど開き、税率や非課税の審議をいただく支出であります。

9款1項2目消防団関係費は、退職団長、団員21名の報償額です。

10款1項2目事務局費の各節は、外国語の指導員の2年の契約が1名終了し、帰国と新たに1名の採用に関する旅費等の支出であります。

歳入の10款1項1目の地方税の1億2,500万円の減額については、下水道事業債2億5,000万円の起債が認められたために、借入額の2分の1相当の普通交付税が減額されるとのことであり

ます。以上のような内容で平成16年度の一般会計補正予算については、特に問題はありませんでした。

本議案に対する質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、議案第42号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 6月3日の本会議において、各常任委員会に分割審査付託されました議案第42号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会の所管分につきましては、6月8日、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果についてご報告いたします。

審査に当たっては、項目ごとに歳出から補足説明を求め、質疑を交えて審査いたしました。今回の補正は、下水道事業への一般会計補助金の減額、歴史と文化の環境整備基金からの借りに伴う事業費の増額、国・県の補助金などで対応する四王寺林道改良工事費、通古賀地区整備事業における設計委託料の増額となっており、特に問題はありませんでした。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第42号の建設経済常任委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 6月3日の本会議において、3常任委員会に分割審査付託されました議案第42号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の環境厚生常任委員会所管分につきましては、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしました。本議案に対するさしたる質疑はなく、また討論もなく、採決の結果、委員全員一致で議案第42号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。



ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時19分

~~~~~

日程第6 議案第43号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について

議長(村山弘行議員) 日程第6、議案第43号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番(佐伯 修議員) 6月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第43号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」につきまして、6月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け審査いたしましたので、その内容と結果をご報告いたします。

先ほどの一般会計補正予算でも報告いたしましたが、今回の補正は、6月1日の市長の提案理由で詳しく説明されました資本費平準化債という、今年度新たに制度化された起債を2億5,000万円借り入れすることにかかわるものであります。

補正の詳細な内容としまして、まず収益的収入及び支出の収入においては、汚水処理補助金など一般会計補助金1億4,868万8,000円が減額となっており、支出においては、起債借入支払利息の262万6,000円が増額されております。

また、資本的収入及び支出の収入においては、起債の借入額など2億5,540万2,000円が増額となっており、支出においては借り入れ初年度から発生する償還金元金1,080万6,000円が増額されております。

今回の起債に伴う補正の結果、一般会計からの補助金は1億4,328万6,000円減額した6億

8,271万5,000円となります。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第43号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時23分

~~~~~

日程第7 請願第1号 精神障害者の小規模作業所に対する公有地の貸与を求める請願書

議長（村山弘行議員） 日程第7、請願第1号「精神障害者の小規模作業所に対する公有地の貸与を求める請願書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 今年の3月議会において環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第1号「精神障害者の小規模作業所に対する公有地の貸与を求める請願書」につきましては、継続審査となっておりますが、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

請願第1号は、筑紫地区に居住する精神障害者を持つ家族で構成される「五筑会」が、現在民家を借用し運営している小規模作業所「みぎわ工房」を、法定の小規模通所授産施設に移行させるための用地として、公有地を貸与させてほしいという内容の請願でありましたが、執行部に対して現在の状況を尋ねたところ、筑紫地区4市1町の統一した考えのもと、平成17年度

をめどに研究していきたい旨の文書をそれぞれの首長名で回答したとのことであります。

本請願の趣旨は、十分理解できるものであり、行政としても積極的に協力すべきであると思うが、筑紫地区で歩調を合わせながら、共同で取り組むのが望ましいのではないかと各委員の意見が出され、本請願を継続審査することで採決した結果、委員全員一致で請願第1号については、継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第1号は継続審査とすることに決定いたしました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前10時26分

~~~~~

日程第8 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第8、請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 今年の3月の定例会において当委員会に審査付託され、継続審査となっておりました請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」については6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その結果を報告します。

この請願につきましては、今現在、執行部において中学校給食導入についてのアンケート調査の準備がなされております。また、中学校給食・少子高齢化問題特別委員会で、引き続き調査中であることから継続審査をお願いしたいとの委員から意見が出されましたので、本請願を

継続審査にすることについて提案、採決した結果、全員一致で請願第4号については継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第4号は継続審査とすることに決定いたしました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前10時29分

~~~~~

日程第9 請願第5号 水道・下水道料金の引き下げを求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第9、請願第5号「水道・下水道料金の引き下げを求める請願」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 3月定例会において、建設経済常任委員会に審査付託され、継続審査となっておりました請願第5号「水道・下水道料金の引き下げを求める請願」につきまして、6月8日、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしました。

まず、委員から執行部に対し、上下水道事業の現状について説明を求めたいとの意見があり、現状について執行部から説明を受けました。

説明の内容として、現在の上下水道事業の運営状況から料金を引き下げることは大変難しい状況であるとのことでありましたが、委員会としても、引き続き調査研究を継続していく必要があるため継続審査をお願いしたいとの意見が出されましたため、継続審査にすることについて採決いたしました。

採決の結果、委員全員一致で、請願第5号につきましては継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第5号は継続審査することに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前10時31分

~~~~~

日程第10 請願第6号 郵政事業の経営形態維持に関する請願

議長（村山弘行議員） 日程第10、請願第6号「郵政事業の経営形態維持に関する請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 6月3日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました請願第6号「郵政事業の経営形態維持に関する請願」については、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その結果を報告いたします。

請願第6号につきましては、本会議で具体的な請願紹介議員より説明を受けておりましたので、また総務文教委員会の委員が紹介議員になっておりましたことから、意見、討論はありませんでした。

採決の結果、全員一致で、請願第6号については採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番中林宗樹議員。

5番(中林宗樹議員) 今回の請願につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

今回、郵政公社の経営形態を現状維持のまま進めていただきたいという趣旨に基づく請願がありますが、この要望は至極当然だと思います。合理化とか改革とか、耳には心地良く聞こえますが、弱者切り捨てにつながる行政改革は絶対あってはならないことであります。現在全国で2万4,700局ある地域の郵便局が、1局単位の収支の損得でつまりそろばん勘定だけで、存廃をされるとすれば、恐らく2万4,700局から一挙に1万局程度までに整理統合されるだろうと言われております。現在身近にあるがゆえに利用しやすい地域の郵便局が、社会的弱者の高齢者の皆さんにとっては、不便この上ない大変な問題が起こってまいります。行革、行革と言うのであれば、今回クローズアップされた社会保険庁のずさんきわまりない運営など、もっと他の省庁の洗い直しにこそ焦眉の急務であると思います。行革の視点をもっと住民福祉の立場に置いて議論されるよう強く要望し、本請願に賛成の意を表するものでございます。

以上でございます。

議長(村山弘行議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第6号に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、請願第6号は採択することに決定しました。

採択 賛成19名、反対0名 午前10時35分

~~~~~

日程第11と日程第12を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第11、請願第7号『「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願』及び日程第12、請願第8号「都府楼保育所民間移譲計画における保護者等協議の継続を求める請願」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第11及び日程第12を一括議題とします。

日程第11及び日程第12は、環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番(福廣和美議員) 6月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第7号『「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願』、請願第8号「都府楼保育所民間移譲計画における保護者等協議の継続を求める請願」につきましては、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、請願第7号は、すべての人が差別されることなく、平等に生きる権利を擁護するために、実効性のある「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求めるというものです。

委員より特に意見はありませんでしたが、討論において、地対財特法が失効した今、国や自治体に対して、部落解放同盟が同和特別対策の継続を迫るための法的根拠が必要となり、法制定の実現により運動の永続化を図るために、人権侵害救済を作為的に利用しているにすぎない、また人権救済機関については、政府から独立した機関の設置は必要ではあるとは思いますが、もっと議論の必要があるとの反対討論がありました。

本請願に対する採決の結果、賛成大多数で請願第7号については採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第8号についてであります。都府楼保育所民間移譲計画の保護者に対する説明会については、今年の3月議会において、請願第3号「太宰府市の保育行政に対する基本認識について説明を求める請願」が採択されましたが、それを受けて、5月8日に第1回目の説明会が開催され、これまで合計3回の説明会が開催されたとのことでした。

今回の請願は、保護者の民意が十分反映されるまで説明会の継続を求めるという内容の請願ですが、委員より、1、民間移譲するならば、5月31日までに福岡県に対して、民営化協議書を提出しなければならない、とあるが、提出はされたのか。

2、説明会の日程調整の中で、市がなぜ平日の夕方開催に限定していたのか。

3、保護者会のある程度の納得が得られるまでは、民間移譲は行わないのか。

の3点について質疑がありました。

執行部より、1については民間移譲という方法で進める以上、協議書は提出している。2については、保護者会から責任を持って説明、回答ができる職員の出席を求められたため、助役、総務部長等の日程を調整した結果、当初は平日の夕方しか調整できなかったが、調整を重ねた結果、第1回目の土曜日夕方に開催することができた。3、実施時期については、平成

17年4月ということで説明会に臨んでいるため、継続して説明会を行っていききたいとの回答がありました。

本請願に対する討論はなく、採決の結果、委員全員一致で請願第8号については採択すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

請願第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 委員長、私あの、この請願が提出された時に、こういう請願に対して、新たに人権侵害の救済に関する法律をつくる必要があるかどうかという前に、私は請願第7号の具体的な質疑資料を説明をいたします。

現在、法務省人権擁護局が、人権侵犯事件調査処理規程の改正についてということと、人権侵犯事件調査処理細則というのをですね、具体的に出しておるわけですね。こういうもう法律がある中に、新たにまたこの法律をつくれという問題については、私がわざわざこの資料、法務省の書類を出したわけですが、これは全く参考にもされておりませんし、委員から質疑もあっておりませんし、もうこれは無視したわけでしょうか。こういう法律ができていのに、またこれをつくれというね、運動団体から。運動団体の討論でもあったように、私利私欲、こういう問題が1点含まれとりますが、この私が出した国の方針、指針は、一切この請願の関係では審議いただいてないんですか。

17番（福廣和美議員） いいですか。委員会の中においてはその件に関して、今言われましたとおり、質疑もなく、ですから取り扱っていいですか、それを外したわけではなく、委員からの質疑はなかったということでございます。

19番（武藤哲志議員） じゃあ2点目はですね、やはりこういう長い間、30年にわたって大変な市民の税金を使ってきて同和対策事業をやってきました。もし、こういう人権侵害に対する問題について、委員会では当然その所管部長や所管課長がおるわけですが、その意見も求めなかったということですか。

議長（村山弘行議員） 環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今回の人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める請願につきましては、執行部からの説明を受けておりません。

19番（武藤哲志議員） できれば説明を受けるように。それから、大変この中にですね、問題の文章が含まれているんですね。私はここをやはりどうしても論議をしていただきたかったのは、この請願書の下の方に、やはり「市民社会の人権確立を標榜した太宰府市人権都市宣言に関する条例を具体化するためにも、」とこう入っとなすよ。大変な問題なんですよ、これは。今まで行政があれだけ一生懸命やってきた内容をどう、ああいう固定資産税を免除する、



保育料を免除するとかですね、具体的にやってきて努力をし、私も質問もしながら、担当部がどう見直して廃止していくか、一般化していこうかという中で運動体の方針は永久に同和対策事業をさせるために、人権という名のもとに各自治体に条例化させる基礎になつとるんですよ、これが。私が今日、本日討論資料で出してるものを見ていただいたらわかりますが、運動団体が太宰府市に永久的に同和対策事業を続けさせる、そのための基礎をつくる具体化と入つとるでしょう。こんな重要な内容も審査をされてないんですか。

議長（村山弘行議員） 環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） この請願につきましては、議員の18名が請願の紹介者になっております。そういう関係から私は疑問がなかったものというふうに思うわけですね。ですから、もうほとんどの委員さんもその請願の紹介議員になっているというところで、山路委員の方から反対討論でそういう説明があったというふうに理解をいたしておりますが。

19番（武藤哲志議員） 委員長としては、そらそういう状況だと思います。ただしやはりこの内容についてですね、筑紫野市ではこの請願が出たときに、委員会では大変な問題だった。

新たに自分たちがどんな法律をつくるかもわからない、案もわからないのに、筑紫野市の委員会、本会議でも、こういうものはもう少し慎重に審査をしないと自分で自分の首を絞めるといって継続審査になったんですよ。だから、やはりこういう今、委員長は言われるとおり、議会の中で、ただその内容も見らずに紹介議員になってくれという形で署名されたと思うんですが、この中の中身というのは、自分たちでまず、行政が自分の首を絞める、議会がそれを助けてやるという請願書になったんです。だから、その辺を審議をしていただきたかったんですが、そのために資料もつけておりましたが、何も審議してなくて、ただもうみなし採択になつてるといふ状況の報告ですから、わかりました。

議長（村山弘行議員） 次に、請願第8号の委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

請願第7号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願」について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 私、今、委員長が報告をいただきましたが、私はこの請願第7号については新たに法律をつくる必要はないと思っております。私が出しました法務省人権擁護局の具体的な施行規則それから規程がある上で、新たにまたそういう運動団体が延命策を図るために出された、しかもそのハンセン病だとかパリ条約とかってというのは、これは一つのつてりであって、私はこういう人権侵害に関する法律を議会が決める必要はない、こういう立場で反対いたします。

議長（村山弘行議員） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 『「人権侵害救済に関する法律」の早期制定を求める請願』の提出について賛成の立場から討論いたします。

人権の21世紀と言われている今日においても、いまだ部落差別をはじめとする人権侵害、様々な差別事象、事件が後を絶ちません。現在の人権侵害救済を行う機関での対応ではなく、幾ら内部の規制が改正されても限界があり、差別を受けた人が泣き寝入りをする現状は何ら変わりはありません。私は、1993年に国連で採択されたパリ原則を踏まえた人権侵害救済に関する法律が、独立性を担保とした実効性のある法律であることを強く要望します。このことは、私たち地方自治、地方議会に携わる者として当然の責務であり、また地方分権確立のために必要不可欠、そう言っても過言ではないと思います。

以上、「人権侵害救済に関する法律」の早期の制定を求め賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 私は、請願第7号『「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願』につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

我が日本国憲法は、基本的人権の尊重を大きな柱として位置づけております。しかし、現実には刑務所や福祉施設内での人権侵害、ハンセン病回復者にも宿泊拒否問題等、新聞紙上に掲載されない日はないといってもよいほどであります。また、同和問題にかかわっても、差別発言や地区内問い合わせ事件、インターネット上での誹謗中傷など悪質な差別事件が発生していることは既にご承知のとおりであります。この「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める声は、部落解放同盟に限らず、人権問題に取り組む多くの人たちが当然願うものであります。人権擁護の国際的流れに合致するものです。

今日、社会問題化しているDV、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、同和地区出身者あるいはアイヌ民族の方々、そして外国人の方への就職や結婚差別、さらには障害者の差別など、様々な人権侵害が存在しておりますが、こうした人たちを受けた人は人権擁護委員さんに相談するか、あるいは裁判所に救済を求めるしかありません。しかし、人権擁護委員さんそれぞれが奮闘されております。しかし、限界があります。裁判所は時間と費用がかかり過ぎます。そのため泣き寝入りになっている現状を考えたとき、人権侵害の救済法を早急につくってほしいと求めていくことに何のちゅうちょも要らないはずです。なぜならば、不当に人権を侵害された人にとっては、まさに命にかかわる一大事です。このことを私たちが見失ったとき、人間としての理性と良心そのものを自ら捨て去ることになると思います。問題は、これが救済するかです。それは政府に属さない独立した機関で、人権委員会が救済を担っていくべきだということです。これがパリ原則の確認されたことの一つです。公権力が私人に対して人権侵害が起こった場合、例えば名古屋刑務所における、懲らしめと称した殺傷事件など、内々で厳正

に対処できるはずがありません。だからこそ独立した人権委員会が必要である。所管を法務省の外局ではなく、相互調整機能を持つ内閣府の外局とすべきと思います。

時は人権の21世紀です。命が軽視される悲しい事件が続く中、人間を大切にせよ、人権を守れ、人権侵害を受けた人を救えという声を率先して議会が上げていくことは、胸を張って、本市議会の人権を尊重する基本姿勢を内外に示していくことであると私は申し上げまして、賛成討論を終わります。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第7号に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、請願第7号は採択することに決定しました。

採択 賛成17名、反対2名 午前10時55分

議長（村山弘行議員） 次に、請願第8号「都府楼保育所民間移譲計画における保護者等協議の継続を求める請願」について討論はありませんか。

7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 私は都府楼保育所に関する請願について所管の委員会でも採択されました。採択されたことに賛成の趣旨で討論いたします。

今回の請願の表題をご覧いただいておりますように、民間移譲に対して反対を表明するというだけではなく、保護者の皆さんとして行政側の説明責任が不十分なため、移譲された場合のいろいろな不安について、納得のいく回答がなされないことに対して協議の継続を求めるというものであります。説明会を再三要求し、相当の空白期間を経て、ようやく開催されたという経緯もあり、この遅れが不安感を増幅させてしまったことも事実であります。さらに十分な理解を得るためにも、たとえ当初の移譲計画が遅れても保護者の納得のいく対応をお願いいたしまして、賛成の討論にかえさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 「都府楼保育所民間移譲計画における保護者等協議の継続を求める請願」について賛成の立場から討論を行います。私は保護者向けの説明会をすべて傍聴いたしましたが、全員協議会で報告されたような多数の保護者の理解が得られた状況であるとは、とても思えません。むしろ、民間移譲に柔軟な姿勢を持っていた保護者ですら、行政の対応に対して態度を硬化させた結果になったと思います。それは保護者会が示したアンケート結果にも示されています。請願書の中にも書いてありますが、県も十分な準備期間をとること、誠実に対応することを指導しております。まず、民間移譲ありきではなく、意見を言うことができない子どもたちの代弁者である保護者の意見を真摯に受けとめ、その内容を十分に反映した施策で

対応することで、行政の誠意を市民に示していただくことが必要だと考えます。

今後、都府楼保育所の保護者会をはじめ、太宰府で子育てをしている多くの市民のためにも太宰府市の子育て支援の充実について、市民の声を十分に生かした内容で進めていただくことを強く要望いたしまして、賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第8号に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第8号は採択することに決定しました。

採択 賛成19名、反対0名 午前10時58分

~~~~~

日程第13 意見書第2号 郵政民営化に関する意見書

議長（村山弘行議員） 日程第13、意見書第2号「郵政民営化に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番小柳道枝議員。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） 先ほど請願第6号において採択されました「郵政事業の経営形態維持に関する請願」に基づき、「郵政民営化に関する意見書」が提出されましたので、意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。なお、提出者は私、小柳道枝、賛成者、武藤哲志議員、渡邊美穂議員、門田直樹議員、橋本健議員、後藤邦晴議員、片井智鶴枝議員でございます。

現在、郵政事業は全国で約2万4,700か所に及ぶ郵便局のネットワークを通じて、全国一律に公平なサービスを提供することにより、国民の利便性を確保しています。

他方で市町村合併が加速され、市町村役場の統合・廃止などにより地域から公的な機関が撤退し、ますます行政サービスが低下することが予想される中、全国各地に配置されている郵便局にその肩がわりが期待されています。本市においても、行政と郵便局の間で防災協定をはじめとする協力関係が構築されており、今後各種証明書の交付事務などワンストップサービス導入などの検討も行われているところであります。

こうした中、政府は構造改革の一環として、経済財政諮問会議に郵政事業民営化を検討するよう指示し、この秋をめどに最終報告を取りまとめる方向で進めております。競争原理を基本

とする民間経営においては、収益すなわち採算性が重視されるのは当然であり、郵政事業が民営化されこの原理が適用されることになれば、各種料金の値上げ、市内の小規模郵便局の統廃合が実施されることは必定で、市民生活に与える影響ははかり知れません。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、郵政事業の検討に当たっては、公的・社会的役割の重要性にかんがみ、郵便局の窓口ネットワークの有効活用やユニバーサルサービスの維持などにより、国民の利便性を十分に確保すべく、郵政事業の現状の経営形態を維持されるよう強くお願いするものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。皆様方のご同意をよろしくお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時02分

議長（村山弘行議員） ここで、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

~~~~~

再開 午前11時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第14 意見書第3号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書

議長（村山弘行議員） 日程第14、意見書第3号『「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書』を議題とします。

提出者の説明を求めます。

15番安部陽議員。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） 先ほど請願第7号で、採択されましたので、『「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書』を提出いたします。提出者は私、安部陽、賛成者は福廣和美議員、岡部茂夫議員、安部啓治議員、力丸義行議員となっております。朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

『「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書』。

「人権侵害の救済に関しては法的措置を講ずること」と明記された人権擁護推進審議会答申並びに国際的人権潮流に後押しされて、政府は閣議決定された人権擁護法案を提出し、4回にわたって国会での審議が行われた。

しかし、この法案は、国際的人権基準ともいべきパリ原則（人権委員会の独立性確保）に合致せずとの国内外の抜本的修正を求める世論の高まりの中、平成15年10月の衆議院解散により自然廃案となった。

しかしながら、熊本県における元ハンセン病患者に対する宿泊拒否や、いわゆる同和地区を特定し誹謗中傷をインターネット上で繰り返すという悪質な人権侵害が惹起し、本市においても同和地区問い合わせ差別事象等が後を絶たない状況にある。よって、人権救済に関する法律の制定は焦眉の急務であります。

21世紀を真の人権の世紀としていくため、また市民生活の人権確立を標榜した太宰府市人権都市宣言に関する条例を具体化するためにも、政府からの独立性を担保した実効性ある「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求め、下記の要望を行うものである。

1、1993年に国連で採択された「パリ原則」を踏まえ、独立性を確保するため、新たに設置する人権委員会は内閣府の外局とし、国家行政組織法3条委員会とすること。

2、人権侵害の被害救済が迅速かつ効果的に実施されるように、少なくとも都道府県ごとに地方人権委員会を設置すること。

3、国や都道府県に設置される人権委員会には、人権問題、部落問題に精通した委員を選任すること。また、事務局についても、それぞれの人権委員会が人権問題に精通した人材を独自に採用すること。

4、人権委員会は、マスメディアの取材や報道に対する規制、さらには様々な人権団体の自主的活動に対して不当に干渉することなく、十分な連携を取りつつ活動すること。

5、人権擁護委員制度については、抜本的な制度改革を行い、国や都道府県に設置される人権委員会と十分連携を取りながら、効果的な活動ができるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

提出先は内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣。

皆様の同意をよろしく願います。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり）

（19番武藤哲志議員「議長」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ただいま委員会付託……。

議長（村山弘行議員） ちょっとお待ちください。委員会付託についての省略に対する意見ですね。

19番（武藤哲志議員） はい。それについてはですね、できれば委員会付託を省略したいという部分がありましたが、私はできれば付託をしていただきたいし、ただいまから質疑の許可になれば、当然、提出者からこの説明を受けて納得をしたいと思いますので、できれば質疑を先にさせていただき、その後、付託をどうするかという形で審査をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

~~~~~

再開 午前11時46分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま19番武藤哲志議員から意見書第3号に対する所管委員会に付託をするという動議が提出をされました。武藤議員の動議に対する賛成の方の挙手を願います。

（少数挙手）

議長（村山弘行議員） 所定の賛成者がありませんので、動議は不成立となります。

したがって、委員会付託を省略をします。

15番安部陽議員、演壇の方にお願います。

ただいまから質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 提出者に、わかりやすく私に説明をいただきたいと思います。

大変な意見書案でありまして、まず前文の中に太宰府市人権都市宣言に関する条例を具体化

とまず1点入っておりますから、どのように太宰府市の人権条例を具体化するのか。それから、人権侵害に関する法律とあります。私、先ほども言いましたように、国はもうちゃんと法律があるわけですが、それ以外にどういう法律をつくらうとするのか。ある一定、下の方の内容については、そういう法律案がないんですね。パリ宣言というのはもう原則というのはもうありますから、これがまず、その人権侵害に関する法律について具体的に説明いただきたい。

それから、記の中でですね、パリ原則については理解ができますが、現在この人権委員会がありまして、人権擁護法というのがあります。それをこの意見書案では、国家行政組織法3条委員会とすると。国家行政組織法3条委員会ってのは何ですかね。私もよく知りませんので。

それから、5番目というのは、議会でいつも人権擁護委員も同意事項として市長から提案されてきております。現在人権擁護委員としても太宰府におられますが、この人権擁護委員制度については、抜本的な制度改革を行うと、こうありますが、人権擁護法抜本的改革を行う内容はどのような内容でしょうか。当然こういう意見書を上げてくるときには、運動団体の方からもこういうふうな法律案をつくってほしいとか、太宰府の条例をどういふふうに変えてほしいとか、国の今の人権擁護委員会ではなく、国家の組織の第3条っていうのは、どのような内容でどのような活動をするとところで、どこに人権法に問題があるのかも含めて、あると思いますが、こんな貴重な大変な意見書案をですね、提案されておりますので、具体的にわかりやすく説明ください。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 第1点目の太宰府市人権都市宣言に関する条例を具体化するためということでございます。これにつきましては、現在、都市宣言の条例あります。一応これについては、この下記の問題等含めて今後具体化についてされるものと思っております。

（19番武藤哲志議員「え、わかりやすくちょっと、何か聞こえなかったんです」と呼ぶ）

それから、人権侵害の救済に関する法律につきましては、この意見書の提案の記のところで5項目にわたって、これを尊重しながら早く法律をつくってくださいという要望でございますので、その点ご了解願いたいと思います。

国家行政組織法については、現在問題になっておりました名古屋刑務所等の懲らしめ事件等、内部告発ですか、そういうことでありまして、これについては同じ府でするよりもということで、委員会をつくるということ。十分な説明じゃございませんけれどもひとつよろしくお願いたします。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） その十分な説明じゃなくて、とりあえず、もうちょっと今からですね、休憩してその太宰府市人権都市宣言に関する条例を具体化すると、こう、そういうのありますから、それをちょっと見ていただくのと、人権侵害に関する法律というのはどのような内容か、運動団体にちょっと問い合わせさせていただいて、今、国家行政組織法3条委員会というの



は、当然その憲法で調べれば出てくることですし、それから人権擁護委員制度について抜本的制度改革というのは、どこに人権擁護法に問題があるのかを、ちょっと休憩して運動団体に聞いてくれませんか。今何も説明もわからんような。何か刑務所と何のかかわりがあるんですか。あなたその運動団体に今聞いてくれませんか。請願してる団体がありますから。聞く考えはありませんか。資料として私たちにちょっと勉強させていただかないとね。議会がこういう決議を上げたといったら大変なことです。まず法律文書なんか私の方に資料として渡していただませんか。私も今日ここ来て初めて見ましたんでね、わかりませんから。

(15番安部 陽議員「見解の相違と思いますけど、私は、すべての人が差別されることなく、平等に生きる権利を擁護するためにこれを意見書として出しておりますんで」と呼ぶ)

だから、それは意見書案についてはね、差別しちゃいけませんと私は言ってるんだけど、その説明をしてくださって言うんだけど、説明ができないっていうのはおかしいでしょ。だから、国家行政組織法3条ていうのは何ですかと、こう言いよるんです。名古屋刑務所のああいふ犯罪に対する人の国家行政法の3条ですとあなたが言ったから、それが事実かどうかを確認したいっていったら。休憩して書類を出してくれませんか。事務所に調べさせりゃあいいでしょう。

議長(村山弘行議員) 15番安部陽議員。

15番(安部 陽議員) じゃあ、そういうふうに。

(19番武藤哲志議員「じゃあ、休憩お願いします、はい」と呼ぶ)

議長(村山弘行議員) 休憩ですか。

15番(安部 陽議員) 調査の時間をいただきたいと思います。

議長(村山弘行議員) それでは、暫時休憩します。

休憩 午前11時54分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長(村山弘行議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番安部陽議員、演壇の方へお進みください。

19番武藤哲志議員の2回目に対する回答をお願いいたします。

15番(安部 陽議員) 武藤議員からいろいろと勉強するように質問を受けましたので、この1時間、一生懸命、これだけの資料があります。牛歩戦術で読み上げたいと思いましたが、皆さんいろいろとご都合があると思いますので、簡単にご回答申し上げます。

先ほど、国家行政組織法3条委員会、これにつきましては府、省がありまして、その中にまた委員会あるいは庁を設けると。結局これは専門的に審議していただくということでこのような委員会を設けなさいということでやっております。私といたしましては、この人権侵害の救済に関することは本当に大事なことでございますので、一日も早くこれを願うもの一人でも

あり、また賛成者多数の皆さんの気持ちでもありますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 太宰府市の例規集のね、191ページにこの太宰府市人権都市宣言に関する条例というのが、平成7年12月25日に条例第38号で出たときに、大変論議になりましたね、私はこういう条例をつくるべきじゃないと。国の法律があるがっていうことですが、まずこういうものを扱わないってことが、まず基本だと思うんですね。

それから今言われたように、ここの前文の中にね、やはり運動団体があらゆる同和っていう問題を出していますが、国ではそういう部分になっていないと思うんですよ。人権ていう問題について、やはり文書上については、出身がどうであれ差別してはならないと。日本にはやはり人種差別はないというふうにされていたんですが、日本ではアイヌという方々を一つは人種差別の問題として挙げられたわけであって、同和地区というのは差別でないというのが、政府の見解だったわけですね。だから、そういう状況の中にこういう同和問題を最優先に運動団体が出してきて、法律を扱うというのはちょっと問題がありますし、パリ宣言についても、いろいろ運動団体の要求に基づく内容です。

今、私がここで具体的に一つ一つ説明しよっても時間もかかりますからあれですが、それからやはりね、こういう大きな問題のときには一番、それから今後議会も検討しなきゃいけないと思うんですが、17名ですか。17名の方が署名したらね、後からこう問題点が出てきても賛成せざるを得ないという状況になるんじゃないですか。一遍自分が請願の紹介議員になっておって、論議してみてもう少し勉強しとけばよかった、後からですね、ありゃあ、こういう問題が出てきたのかと、みなし採択みたいになってるわけですよ。だから、やっぱ今後そういう状況の中で請願については慎重に扱うべきだと私は思います。だからまあ、そらもう出された部分で動議も否決もされましたし、説明つったってよくわからないと。ただし具体的に運動団体の要求する書類があるわけですから、審査の段階、意見書を出す段階でそういう資料を行政側からね要求して、そしてそれを検討する必要があったと思うんですよ。だから、もう今、提案者に私の方からいろいろ聞いたってその資料ないはずですから。ここにありますよ、いっぱい。もうこれで終わります。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、私はあの、請願の内容についても、また環境厚生常任委員会では山路一恵議員が反対討論もしておりますが、やはり法律をつくろうというときには、やはりそれなりの慎重な部分も必要です。今こういう同和問題については、日本には3つの団体があ

りまして、解放同盟、それから全解連、全日本同和会ありますが、この3つの3団体も意見が分かれております。もうはっきり言って、同和対策特別措置法が終わり、それから今後どうするのかと。ただし、人権を守ることについては、3団体同じ意見を持っております。ところが、一部の一団体だけの欲求を、やはり国会に上げたり、決議をすることについては慎重な態度をとるべきです。この内容にも大変、市にもかかわってくるのですが、私は絶対にこの太宰府市におかれてはですね、今まであらゆる努力をして解決に向かっているものを、もとに戻さないようにぜひお願いをしたい。それからやはり、一部の団体の権利だけをですね、認めるようなことのないようにお願いをします。私はこの意見書案については、どうしても賛成できません。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時07分

~~~~~

日程第15 意見書第4号 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

議長（村山弘行議員） 日程第15、意見書第4号「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

14番佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） この意見書は太宰府市議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。提出者は私、佐伯修、賛成者は岡部茂夫議員、武藤哲志議員、福廣和美議員、安部陽議員、清水章一議員、小柳道枝議員、山路一恵議員、渡邊美穂議員、不老光幸議員であります。

理由といたしまして、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活保障、精神的支援など、被害回復制度の充実を求めるためであります。

意見書の朗読により説明にかえさせていただきます。

近年、我が国では犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっています。こうした中で、犯罪被害者とその家族は大きな痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきました。

「刑事裁判は社会秩序維持を守るためにあるので、被害者のためにあるのではない」とい

う、平成2年の最高裁判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族の権利は抑圧されている一方で、加害者に対しては医療費、食料費、生活管理費、国選弁護報酬費などの高額な費用を国が負担するなど、過度とも言える加害者の人権保護が際立ち、極めて不公平な扱いが行われていると言っても過言ではありません。

国民のだれもが犯罪被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の保障・精神的支援などの被害回復のための支援制度を確立することは、国の責務であります。

よって、国におかれては、犯罪被害者の救済と被害回復制度などの拡充のため、次の事項を早急を実現するよう強く要望します。

- 1、犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2、犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 3、犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立すること。
- 4、被害者救済制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものであります。

あて先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、国家公安委員長、警察庁長官であります。

以上で説明を終わります。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時12分

~~~~~

日程第16 議員の派遣について

議長（村山弘行議員） 日程第16、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

日程第17 閉会中の継続調査申し出について

議長（村山弘行議員） 日程第17、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項字句その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成16年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成16年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午後1時13分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年8月25日

太宰府市議会議長 村山 弘行

会議録署名議員 片井 智鶴枝

会議録署名議員 力丸 義行